

( 電子メール 施行 )  
企 水 第 1051 号  
令和3年4月28日

関係事務所長 様

水 道 課 長

令和3年度 水道施設整備費に係る歩掛表の送付および運用について（通知）

標記のことについて、令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表を別紙により送付します。  
運用については、下記によることとしましたので通知します。

事業の実施にあたり、適正に取り扱っていただくよう、よろしく申し上げます。

記

1 諸経费率等の運用について

以下については令和3年6月1日より適用とする。

- (1) 現場管理费率の補正 . . . . 【別紙 P. 13/P. 59】
- (2) 週休2日補正率の改訂 . . . . 【別紙 P. 33～P34/P. 59】

2 その他の歩掛りの運用について

上記1(1)～(2)以外の歩掛の改定については、令和3年度県土整備部土木工事標準積算基準書の改定日にあわせ適用することを予定しています。後日改めて通知します。

【問い合わせ先】

水道課 施設整備班

TEL : 078-341-7711(代表)

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定総括表

項 目	令和2年度版 頁番号	内 容
第一編 請負工事標準歩掛		
第1章 積算基準		
第2節 工事費の積算		
1-2-1 直接工事費		
1-2-1-2 労務費	4	・ 休日割増の明示
1-2-2 間接工事費		
1-2-2-2 共通仮設費	6, 7	・ 率計算の対象額に含めない項目の変更
	11	・ 自動車航送船使用料の追加
	13	・ 建設機械運搬方法項目の変更
1-2-2-3 現場管理費	26	・ 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合の変更
	27	・ 現場管理費率標準値の変更
1-2-4 一般管理費等		
1-2-4-1 一般管理費の項目及び内容	29	・ 役員報酬の変更
1-2-4-2 付加利益	30	・ 役員賞与金の明確化
1-2-8 週休2日工事に要する費用の積算	34	・ 補正係数の変更
		・ 受注者希望方式の変更
第2章 開削工歩掛		
第1節 標準掘削断面		
2-1-3 掘削幅の算定	38, 39	・ アルミ矢板の追加
	39	・ GX形継手の呼び径 450mmの追加
2-1-5 再掘削工の算定	42	・ GX形継手の呼び径 450mmの追加
第2節 土留工		
2-2-7 土留歩掛表（アルミ矢板たて込み）、機械施工	新設	・ 土留歩掛表（アルミ矢板たて込み）、機械施工の新設
第3節 鋳鉄管布設工		
2-3-8 GX形継手接合歩掛表	55	・ GX形継手の呼び径 450mmの追加
2-3-10 NS形・SII形・GX形継手挿口加工歩掛表	56	・ GX形継手の呼び径 450mmの追加
第8節 管切断工		
2-8-2 鋳鉄管切断歩掛表	88	・ 諸雑費の変更
2-8-3 鋳鉄管切断・溝切り加工歩掛表	89, 90	・ GX形継手の呼び径 450mmの追加
第9節 弁類及び消火栓設置工		
2-9-2 空気弁及び空気弁座設置歩掛表	96	・ 機械施工の追加
2-9-3 消火栓設置歩掛表	96	・ 撤去歩掛のための補正係数の変更
第10節 既設管撤去工		
2-10-2 既設管撤去切断歩掛表	101	・ 補正対象の項目の明確化
2-10-3 鋳鉄管継手取外し歩掛表	102	・ GX形継手の呼び径 450mmの追加
		・ 表備考の記載の変更

項 目	令和2年度版 頁番号	内 容
第二編 参考資料		
第1章 参考歩掛		
第1節 管路土工		
1-1-3 舗装版取壊し積込歩掛表	162, 164	・機種の規格、機械運転表の変更
第2節 開削工事の吊込み据付歩掛及び継手歩掛の補正係数		
1-2-2 継手歩掛の補正係数 (ダクタイル鋳鉄管及び鋼管に適用)	176	・適用区分の変更
第3節 水道管挿入工事		
1-3-5 充填歩掛表	180, 181	・A-2 充填工の変更
第三編 設計業務委託標準歩掛		
第3章 構造物設計歩掛		
第2節 ポンプ場設計歩掛		
3-2-2 基本歩掛		
3-2-2-1 実施設計(基本設計)	228 228	・第1表 備考の記載の明確化 ・第2表 工種別設計歩掛の割合の一部追加
第3節 浄水場設計歩掛		
3-3-2 基本歩掛		
3-3-2-1 実施設計(基本設計)	235	・表備考の記載の明確化
3-3-2-2 実施設計(詳細設計)	249~266	・表備考の記載の明確化
第5章 更新設計歩掛		
第1節 配水池更新設計歩掛	新設	・配水池更新設計歩掛の新設
第2節 ポンプ場更新設計歩掛	新設	・ポンプ場更新設計歩掛の新設
第3節 浄水場更新設計歩掛		
5-3-2 基本歩掛		
5-3-2-1 実施設計(基本設計)	304	・表備考の記載の明確化

※上記のほか、全般を通して、以下の改定を行っている。

- ・誤解しやすい表現に対する補足説明の追加
- ・誤記の訂正

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
P1	<p>第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第1節 請負工事積算基準 1-1-4 請負工事費の費目 1-1-4-2 間接工事費 (2) 共通仮設費 共通仮設費は、次に掲げるものについて積算するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運搬費</li> <li>② 準備費</li> <li>③ 事業損失防止施設費</li> <li>④ 安全費</li> <li>⑤ 役務費</li> <li>⑥ 技術管理費</li> <li>⑦ 営繕費</li> </ul>	<p>第一編 請負工事標準歩掛 第1章 積算基準 第1節 請負工事積算基準 1-1-4 請負工事費の費目 1-1-4-2 間接工事費 (2) 共通仮設費 共通仮設費は、<b>工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2節 工事費の積算」の「1-2-2-2 共通仮設費」による。</b></p>
P2	<p>(3) 現場管理費 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。</p> $\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$ <p>ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費</p>	<p>(3) 現場管理費 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、<b>「第2節 工事費の積算」の「1-2-2-3 現場管理費」による。</b></p>
P2	<p>1-1-4-3 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。</p> $\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$	<p>1-1-4-3 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、<b>一般管理費を構成する各費目及び付加利益について積算するものとし、「第2節 工事費の積算」の「1-2-4 一般管理費等」による。</b></p>
P2	<p>1-1-4-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税等相当分を積算するものとする。</p>	<p>1-1-4-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税等相当分を積算するものとし、<b>「第2節 工事費の積算」の「1-2-5 消費税等相当額」による。</b></p>
P3	<p>第2節 工事費の積算 1-2-1 直接工事費 1-2-1-1 材料費 (2) 価格 (略) 1) 物価資料による場合 ① 単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 (略)</p>	<p>第2節 工事費の積算 1-2-1 直接工事費 1-2-1-1 材料費 (2) 価格 (略) 1) 物価資料による場合 ① 単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。<b>ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。</b> (略)</p>

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
P3  P4	1-2-1-2 労務費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (略) (新規)	1-2-1-2 労務費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)から(4)によるものとする。 (略) <b>(4) 休日作業の労務単価</b> 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。 法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。
P5	1-2-1-3 直接経費 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。	1-2-1-3 直接経費 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。
P6	1-2-2 間接工事費 1-2-2-2 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分 (イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 a. 原則として管材費のうち1/2の金額 b. 簡易組立式橋梁、PC桁、グレーチング床版、門扉、ポンプの購入費 c. 上記bを支給する場合の支給品費 d. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価	1-2-2 間接工事費 1-2-2-2 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分 (イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。 a. 原則として管材費のうち1/2の金額 b. 簡易組立式橋梁、 <b>プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブル</b> の購入費 c. 上記bを支給する場合の支給品費 d. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む） <b>e. 大型標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤（鋼管フレーム型、バットレス型）、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む）</b>

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																				
P7	<p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" data-bbox="359 363 1403 867"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管材費</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処分費等</td> <td colspan="4">処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、（注）（ト）参照）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支給品費等</td> <td>管材費</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○対象とする ×対象としない</p> <p>(注)(イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言い、仮設配管も含める。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。※管材は管等の内面が水に接する材料である。</p> <p>(ハ) 桁等購入費とは、P C桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプの購入費をいう。</p> <p>(ニ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ホ) 現場発成品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発成品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 処分費等の取扱い 処分費等とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 ①処分費（再資源化施設の入受費を含む） ②上下水道料金 ③有料道路利用料</p>	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○	○	桁等購入費	×	○	○	○	処分費等	処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、（注）（ト）参照）				支給品費等	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	×	桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	×	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	○	現場発成品	×	×	×	×	<p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" data-bbox="1576 363 2620 867"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管材費</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処分費等</td> <td colspan="4">処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、（注）（ト）参照）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支給品費等</td> <td>管材費</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>○（原則1/2の金額）</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○対象とする ×対象としない</p> <p>(注)(イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言い、仮設配管も含める。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。※管材は管等の内面が水に接する材料である。</p> <p>(ハ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、<b>プレキャストP C桁、プレキャストP C床版、グレーチング床版、合成床版製品費</b>、ポンプ、<b>大型玩具（設計製作品）、光ケーブル</b>の購入費をいう。</p> <p>(ニ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ホ) <b>別途製作する大型標識柱〔オーバーハンク式（F型、T型、逆L型、WP型）、オーバーヘッド式〕、シャ音壁支柱、鋼製砂防堰堤（鋼管フレーム型、バットレス型）、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取り扱う場合）</b></p> <p>(ヘ) 現場発成品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ト) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発成品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（<b>材料費含む</b>）と同じ扱いとする。</p> <p>(チ) 処分費等の取扱い 処分費等とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、<b>次表</b>のとおりとする。 ①処分費（再資源化施設の入受費を含む） ②上下水道料金 ③有料道路利用料</p>	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○	桁等購入費	×	○	○	○	処分費等	処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、（注）（ト）参照）				支給品費等	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	×	桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	×	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	○	現場発成品	×	×	×	×
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																																		
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																																		
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																																		
管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○	○																																																																																																																																		
桁等購入費	×	○	○	○																																																																																																																																		
処分費等	処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、（注）（ト）参照）																																																																																																																																					
支給品費等	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	×																																																																																																																																		
	桁等購入費	×	○	×																																																																																																																																		
	一般材料費	○	○	×																																																																																																																																		
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																																		
	電力	○	○	×																																																																																																																																		
無償貸付機械等評価額	○	○	×	×																																																																																																																																		
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	○																																																																																																																																		
現場発成品	×	×	×	×																																																																																																																																		
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																																		
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																																		
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																																		
管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	○																																																																																																																																		
桁等購入費	×	○	○	○																																																																																																																																		
処分費等	処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、（注）（ト）参照）																																																																																																																																					
支給品費等	管材費	○（原則1/2の金額）	○（原則1/2の金額）	×																																																																																																																																		
	桁等購入費	×	○	×																																																																																																																																		
	一般材料費	○	○	×																																																																																																																																		
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																																		
	電力	○	○	×																																																																																																																																		
無償貸付機械等評価額	○	○	×	×																																																																																																																																		
鋼橋門扉等工場原価	×	×	○	○																																																																																																																																		
現場発成品	×	×	×	×																																																																																																																																		

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																				
P8  P9	<p>(3) 共通仮設費の率分 2) 共通仮設費率の補正 ①施工地域を考慮した共通仮設費率の補正 (イ) 下表の適用条件に該当する場合、別表-1の共通仮設費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="365 474 1439 1094"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.2	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	<p>(3) 共通仮設費の率分 2) 共通仮設費率の補正 ①施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 (イ) 次表の適用条件に該当する場合、別表-1の共通仮設費率標準値に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1581 474 2656 1094"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、<b>施工地域</b>が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、<b>人口集中地区</b>（DID地区）とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.2	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5
適用条件		補正係数	適用優先																																																			
施工地域区分	対象																																																					
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.5	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.2	3																																																			
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																																			
適用条件		補正係数	適用優先																																																			
施工地域区分	対象																																																					
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.5	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.2	3																																																			
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																																			

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																						
P10	<p>(ロ) 共通仮設費（率分）の計算            共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率標準値（K<sub>r</sub>）×施工地域を考慮した補正係数            ただし、共通仮設費率標準値は別表-1による。            なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率標準値(K<sub>r</sub>)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>別表-1 共通仮設費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="341 548 1492 764"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(P) 適用区分</th> <th rowspan="2">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 A×P<sup>b</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>13.32%</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>12.85%</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>7.64%</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式  <math>K_r = A \cdot P^b</math>            ただし K<sub>r</sub>：共通仮設費率（%）            P：対象額（円）            A・b：変数値            注1) K<sub>r</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。            注2) 対象額の算定にあたっては、「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対照表」を参照のこと。</p>	対象額(P) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	A	b	工種区分					開削工事及び小口径推進工事	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%	シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%	<p>(ロ) 共通仮設費（率分）の計算            共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率標準値（K<sub>r</sub>）×施工地域を考慮した補正係数            ただし、共通仮設費率標準値は別表-1による。            なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率標準値(K<sub>r</sub>)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>別表-1 共通仮設費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1558 548 2709 764"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(P) 適用区分</th> <th rowspan="2">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 A×P<sup>b</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>13.32%</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>12.85%</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>7.64%</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式  <math>K_r = A \cdot P^b</math>            ただし K<sub>r</sub>：共通仮設費率（%）            P：対象額（円）            A・b：変数値            注1) K<sub>r</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。            注2) 対象額の算定にあたっては、「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対照表」を参照のこと。</p>	対象額(P) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	A	b	工種区分					開削工事及び小口径推進工事	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%	シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%
対象額(P) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする			1,000万円を超え20億円以下 A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による			20億円を超えるもの 下記の率とする																																																	
		A	b																																																					
工種区分																																																								
開削工事及び小口径推進工事	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%																																																				
シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%																																																				
構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%																																																				
対象額(P) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 A×P <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																				
		A	b																																																					
工種区分																																																								
開削工事及び小口径推進工事	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%																																																				
シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%																																																				
構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%																																																				
P10  P11	<p>(4)-1 運搬費            2) 積算方法            ① 共通仮設費に計上される運搬費            (ロ) 積上げ項目による運搬費            a. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬            なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。            b. 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬            ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。            c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用            （運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む）            （新規）</p>	<p>(4)-1 運搬費            2) 積算方法            ① 共通仮設費に計上される運搬費            (ロ) 積上げ項目による運搬費            a. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬            なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。            b. 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬            ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。            c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用            （運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む）            d. 上記（イ）及び（ロ）aからcにおける自動車航送船使用料に要する費用            （運搬中の本体賃料・損料を含む）</p>																																																						



令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																								
P11	③ 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 (略)	③ 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 (略)																																																								
P12	表-2 運賃割増率 <table border="1" data-bbox="341 436 1445 741"> <thead> <tr> <th>割増項目</th> <th colspan="2">適用範囲</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">特 大 品 割 増  (C1)</td> <td rowspan="2">建設機械類</td> <td>使用車両積載トン数15t未満</td> <td>6割増</td> </tr> <tr> <td>” 15t以上</td> <td>7”</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼橋、 水閘門等</td> <td>単体の長さ(m)</td> <td>単体の質量(t)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12 ≤ L &lt; 15</td> <td>1 ≤ G &lt; 15</td> <td>8”</td> </tr> <tr> <td>15 ≤ L &lt; 20</td> <td>—</td> <td>10”</td> </tr> <tr> <td>(注)2</td> <td>20 ≤ L</td> <td>15 ≤ G</td> <td>12”</td> </tr> <tr> <td>悪路 割増 (C2)</td> <td colspan="2">悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。</td> <td>3”</td> </tr> </tbody> </table>	割増項目	適用範囲		割増率	特 大 品 割 増  (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増	” 15t以上	7”	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量(t)	—	12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8”	15 ≤ L < 20	—	10”	(注)2	20 ≤ L	15 ≤ G	12”	悪路 割増 (C2)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。		3”	表-2 運賃割増率 <table border="1" data-bbox="1558 436 2662 741"> <thead> <tr> <th>割増項目</th> <th colspan="2">適用範囲</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">特 大 品 割 増  (C1)</td> <td rowspan="2">建設機械類</td> <td>使用車両積載トン数15t未満</td> <td>6割増</td> </tr> <tr> <td>” 15t以上</td> <td>7”</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼橋、 水閘門等</td> <td>単体の長さ(m)</td> <td>単体の質量(t)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12 ≤ L &lt; 15</td> <td>1 ≤ G &lt; 15</td> <td>8割増</td> </tr> <tr> <td>15 ≤ L &lt; 20</td> <td>—</td> <td>10”</td> </tr> <tr> <td>(注)2</td> <td>20 ≤ L</td> <td>15 ≤ G</td> <td>12”</td> </tr> <tr> <td>悪路割増 (C2)</td> <td colspan="2">悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。</td> <td>3”</td> </tr> </tbody> </table>	割増項目	適用範囲		割増率	特 大 品 割 増  (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増	” 15t以上	7”	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量(t)	—	12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8割増	15 ≤ L < 20	—	10”	(注)2	20 ≤ L	15 ≤ G	12”	悪路割増 (C2)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。		3”
割増項目	適用範囲		割増率																																																							
特 大 品 割 増  (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増																																																							
		” 15t以上	7”																																																							
	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量(t)	—																																																						
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8”																																																						
		15 ≤ L < 20	—	10”																																																						
(注)2	20 ≤ L	15 ≤ G	12”																																																							
悪路 割増 (C2)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。		3”																																																							
割増項目	適用範囲		割増率																																																							
特 大 品 割 増  (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増																																																							
		” 15t以上	7”																																																							
	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量(t)	—																																																						
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8割増																																																						
		15 ≤ L < 20	—	10”																																																						
(注)2	20 ≤ L	15 ≤ G	12”																																																							
悪路割増 (C2)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。		3”																																																							
P13	<table border="1" data-bbox="341 783 1445 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率</th> <th rowspan="2">割増率</th> </tr> <tr> <th>地 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬期割増 (C3)</td> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡</td> <td>自12月1日 至3月31日</td> </tr> <tr> <td>深夜 早朝割増 (C4)</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table>		冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率	地 域	期 間	冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	深夜 早朝割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増	<table border="1" data-bbox="1558 783 2662 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率</th> <th rowspan="2">割増率</th> </tr> <tr> <th>地 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬期割増 (C3)</td> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡</td> <td>自12月1日 至3月31日</td> </tr> <tr> <td>深夜早朝割増 (C4)</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table>		冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率	地 域	期 間	冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	深夜早朝割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																								
	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率																																																							
	地 域	期 間																																																								
冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増																																																							
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日																																																								
深夜 早朝割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																																																							
	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率																																																							
	地 域	期 間																																																								
冬期割増 (C3)	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増																																																							
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日																																																								
深夜早朝割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																																																							
	<p>(注) 1. 誘導車、誘導員の費用は特大型割増に含む。</p> <p>2. 特大型割増(C1)で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。</p> <p>1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')</p> <p>運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。</p> <p>運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料(円)×運搬に要する日数(日)</p> <p>K＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料(円)×L／(輸送速度×8)</p> <p>運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料(円)×運搬に要する日数(日)</p> <p>K'＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料(円)×L／(輸送速度×8)</p> <p>L：運搬距離(km)基地から現場までの片道距離とする。</p> <p>輸送速度：(30 km/h)</p> <p>(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。</p> <p>2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30 km/hを標準とする。</p> <p>3. 分解組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。</p> <p>なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。</p>	<p>(注) 1. 誘導車、誘導員の費用は特大型割増に含む。</p> <p>2. 特大型割増(C1)で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。</p> <p>1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')</p> <p>運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。</p> <p>運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料(円)×運搬に要する日数(日)</p> <p>K＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料(円)×L／(輸送速度×8)</p> <p>運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料(円)×運搬に要する日数(日)</p> <p>K'＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料(円)×L／(輸送速度×8)</p> <p>L：運搬距離(km)基地から現場までの片道距離とする。</p> <p>輸送速度：(30 km/h)</p> <p>(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。</p> <p>2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30 km/hを標準とする。</p> <p>3. 分解組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解・組立により積算すること。</p> <p>なお、重建設機械分解・組立及び輸送については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。</p>																																																								

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																						
P13	<p>表-3 建設機械運搬方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>機械 質量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除雪ドーザ (クローラ型) (普通)</td> <td>21t</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>21.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板V<sub>L</sub>・VI<sub>L</sub>・Ⅱ<sub>W</sub>・Ⅲ<sub>W</sub>・Ⅳ<sub>W</sub>型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体 ・エアコンプレッサ搭載)</td> <td>吹付範囲半径7m級・ 吐出量8～22m<sup>3</sup>級</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貨物自動車による運搬は別途計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。</p>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00		除雪ドーザ (クローラ型) (普通)	21t			R	21.90		スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>W</sub> ・Ⅲ <sub>W</sub> ・Ⅳ <sub>W</sub> 型用			R	37.90		コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体 ・エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・ 吐出量8～22m <sup>3</sup> 級			R	22.00		<p>表-3 建設機械運搬方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>機械 質量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>除雪ドーザ (クローラ型) (普通)</del></td> <td><del>21t</del></td> <td></td> <td></td> <td><del>R</del></td> <td><del>21.90</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>スタビライザ (路床改良用)</del></td> <td><del>深0.6m 幅2.0m</del></td> <td></td> <td></td> <td><del>R</del></td> <td><del>23.00</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板V<sub>L</sub>・VI<sub>L</sub>・Ⅱ<sub>W</sub>・Ⅲ<sub>W</sub>・Ⅳ<sub>W</sub>型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体 ・エアコンプレッサ搭載)</del></td> <td><del>吹付範囲半径7m級・ 吐出量8～22m<sup>3</sup>級</del></td> <td></td> <td></td> <td><del>R</del></td> <td><del>22.00</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m<sup>3</sup>/平積0.3m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。</p>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50		<del>除雪ドーザ (クローラ型) (普通)</del>	<del>21t</del>			<del>R</del>	<del>21.90</del>		<del>スタビライザ (路床改良用)</del>	<del>深0.6m 幅2.0m</del>			<del>R</del>	<del>23.00</del>		スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>W</sub> ・Ⅲ <sub>W</sub> ・Ⅳ <sub>W</sub> 型用			R	37.90		<del>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体 ・エアコンプレッサ搭載)</del>	<del>吹付範囲半径7m級・ 吐出量8～22m<sup>3</sup>級</del>			<del>R</del>	<del>22.00</del>		バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00	
機 械 名	規 格			自 走		車 載			備 考																																																																																																																															
		速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)																																																																																																																																			
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00																																																																																																																																			
除雪ドーザ (クローラ型) (普通)	21t			R	21.90																																																																																																																																			
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50																																																																																																																																			
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																																			
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																																			
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>W</sub> ・Ⅲ <sub>W</sub> ・Ⅳ <sub>W</sub> 型用			R	37.90																																																																																																																																			
コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体 ・エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・ 吐出量8～22m <sup>3</sup> 級			R	22.00																																																																																																																																			
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考																																																																																																																																		
		速度 (km/h)	労務	車種	機械 質量 (t)																																																																																																																																			
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50																																																																																																																																			
<del>除雪ドーザ (クローラ型) (普通)</del>	<del>21t</del>			<del>R</del>	<del>21.90</del>																																																																																																																																			
<del>スタビライザ (路床改良用)</del>	<del>深0.6m 幅2.0m</del>			<del>R</del>	<del>23.00</del>																																																																																																																																			
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70																																																																																																																																			
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																																			
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																																			
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板V <sub>L</sub> ・VI <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>W</sub> ・Ⅲ <sub>W</sub> ・Ⅳ <sub>W</sub> 型用			R	37.90																																																																																																																																			
<del>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体 ・エアコンプレッサ搭載)</del>	<del>吹付範囲半径7m級・ 吐出量8～22m<sup>3</sup>級</del>			<del>R</del>	<del>22.00</del>																																																																																																																																			
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00																																																																																																																																			

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																
P14	<p>④ 仮設材等の運搬</p> <p>④-1 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用 仮設材の運搬は次式により行うものとする。  <math display="block">U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H</math>                     ただし、U：仮設材の運搬費                      E：基本運賃（円/t）                      下表によるものとする。                      なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。                      また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">基本運賃表 <span style="float: right;">（単位：円/t）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">製品長 距離</th> <th style="text-align: center;">12m以内</th> <th style="text-align: center;">12m超～ 15m以内</th> <th style="text-align: center;">15m超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10kmまで</td><td>4,350 (3,410)</td><td>4,800 (4,030)</td><td>7,010 (5,180)</td></tr> <tr><td>20 "</td><td>4,660 (3,570)</td><td>5,170 (4,240)</td><td>7,470 (5,510)</td></tr> <tr><td>30 "</td><td>5,000 (3,850)</td><td>5,480 (4,510)</td><td>7,990 (5,860)</td></tr> <tr><td>40 "</td><td>5,380 (4,070)</td><td>5,900 (4,760)</td><td>8,490 (6,190)</td></tr> <tr><td>50 "</td><td>5,750 (4,420)</td><td>6,310 (5,140)</td><td>9,040 (6,630)</td></tr> <tr><td>60 "</td><td>6,120 (4,700)</td><td>6,760 (5,490)</td><td>9,590 (7,060)</td></tr> <tr><td>70 "</td><td>6,540 (5,070)</td><td>7,180 (5,890)</td><td>10,100 (7,520)</td></tr> <tr><td>80 "</td><td>6,900 (5,330)</td><td>7,570 (6,190)</td><td>10,600 (7,900)</td></tr> <tr><td>90 "</td><td>7,220 (5,610)</td><td>7,940 (6,520)</td><td>11,100 (8,310)</td></tr> <tr><td>100 "</td><td>7,620 (5,900)</td><td>8,380 (6,840)</td><td>11,700 (8,750)</td></tr> <tr><td>110 "</td><td>7,960 (6,250)</td><td>8,730 (7,200)</td><td>12,200 (9,180)</td></tr> <tr><td>120 "</td><td>8,300 (6,490)</td><td>9,080 (7,470)</td><td>12,700 (9,550)</td></tr> <tr><td>130 "</td><td>8,700 (6,780)</td><td>9,510 (7,790)</td><td>13,300 (9,940)</td></tr> <tr><td>140 "</td><td>9,040 (7,020)</td><td>9,850 (8,060)</td><td>13,800 (10,300)</td></tr> <tr><td>150 "</td><td>9,370 (7,290)</td><td>10,200 (8,360)</td><td>14,400 (10,700)</td></tr> <tr><td>160 "</td><td>9,820 (7,530)</td><td>10,600 (8,630)</td><td>14,900 (11,000)</td></tr> <tr><td>170 "</td><td>10,000 (7,790)</td><td>10,900 (8,910)</td><td>15,400 (11,400)</td></tr> <tr><td>180 "</td><td>10,300 (8,020)</td><td>11,200 (9,180)</td><td>15,800 (11,700)</td></tr> <tr><td>190 "</td><td>10,700 (8,290)</td><td>11,800 (9,470)</td><td>16,800 (12,100)</td></tr> <tr><td>200 "</td><td>11,100 (8,560)</td><td>12,100 (9,780)</td><td>17,300 (12,500)</td></tr> <tr><td>200kmを超え 20kmまでを増すごとに</td><td>677 (447)</td><td>802 (558)</td><td>1,080 (738)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州・沖縄の7地方は（ ）内の運賃を適用する。                      2. 発地・着地で地方が異なる場合は、発注機関の存在する地方を適用する。                      3. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。                      4. 誘導車・誘導員が必要な場合については、別途計上する。</p>	製品長 距離	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超	10kmまで	4,350 (3,410)	4,800 (4,030)	7,010 (5,180)	20 "	4,660 (3,570)	5,170 (4,240)	7,470 (5,510)	30 "	5,000 (3,850)	5,480 (4,510)	7,990 (5,860)	40 "	5,380 (4,070)	5,900 (4,760)	8,490 (6,190)	50 "	5,750 (4,420)	6,310 (5,140)	9,040 (6,630)	60 "	6,120 (4,700)	6,760 (5,490)	9,590 (7,060)	70 "	6,540 (5,070)	7,180 (5,890)	10,100 (7,520)	80 "	6,900 (5,330)	7,570 (6,190)	10,600 (7,900)	90 "	7,220 (5,610)	7,940 (6,520)	11,100 (8,310)	100 "	7,620 (5,900)	8,380 (6,840)	11,700 (8,750)	110 "	7,960 (6,250)	8,730 (7,200)	12,200 (9,180)	120 "	8,300 (6,490)	9,080 (7,470)	12,700 (9,550)	130 "	8,700 (6,780)	9,510 (7,790)	13,300 (9,940)	140 "	9,040 (7,020)	9,850 (8,060)	13,800 (10,300)	150 "	9,370 (7,290)	10,200 (8,360)	14,400 (10,700)	160 "	9,820 (7,530)	10,600 (8,630)	14,900 (11,000)	170 "	10,000 (7,790)	10,900 (8,910)	15,400 (11,400)	180 "	10,300 (8,020)	11,200 (9,180)	15,800 (11,700)	190 "	10,700 (8,290)	11,800 (9,470)	16,800 (12,100)	200 "	11,100 (8,560)	12,100 (9,780)	17,300 (12,500)	200kmを超え 20kmまでを増すごとに	677 (447)	802 (558)	1,080 (738)	<p>④ 仮設材等の運搬</p> <p>④-1 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用 仮設材の運搬は次式により行うものとする。  <math display="block">U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H</math>                     ただし、U：仮設材の運搬費                      E：基本運賃（円/t）                      次表によるものとする。                      なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。                      また、運賃は次表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。</p> <p style="text-align: center;">基本運賃表 <span style="float: right;">（単位：円/t）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">製品長 距離</th> <th style="text-align: center;">12m以内</th> <th style="text-align: center;">12m超～ 15m以内</th> <th style="text-align: center;">15m超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10kmまで</td><td>4,350 (3,410)</td><td>4,800 (4,030)</td><td>7,010 (5,180)</td></tr> <tr><td>20 "</td><td>4,660 (3,570)</td><td>5,170 (4,240)</td><td>7,470 (5,510)</td></tr> <tr><td>30 "</td><td>5,000 (3,850)</td><td>5,480 (4,510)</td><td>7,990 (5,860)</td></tr> <tr><td>40 "</td><td>5,380 (4,070)</td><td>5,900 (4,760)</td><td>8,490 (6,190)</td></tr> <tr><td>50 "</td><td>5,750 (4,420)</td><td>6,310 (5,140)</td><td>9,040 (6,630)</td></tr> <tr><td>60 "</td><td>6,120 (4,700)</td><td>6,760 (5,490)</td><td>9,590 (7,060)</td></tr> <tr><td>70 "</td><td>6,540 (5,070)</td><td>7,180 (5,890)</td><td>10,100 (7,520)</td></tr> <tr><td>80 "</td><td>6,900 (5,330)</td><td>7,570 (6,190)</td><td>10,600 (7,900)</td></tr> <tr><td>90 "</td><td>7,220 (5,610)</td><td>7,940 (6,520)</td><td>11,100 (8,310)</td></tr> <tr><td>100 "</td><td>7,620 (5,900)</td><td>8,380 (6,840)</td><td>11,700 (8,750)</td></tr> <tr><td>110 "</td><td>7,960 (6,250)</td><td>8,730 (7,200)</td><td>12,200 (9,180)</td></tr> <tr><td>120 "</td><td>8,300 (6,490)</td><td>9,080 (7,470)</td><td>12,700 (9,550)</td></tr> <tr><td>130 "</td><td>8,700 (6,780)</td><td>9,510 (7,790)</td><td>13,300 (9,940)</td></tr> <tr><td>140 "</td><td>9,040 (7,020)</td><td>9,850 (8,060)</td><td>13,800 (10,300)</td></tr> <tr><td>150 "</td><td>9,370 (7,290)</td><td>10,200 (8,360)</td><td>14,400 (10,700)</td></tr> <tr><td>160 "</td><td>9,820 (7,530)</td><td>10,600 (8,630)</td><td>14,900 (11,000)</td></tr> <tr><td>170 "</td><td>10,000 (7,790)</td><td>10,900 (8,910)</td><td>15,400 (11,400)</td></tr> <tr><td>180 "</td><td>10,300 (8,020)</td><td>11,200 (9,180)</td><td>15,800 (11,700)</td></tr> <tr><td>190 "</td><td>10,700 (8,290)</td><td>11,800 (9,470)</td><td>16,800 (12,100)</td></tr> <tr><td>200 "</td><td>11,100 (8,560)</td><td>12,100 (9,780)</td><td>17,300 (12,500)</td></tr> <tr><td>200kmを超え 20kmまでを増すごとに</td><td>677 (447)</td><td>802 (558)</td><td>1,080 (738)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州・沖縄の7地方は（ ）内の運賃を適用する。                      2. 発地・着地で地方が異なる場合は、発注機関の存在する地方を適用する。                      3. 敷鉄板については、敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。                      4. 誘導車、誘導員が必要な場合については、別途計上する。</p>	製品長 距離	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超	10kmまで	4,350 (3,410)	4,800 (4,030)	7,010 (5,180)	20 "	4,660 (3,570)	5,170 (4,240)	7,470 (5,510)	30 "	5,000 (3,850)	5,480 (4,510)	7,990 (5,860)	40 "	5,380 (4,070)	5,900 (4,760)	8,490 (6,190)	50 "	5,750 (4,420)	6,310 (5,140)	9,040 (6,630)	60 "	6,120 (4,700)	6,760 (5,490)	9,590 (7,060)	70 "	6,540 (5,070)	7,180 (5,890)	10,100 (7,520)	80 "	6,900 (5,330)	7,570 (6,190)	10,600 (7,900)	90 "	7,220 (5,610)	7,940 (6,520)	11,100 (8,310)	100 "	7,620 (5,900)	8,380 (6,840)	11,700 (8,750)	110 "	7,960 (6,250)	8,730 (7,200)	12,200 (9,180)	120 "	8,300 (6,490)	9,080 (7,470)	12,700 (9,550)	130 "	8,700 (6,780)	9,510 (7,790)	13,300 (9,940)	140 "	9,040 (7,020)	9,850 (8,060)	13,800 (10,300)	150 "	9,370 (7,290)	10,200 (8,360)	14,400 (10,700)	160 "	9,820 (7,530)	10,600 (8,630)	14,900 (11,000)	170 "	10,000 (7,790)	10,900 (8,910)	15,400 (11,400)	180 "	10,300 (8,020)	11,200 (9,180)	15,800 (11,700)	190 "	10,700 (8,290)	11,800 (9,470)	16,800 (12,100)	200 "	11,100 (8,560)	12,100 (9,780)	17,300 (12,500)	200kmを超え 20kmまでを増すごとに	677 (447)	802 (558)	1,080 (738)
製品長 距離	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超																																																																																																																																																																															
10kmまで	4,350 (3,410)	4,800 (4,030)	7,010 (5,180)																																																																																																																																																																															
20 "	4,660 (3,570)	5,170 (4,240)	7,470 (5,510)																																																																																																																																																																															
30 "	5,000 (3,850)	5,480 (4,510)	7,990 (5,860)																																																																																																																																																																															
40 "	5,380 (4,070)	5,900 (4,760)	8,490 (6,190)																																																																																																																																																																															
50 "	5,750 (4,420)	6,310 (5,140)	9,040 (6,630)																																																																																																																																																																															
60 "	6,120 (4,700)	6,760 (5,490)	9,590 (7,060)																																																																																																																																																																															
70 "	6,540 (5,070)	7,180 (5,890)	10,100 (7,520)																																																																																																																																																																															
80 "	6,900 (5,330)	7,570 (6,190)	10,600 (7,900)																																																																																																																																																																															
90 "	7,220 (5,610)	7,940 (6,520)	11,100 (8,310)																																																																																																																																																																															
100 "	7,620 (5,900)	8,380 (6,840)	11,700 (8,750)																																																																																																																																																																															
110 "	7,960 (6,250)	8,730 (7,200)	12,200 (9,180)																																																																																																																																																																															
120 "	8,300 (6,490)	9,080 (7,470)	12,700 (9,550)																																																																																																																																																																															
130 "	8,700 (6,780)	9,510 (7,790)	13,300 (9,940)																																																																																																																																																																															
140 "	9,040 (7,020)	9,850 (8,060)	13,800 (10,300)																																																																																																																																																																															
150 "	9,370 (7,290)	10,200 (8,360)	14,400 (10,700)																																																																																																																																																																															
160 "	9,820 (7,530)	10,600 (8,630)	14,900 (11,000)																																																																																																																																																																															
170 "	10,000 (7,790)	10,900 (8,910)	15,400 (11,400)																																																																																																																																																																															
180 "	10,300 (8,020)	11,200 (9,180)	15,800 (11,700)																																																																																																																																																																															
190 "	10,700 (8,290)	11,800 (9,470)	16,800 (12,100)																																																																																																																																																																															
200 "	11,100 (8,560)	12,100 (9,780)	17,300 (12,500)																																																																																																																																																																															
200kmを超え 20kmまでを増すごとに	677 (447)	802 (558)	1,080 (738)																																																																																																																																																																															
製品長 距離	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超																																																																																																																																																																															
10kmまで	4,350 (3,410)	4,800 (4,030)	7,010 (5,180)																																																																																																																																																																															
20 "	4,660 (3,570)	5,170 (4,240)	7,470 (5,510)																																																																																																																																																																															
30 "	5,000 (3,850)	5,480 (4,510)	7,990 (5,860)																																																																																																																																																																															
40 "	5,380 (4,070)	5,900 (4,760)	8,490 (6,190)																																																																																																																																																																															
50 "	5,750 (4,420)	6,310 (5,140)	9,040 (6,630)																																																																																																																																																																															
60 "	6,120 (4,700)	6,760 (5,490)	9,590 (7,060)																																																																																																																																																																															
70 "	6,540 (5,070)	7,180 (5,890)	10,100 (7,520)																																																																																																																																																																															
80 "	6,900 (5,330)	7,570 (6,190)	10,600 (7,900)																																																																																																																																																																															
90 "	7,220 (5,610)	7,940 (6,520)	11,100 (8,310)																																																																																																																																																																															
100 "	7,620 (5,900)	8,380 (6,840)	11,700 (8,750)																																																																																																																																																																															
110 "	7,960 (6,250)	8,730 (7,200)	12,200 (9,180)																																																																																																																																																																															
120 "	8,300 (6,490)	9,080 (7,470)	12,700 (9,550)																																																																																																																																																																															
130 "	8,700 (6,780)	9,510 (7,790)	13,300 (9,940)																																																																																																																																																																															
140 "	9,040 (7,020)	9,850 (8,060)	13,800 (10,300)																																																																																																																																																																															
150 "	9,370 (7,290)	10,200 (8,360)	14,400 (10,700)																																																																																																																																																																															
160 "	9,820 (7,530)	10,600 (8,630)	14,900 (11,000)																																																																																																																																																																															
170 "	10,000 (7,790)	10,900 (8,910)	15,400 (11,400)																																																																																																																																																																															
180 "	10,300 (8,020)	11,200 (9,180)	15,800 (11,700)																																																																																																																																																																															
190 "	10,700 (8,290)	11,800 (9,470)	16,800 (12,100)																																																																																																																																																																															
200 "	11,100 (8,560)	12,100 (9,780)	17,300 (12,500)																																																																																																																																																																															
200kmを超え 20kmまでを増すごとに	677 (447)	802 (558)	1,080 (738)																																																																																																																																																																															

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																														
P15	<p>F1～F2：運賃割増率 F1：冬期割増</p> <table border="1" data-bbox="344 394 1368 716"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>期 間</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至 4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域</td> <td rowspan="2">自12月1日 至 3月31日</td> </tr> <tr> <td>岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>F2：深夜早朝割増 運搬時間を「22～5時」に指定する場合。 3割増</p> <p>G：運搬質量（t） H：その他の諸料金（円） その他、下記事項の料金を必要により計上する。 a. 有料道路使用料 b. 自動車航送船利用料 c. その他 *端数の処理 運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については切捨てる。</p> <p>④-2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積み込み、取卸しに要する費用 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積み込み・取卸し費</p> <table border="1" data-bbox="344 1136 1403 1308"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>作 業</th> <th colspan="2">費用(円/t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基 地</td> <td>積 込 み</td> <td>750</td> <td rowspan="2">1,500</td> </tr> <tr> <td>取 卸 し</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現 場</td> <td>積 込 み</td> <td>750</td> <td rowspan="2">1,500</td> </tr> <tr> <td>取 卸 し</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>基 地</td> <td>取 卸 し</td> <td>750</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。 2. 敷鉄板は、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p>	地 域	期 間	割増率	北海道	自11月16日 至 4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至 3月31日	岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡			場 所	作 業	費用(円/t)		基 地	積 込 み	750	1,500	取 卸 し	750	現 場	積 込 み	750	1,500	取 卸 し	750	基 地	取 卸 し	750	3,000	<p>F1～F2：運賃割増率 F1：冬期割増</p> <table border="1" data-bbox="1561 394 2585 716"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>期 間</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至 4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域</td> <td rowspan="2">自12月1日 至 3月31日</td> </tr> <tr> <td>岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>F2：深夜早朝割増 運搬時間を「22～5時」に指定する場合。 3割増</p> <p>G：運搬質量（t） H：その他の諸料金（円） その他、下記事項の料金を必要により計上する。 a. 有料道路使用料 b. 自動車航送船利用料 c. その他 *端数の処理 運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については切捨てる。</p> <p>④-2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積み込み、取卸しに要する費用 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積み込み・取卸し費</p> <table border="1" data-bbox="1561 1146 2620 1318"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>作 業</th> <th colspan="2">費用(円/t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基 地</td> <td>積 込 み</td> <td>750</td> <td rowspan="2">1,500</td> </tr> <tr> <td>取 卸 し</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現 場</td> <td>積 込 み</td> <td>750</td> <td rowspan="2">1,500</td> </tr> <tr> <td>取 卸 し</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>基 地</td> <td>取 卸 し</td> <td>750</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。 2. 敷鉄板については、敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p>	地 域	期 間	割増率	北海道	自11月16日 至 4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至 3月31日	岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡			場 所	作 業	費用(円/t)		基 地	積 込 み	750	1,500	取 卸 し	750	現 場	積 込 み	750	1,500	取 卸 し	750	基 地	取 卸 し	750	3,000
地 域	期 間	割増率																																																														
北海道	自11月16日 至 4月15日	2割増																																																														
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至 3月31日																																																															
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡																																																																
場 所	作 業	費用(円/t)																																																														
基 地	積 込 み	750	1,500																																																													
	取 卸 し	750																																																														
現 場	積 込 み	750	1,500																																																													
	取 卸 し	750																																																														
基 地	取 卸 し	750	3,000																																																													
地 域	期 間	割増率																																																														
北海道	自11月16日 至 4月15日	2割増																																																														
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至 3月31日																																																															
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡																																																																
場 所	作 業	費用(円/t)																																																														
基 地	積 込 み	750	1,500																																																													
	取 卸 し	750																																																														
現 場	積 込 み	750	1,500																																																													
	取 卸 し	750																																																														
基 地	取 卸 し	750	3,000																																																													
P17  P18	<p>⑤-2 施工歩掛 (略) (ロ) 歩掛 分解・組立1台1回当り歩掛は、表-4-3を標準とする。 表-4-3 1台1回当り歩掛 (略)</p>	<p>⑤-2 施工歩掛 (略) (ロ) 歩掛 分解・組立1台1回当り歩掛は、表-4-3を標準とする。 表-4-3 分解・組立1台1回当り歩掛 (略)</p>																																																														

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
P19	<p>(4)-2 準備費</p> <p>1) 準備費の積算</p> <p>準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>① 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>イ. 着手時の準備費用</p> <p>ロ. 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ハ. 完成時の後片付け費用</p> <p>② 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <p>イ. 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ. 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ. 用地幅杭等の仮移設等の費用</p> <p>ニ. 丁張の設置等の費用</p> <p>③ 準備として行う以下に要する費用</p> <p>イ. ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない）。</p> <p>ロ. 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。</p>	<p>(4)-2 準備費</p> <p>1) 準備費の積算</p> <p>準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>① 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>(イ) 着手時の準備費用</p> <p>(ロ) 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>(ハ) 完成時の後片付け費用</p> <p>② 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <p>(イ) 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>(ロ) 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>(ハ) 用地幅杭等の仮移設等の費用</p> <p>(ニ) 丁張の設置等の費用</p> <p>③ 準備として行う以下に要する費用</p> <p>(イ) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない）。</p> <p>(ロ) 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない）。</p>
P20	<p>(4)-4 安全費</p> <p>1) 安全費の積算</p> <p>安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>① 交通管理に要する費用</p> <p>② 安全施設等に要する費用</p> <p>③ 安全管理等に要する費用</p> <p>④ ①～③に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>2) 積算方法</p> <p>(略)</p> <p>④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事・トンネル内舗装等工事）は除く）</p> <p>(略)</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(4)-4 安全費</p> <p>1) 安全費の積算</p> <p>安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p><del>① 交通管理に要する費用</del></p> <p>① 安全施設等に要する費用</p> <p>② 安全管理等に要する費用</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>2) 積算方法</p> <p>(略)</p> <p>④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事・トンネル内舗装等工事）は除く）</p> <p>(略)</p> <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(略)</p>
P21	<p>⑩ トンネル工事における呼吸用保護具の積算</p> <p>トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = 1,490,000 + 総労務費×0.5% (円)</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	<p>⑩ トンネル工事における呼吸用保護具の積算</p> <p>トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = 1,490,000 + 総労務費×0.5% (円)</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）				
P21	(4)-5 役務費 2) 役務費の積算 (略)	(4)-5 役務費 2) 積算方法 (略)				
P21	(4)-6 技術管理費 2) 積算方法 (略)	(4)-6 技術管理費 2) 積算方法 (略)				
P22	(ホ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	(ホ) その他、前記（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用				
P24 P25	1-2-2-3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 ロ) 施工時期が真夏日となる場合 a. 真夏日……日最高気温が30度以上の日。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。 b. 主たる工種が、屋外作業である工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。 c. 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。 補正値（％）＝真夏日率×補正係数 真夏日率＝工事期間の真夏日÷工期	1-2-2-3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 ロ) 施工時期が真夏日となる場合 a. 真夏日…… <b>施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所</b> の日最高気温が30度以上の日。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。 <b>なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。計測に要する費用は受注者の負担とする。</b> b. 主たる工種が、屋外作業である工事を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。 c. 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。 補正値（％）＝真夏日率×補正係数 真夏日率＝工事期間の真夏日÷工期				
P26	ただし、工期については工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>補正係数</td></tr> <tr><td>1.2</td></tr> </table> (注) 1. 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 補正値は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。	補正係数	1.2	ただし、工期については工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>補正係数</td></tr> <tr><td>1.2</td></tr> </table> (注) 1. 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 補正値は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 <b>d. 工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。また、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。</b>	補正係数	1.2
補正係数						
1.2						
補正係数						
1.2						
	(新規)					

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																				
P26	<p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 下表の適用条件に該当する場合、別表-2の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="341 401 1418 1020"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	<p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>イ) 下表の適用条件に該当する場合、別表-2の現場管理費率標準値に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1558 401 2635 1020"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、<b>施工地域</b>が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、<b>人口集中地区</b>（DID地区）とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
適用条件		補正係数	適用優先																																																			
施工地域区分	対象																																																					
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.2	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3																																																			
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																			
適用条件		補正係数	適用優先																																																			
施工地域区分	対象																																																					
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.2	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3																																																			
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																			
P26	<p>(6) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>① 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。</p> <p>② 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>（新規）</p>	<p>(6) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>① 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。</p> <p>② 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>③ <b>コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。</b></p>																																																				
P27	<p>(7) 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	<p>(7) 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、<b>次表</b>のとおりとする。</p> <p>（略）</p>																																																				

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																				
P27	<p>(8) 現場管理費の計算 (略)</p> <p>別表-2 現場管理費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="341 436 1492 667"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(N<sub>p</sub>) 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">A×N<sub>p</sub><sup>b</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>37.59%</td> <td>228.2</td> <td>-0.1119</td> <td>20.77%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.44%</td> <td>56.4</td> <td>-0.0306</td> <td>29.29%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>32.26%</td> <td>52.4</td> <td>-0.0301</td> <td>27.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 算定式  <math display="block">J_o = A \cdot N_p^b</math>                     ただし、J<sub>o</sub>：現場管理費率（%）                      N<sub>p</sub>：対象純工事費（円）                      A、b：変数値                      （注1）J<sub>o</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。                      （注2）対象とする純工事費については、「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(=)」及び「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	開削工事及び小口径推進工事	37.59%	228.2	-0.1119	20.77%	シールド工事及び推進工事	34.44%	56.4	-0.0306	29.29%	構造物工事（浄水場等）	32.26%	52.4	-0.0301	27.50%	<p>(8) 現場管理費の計算 (略)</p> <p>別表-2 現場管理費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1558 436 2709 667"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(N<sub>p</sub>) 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">A×N<sub>p</sub><sup>b</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>37.79%</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>32.44%</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 算定式  <math display="block">J_o = A \cdot N_p^b</math>                     ただし、J<sub>o</sub>：現場管理費率（%）                      N<sub>p</sub>：対象純工事費（円）                      A、b：変数値                      （注1）J<sub>o</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。                      （注2）対象とする純工事費については、「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(=)」及び「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	開削工事及び小口径推進工事	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%	シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	構造物工事（浄水場等）	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%
対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																	
	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																		
A		b																																																				
開削工事及び小口径推進工事	37.59%	228.2	-0.1119	20.77%																																																		
シールド工事及び推進工事	34.44%	56.4	-0.0306	29.29%																																																		
構造物工事（浄水場等）	32.26%	52.4	-0.0301	27.50%																																																		
対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																		
	下記の率とする	A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																		
A		b																																																				
開削工事及び小口径推進工事	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%																																																		
シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																																		
構造物工事（浄水場等）	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%																																																		
P29	<p>1-2-4 一般管理費等 1-2-4-1 一般管理費の項目及び内容 (1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬 (略) (19) 保険料 火災保険その他の損害保険料 (略)</p>	<p>1-2-4 一般管理費等 1-2-4-1 一般管理費の項目及び内容 (1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分） (略) (19) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料 (略)</p>																																																				
P30	<p>1-2-4-2 付加利益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p>	<p>1-2-4-2 付加利益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p>																																																				



令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																				
P30	<p>1-2-4-4 一般管理費等率の補正</p> <p>(3) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表-3 一般管理費等率</p> <p>(1)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="341 541 1495 609"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] <math>Gp = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977</math> (%) ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位円)</p> <p>(注1) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注2) 対象とする工事原価については、「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表-4 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="341 926 1424 993"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表-3 で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p>1-2-4-4 一般管理費等率の補正</p> <p>(3) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表-3 一般管理費等率</p> <p>(1)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1558 541 2712 609"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] <math>Gp = -5.48972 \times \text{Log}(Cp) + 59.4977</math> (%) ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位:円)</p> <p>(注1) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注2) 対象とする工事原価については、「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表-4 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="1558 926 2641 993"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表-3 で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		
P31	<p>別表-5 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="341 1142 1403 1295"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正值(%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3:ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p>	保証の方法	補正值(%)	ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04	ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3:ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p>別表-5 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="1558 1136 2620 1274"> <tr> <td>保証の方法</td> <td>補正值(%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3:ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p>	保証の方法	補正值(%)	ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04	ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3:ケース1及び2以外の場合。	補正しない																				
保証の方法	補正值(%)																																					
ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04																																					
ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																					
ケース3:ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																					
保証の方法	補正值(%)																																					
ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04																																					
ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																					
ケース3:ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																					

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																										
P31	<p>1-2-6 現場環境改善費 (3) 積算方法 1) 現場環境改善費の積算について (略) ロ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 <math>K = i \cdot Pi + \alpha</math> ただしK：現場環境改善費（単位：円、1000 円未満切り捨て） i：現場環境改善费率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 <math>\alpha</math>：積上げ計上分（単位円、1000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="365 848 1495 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額：Pi</th> <th colspan="2">現場環境改善费率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>大都市市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分） ＋ 無償貸付機械等評価額</td> <td>5億円以下の場合</td> <td><math>i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}</math></td> <td><math>i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}</math></td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table>	対象額：Pi		現場環境改善费率：i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分） ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$	5億円を超える場合	1.73	0.71	<p>1-2-6 現場環境改善費 (3) 積算方法 1) 現場環境改善費の積算について (略) ロ. 積算方法は以下のとおりとする。 <b>算出式</b> <math>K = i \cdot Pi + \alpha</math> ただしK：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善费率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額） <del>なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。</del> <math>\alpha</math>：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="1581 848 2712 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額：Pi</th> <th colspan="2">現場環境改善费率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>大都市市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分） ＋ 無償貸付機械等評価額</td> <td>5億円以下の場合</td> <td><math>i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}</math></td> <td><math>i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}</math></td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table>	対象額：Pi		現場環境改善费率：i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分） ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$	5億円を超える場合	1.73	0.71
対象額：Pi				現場環境改善费率：i (%)																								
		大都市市街地	左記以外																									
直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分） ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$																									
	5億円を超える場合	1.73	0.71																									
対象額：Pi		現場環境改善费率：i (%)																										
		大都市市街地	左記以外																									
直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分） ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$																									
	5億円を超える場合	1.73	0.71																									
P32	<p>(注)市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (略) ニ. 積上げ計上分（<math>\alpha</math>）に計上するものは、率分で計上することが適当でないと判断されるものとする。</p>	<p>(注)市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、<b>人口集中地区(DID)</b>地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。 (略) ニ. 積上げ計上分（<math>\alpha</math>）に計上するものは、率分で計上することが適当でないと判断されるもの<b>の費用である。</b></p>																										

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																				
P32	<p>2)設計変更について 条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。</p> <p>別表-6</p> <table border="1" data-bbox="341 436 1427 905"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善（仮設備関係）</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善（営繕関係）</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善（安全関係）</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善（安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献	<p>2)設計変更について 条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。</p> <p>別表-6</p> <table border="1" data-bbox="1558 436 2691 905"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>現場環境改善（仮設備関係）</del></td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td><del>現場環境改善（営繕関係）</del></td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td><del>現場環境改善（安全関係）</del></td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	<del>現場環境改善（仮設備関係）</del>	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	<del>現場環境改善（営繕関係）</del>	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	<del>現場環境改善（安全関係）</del>	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献
計上費目	実施する内容（率計上分）																					
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																					
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
現場環境改善（安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策																					
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献																					
計上費目	実施する内容（率計上分）																					
<del>現場環境改善（仮設備関係）</del>	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																					
<del>現場環境改善（営繕関係）</del>	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
<del>現場環境改善（安全関係）</del>	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策																					
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献																					
P33 P34	<p>1-2-8 週休2日工事に要する費用の積算 (3) 積算方法等 1) 補正係数 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="0" data-bbox="341 1134 1534 1312"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【4週8休以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.05</li> <li>・機械経費(賃料)：1.04</li> <li>・共通仮設費率：1.04</li> <li>・現場管理費率：1.05</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>【4週7休以上 4週8休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.03</li> <li>・機械経費(賃料)：1.03</li> <li>・共通仮設費率：1.03</li> <li>・現場管理費率：1.04</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>【4週6休以上 4週7休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.01</li> <li>・機械経費(賃料)：1.01</li> <li>・共通仮設費率：1.01</li> <li>・現場管理費率：1.02</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>2) 補正方法 ① 発注者指定方式 入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するとともに、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。 ② 受注者希望方式 現場閉所の達成状況を確認後、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。</p>	<p>【4週8休以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.05</li> <li>・機械経費(賃料)：1.04</li> <li>・共通仮設費率：1.04</li> <li>・現場管理費率：1.05</li> </ul>	<p>【4週7休以上 4週8休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.03</li> <li>・機械経費(賃料)：1.03</li> <li>・共通仮設費率：1.03</li> <li>・現場管理費率：1.04</li> </ul>	<p>【4週6休以上 4週7休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.01</li> <li>・機械経費(賃料)：1.01</li> <li>・共通仮設費率：1.01</li> <li>・現場管理費率：1.02</li> </ul>	<p>1-2-8 週休2日工事に要する費用の積算 (3) 積算方法等 1) 補正係数 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="0" data-bbox="1558 1134 2751 1312"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【4週8休以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.05</li> <li>・機械経費(賃料)：1.04</li> <li>・共通仮設費率：1.04</li> <li>・現場管理費率：1.06</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>【4週7休以上 4週8休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.03</li> <li>・機械経費(賃料)：1.03</li> <li>・共通仮設費率：1.03</li> <li>・現場管理費率：1.04</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>【4週6休以上 4週7休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.01</li> <li>・機械経費(賃料)：1.01</li> <li>・共通仮設費率：1.02</li> <li>・現場管理費率：1.03</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>2) 補正方法 ① 発注者指定方式 入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記するとともに、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するとともに、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。 ② 受注者希望方式 入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の取組みについて協議することを明記するとともに、4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。</p>	<p>【4週8休以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.05</li> <li>・機械経費(賃料)：1.04</li> <li>・共通仮設費率：1.04</li> <li>・現場管理費率：1.06</li> </ul>	<p>【4週7休以上 4週8休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.03</li> <li>・機械経費(賃料)：1.03</li> <li>・共通仮設費率：1.03</li> <li>・現場管理費率：1.04</li> </ul>	<p>【4週6休以上 4週7休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.01</li> <li>・機械経費(賃料)：1.01</li> <li>・共通仮設費率：1.02</li> <li>・現場管理費率：1.03</li> </ul>														
<p>【4週8休以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.05</li> <li>・機械経費(賃料)：1.04</li> <li>・共通仮設費率：1.04</li> <li>・現場管理費率：1.05</li> </ul>	<p>【4週7休以上 4週8休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.03</li> <li>・機械経費(賃料)：1.03</li> <li>・共通仮設費率：1.03</li> <li>・現場管理費率：1.04</li> </ul>	<p>【4週6休以上 4週7休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.01</li> <li>・機械経費(賃料)：1.01</li> <li>・共通仮設費率：1.01</li> <li>・現場管理費率：1.02</li> </ul>																				
<p>【4週8休以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.05</li> <li>・機械経費(賃料)：1.04</li> <li>・共通仮設費率：1.04</li> <li>・現場管理費率：1.06</li> </ul>	<p>【4週7休以上 4週8休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.03</li> <li>・機械経費(賃料)：1.03</li> <li>・共通仮設費率：1.03</li> <li>・現場管理費率：1.04</li> </ul>	<p>【4週6休以上 4週7休未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費：1.01</li> <li>・機械経費(賃料)：1.01</li> <li>・共通仮設費率：1.02</li> <li>・現場管理費率：1.03</li> </ul>																				

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																		
<p>P37</p> <p>第2章 開削工歩掛</p> <p>第1節 標準掘削断面</p> <p>2-1-3 掘削幅の算定</p> <p>(2) 接合時の掘削幅(計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による)</p> <p>(略)</p> <p>P38</p>	<p>D=会所掘の掘削深度 D2=管外径 D5=受口外径</p> <p>B=掘削幅 =max(B1, B2) B1=吊込み掘削幅 =D5+2×(b1+b2+c) B2=接合掘削幅 =D2+2×(b3+c)</p> <p>b1=吊込み余裕幅 b2=腹起し材幅 b3=接合作業幅 c=矢板厚</p> <p>(ア)木矢板土留 (イ) H形鋼横かけ板土留 (ウ)軽量鋼矢板土留 (エ)鋼矢板土留</p> <p>矢板材</p>	<p>D=会所掘の掘削深度 D2=管外径 D5=受口外径</p> <p>B=掘削幅 =max(B1, B2) B1=吊込み掘削幅 =D5+2×(b1+b2+c) B2=接合掘削幅 =D2+2×(b3+c)</p> <p>b1=吊込み余裕幅 b2=腹起し材幅 b3=接合作業幅 c=矢板厚</p> <p>(ア)木矢板土留 (イ) H形鋼横かけ板土留 (ウ)アルミ矢板土留又は軽量鋼矢板土留 (エ)鋼矢板土留</p> <p>矢板材</p>																																																																		
<p>P38</p>	<p>(4) 各項目の標準寸法</p> <p>b2:腹起し材幅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土留矢板種別</th> <th colspan="3">片側分 mm</th> </tr> <tr> <th colspan="3">普通地盤における標準部材幅(腹起し材幅)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>木製支保</th> <th>軽量金属</th> <th>鋼製</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木矢板</td> <td>150</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>軽量鋼矢板</td> <td>150</td> <td>110</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板及びH鋼横かけ H=3.5m以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板及びH鋼横かけ H=4.0m以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板及びH鋼横かけ H=6.0m以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	土留矢板種別	片側分 mm			普通地盤における標準部材幅(腹起し材幅)				木製支保	軽量金属	鋼製	木矢板	150	—	—	軽量鋼矢板	150	110	—	鋼矢板及びH鋼横かけ H=3.5m以下	—	—	200	鋼矢板及びH鋼横かけ H=4.0m以下	—	—	250	鋼矢板及びH鋼横かけ H=6.0m以下	—	—	300	<p>(4) 各項目の標準寸法</p> <p>b2:腹起し材幅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土留矢板種別</th> <th colspan="3">片側分 mm</th> </tr> <tr> <th colspan="3">普通地盤における標準部材幅(腹起し材幅)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>木製支保</th> <th>軽量金属</th> <th>鋼製</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木矢板</td> <td>150</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>軽量鋼矢板</td> <td>150</td> <td>110</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アルミ矢板</td> <td>—</td> <td>110</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板及びH鋼横かけ H=3.5m以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板及びH鋼横かけ H=4.0m以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板及びH鋼横かけ H=6.0m以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	土留矢板種別	片側分 mm			普通地盤における標準部材幅(腹起し材幅)				木製支保	軽量金属	鋼製	木矢板	150	—	—	軽量鋼矢板	150	110	—	アルミ矢板	—	110	—	鋼矢板及びH鋼横かけ H=3.5m以下	—	—	200	鋼矢板及びH鋼横かけ H=4.0m以下	—	—	250	鋼矢板及びH鋼横かけ H=6.0m以下	—	—	300
土留矢板種別	片側分 mm																																																																			
	普通地盤における標準部材幅(腹起し材幅)																																																																			
	木製支保	軽量金属	鋼製																																																																	
木矢板	150	—	—																																																																	
軽量鋼矢板	150	110	—																																																																	
鋼矢板及びH鋼横かけ H=3.5m以下	—	—	200																																																																	
鋼矢板及びH鋼横かけ H=4.0m以下	—	—	250																																																																	
鋼矢板及びH鋼横かけ H=6.0m以下	—	—	300																																																																	
土留矢板種別	片側分 mm																																																																			
	普通地盤における標準部材幅(腹起し材幅)																																																																			
	木製支保	軽量金属	鋼製																																																																	
木矢板	150	—	—																																																																	
軽量鋼矢板	150	110	—																																																																	
アルミ矢板	—	110	—																																																																	
鋼矢板及びH鋼横かけ H=3.5m以下	—	—	200																																																																	
鋼矢板及びH鋼横かけ H=4.0m以下	—	—	250																																																																	
鋼矢板及びH鋼横かけ H=6.0m以下	—	—	300																																																																	

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																																																		
P39	<p>b3:接合作業幅 片側分 mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">継手種別</th> <th colspan="3">摘要</th> <th rowspan="2">標準接合作業幅</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>呼び径(mm)</th> <th>ボルト径</th> <th>トルク(N・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">外面継手 (T頭ボルト締め付け) (トルク管理あり)</td> <td>～75</td> <td>M16</td> <td>60</td> <td>150</td> <td rowspan="6">レンチ長</td> </tr> <tr> <td>100～250</td> <td>M20</td> <td>100</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>300～350</td> <td>M20</td> <td>100</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>400～600</td> <td>M20</td> <td>100</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>700～800</td> <td>M24</td> <td>140</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>900～</td> <td>M30</td> <td>200</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外面継手 (プッシュオンタイプ)</td> <td colspan="3">T形継手</td> <td>100</td> <td>余裕幅</td> </tr> <tr> <td colspan="3">NS形継手</td> <td>250</td> <td>レバーホイスト (両側2箇所)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">E種 75～150</td> <td>175</td> <td rowspan="2">レバーホイスト (アーム長)(上部1箇所)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">75～300</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td colspan="3">GX形継手</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外面継手 (T頭ボルト締め付け) メタルタッチ (トルク管理なし)</td> <td rowspan="2">NS形継手E種</td> <td>75</td> <td>M16</td> <td>—</td> <td rowspan="5">ラチェットレンチ長</td> </tr> <tr> <td>100～150</td> <td>M20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">GX形継手</td> <td>75</td> <td>M16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>100～300</td> <td>M20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>350～400</td> <td>M20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S50形継手</td> <td>50</td> <td>M10</td> <td>—</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内面継手</td> <td colspan="3">U形継手</td> <td>100</td> <td>余裕幅</td> </tr> <tr> <td colspan="3">UF、US形継手</td> <td>350</td> <td rowspan="2">レンチ長</td> </tr> <tr> <td colspan="3">セットボルト締め付け</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>ポリ管等</td> <td colspan="3">ポリエチレン管・硬質塩化ビニル管</td> <td>100</td> <td>余裕幅</td> </tr> </tbody> </table>	継手種別	摘要			標準接合作業幅	備考	呼び径(mm)	ボルト径	トルク(N・m)	外面継手 (T頭ボルト締め付け) (トルク管理あり)	～75	M16	60	150	レンチ長	100～250	M20	100	250	300～350	M20	100	250	400～600	M20	100	250	700～800	M24	140	350	900～	M30	200	450	外面継手 (プッシュオンタイプ)	T形継手			100	余裕幅	NS形継手			250	レバーホイスト (両側2箇所)	E種 75～150			175	レバーホイスト (アーム長)(上部1箇所)	75～300			175	GX形継手			250		外面継手 (T頭ボルト締め付け) メタルタッチ (トルク管理なし)	NS形継手E種	75	M16	—	ラチェットレンチ長	100～150	M20	—	GX形継手	75	M16	—	100～300	M20	—	350～400	M20	—	S50形継手	50	M10	—	150	内面継手	U形継手			100	余裕幅	UF、US形継手			350	レンチ長	セットボルト締め付け			450	ポリ管等	ポリエチレン管・硬質塩化ビニル管			100	余裕幅	<p>b3:接合作業幅 片側分 mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">継手種別</th> <th colspan="3">摘要</th> <th rowspan="2">標準接合作業幅</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>呼び径(mm)</th> <th>ボルト径</th> <th>トルク(N・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">外面継手 (T頭ボルト締め付け) (トルク管理あり)</td> <td>～75</td> <td>M16</td> <td>60</td> <td>150</td> <td rowspan="6">レンチ長</td> </tr> <tr> <td>100～250</td> <td>M20</td> <td>100</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>300～350</td> <td>M20</td> <td>100</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>400～600</td> <td>M20</td> <td>100</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>700～800</td> <td>M24</td> <td>140</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>900～</td> <td>M30</td> <td>200</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外面継手 (プッシュオンタイプ)</td> <td colspan="3">T形継手</td> <td>100</td> <td>余裕幅</td> </tr> <tr> <td colspan="3">NS形継手</td> <td>250</td> <td>レバーホイスト (両側2箇所)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">E種 75～150</td> <td>175</td> <td rowspan="2">レバーホイスト (アーム長)(上部1箇所)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">75～300</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td colspan="3">GX形継手</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">外面継手 (T頭ボルト締め付け) メタルタッチ (トルク管理なし)</td> <td rowspan="2">NS形継手E種</td> <td>75</td> <td>M16</td> <td>—</td> <td rowspan="5">ラチェットレンチ長</td> </tr> <tr> <td>100～150</td> <td>M20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">GX形継手</td> <td>75</td> <td>M16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>100～300</td> <td>M20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>350～450</td> <td>M20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>S50形継手</td> <td>50</td> <td>M10</td> <td>—</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内面継手</td> <td colspan="3">U形継手</td> <td>100</td> <td>余裕幅</td> </tr> <tr> <td colspan="3">UF、US形継手</td> <td>350</td> <td rowspan="2">レンチ長</td> </tr> <tr> <td colspan="3">セットボルト締め付け</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>ポリ管等</td> <td colspan="3">ポリエチレン管・硬質塩化ビニル管</td> <td>100</td> <td>余裕幅</td> </tr> </tbody> </table>	継手種別	摘要			標準接合作業幅	備考	呼び径(mm)	ボルト径	トルク(N・m)	外面継手 (T頭ボルト締め付け) (トルク管理あり)	～75	M16	60	150	レンチ長	100～250	M20	100	250	300～350	M20	100	250	400～600	M20	100	250	700～800	M24	140	350	900～	M30	200	450	外面継手 (プッシュオンタイプ)	T形継手			100	余裕幅	NS形継手			250	レバーホイスト (両側2箇所)	E種 75～150			175	レバーホイスト (アーム長)(上部1箇所)	75～300			175	GX形継手			250		外面継手 (T頭ボルト締め付け) メタルタッチ (トルク管理なし)	NS形継手E種	75	M16	—	ラチェットレンチ長	100～150	M20	—	GX形継手	75	M16	—	100～300	M20	—	350～450	M20	—	S50形継手	50	M10	—	150	内面継手	U形継手			100	余裕幅	UF、US形継手			350	レンチ長	セットボルト締め付け			450	ポリ管等	ポリエチレン管・硬質塩化ビニル管			100	余裕幅
	継手種別		摘要					標準接合作業幅	備考																																																																																																																																																																																																											
呼び径(mm)		ボルト径	トルク(N・m)																																																																																																																																																																																																																	
外面継手 (T頭ボルト締め付け) (トルク管理あり)	～75	M16	60	150	レンチ長																																																																																																																																																																																																															
	100～250	M20	100	250																																																																																																																																																																																																																
	300～350	M20	100	250																																																																																																																																																																																																																
	400～600	M20	100	250																																																																																																																																																																																																																
	700～800	M24	140	350																																																																																																																																																																																																																
	900～	M30	200	450																																																																																																																																																																																																																
外面継手 (プッシュオンタイプ)	T形継手			100	余裕幅																																																																																																																																																																																																															
	NS形継手			250	レバーホイスト (両側2箇所)																																																																																																																																																																																																															
	E種 75～150			175	レバーホイスト (アーム長)(上部1箇所)																																																																																																																																																																																																															
	75～300			175																																																																																																																																																																																																																
GX形継手			250																																																																																																																																																																																																																	
外面継手 (T頭ボルト締め付け) メタルタッチ (トルク管理なし)	NS形継手E種	75	M16	—	ラチェットレンチ長																																																																																																																																																																																																															
		100～150	M20	—																																																																																																																																																																																																																
	GX形継手	75	M16	—																																																																																																																																																																																																																
		100～300	M20	—																																																																																																																																																																																																																
		350～400	M20	—																																																																																																																																																																																																																
S50形継手	50	M10	—	150																																																																																																																																																																																																																
内面継手	U形継手			100	余裕幅																																																																																																																																																																																																															
	UF、US形継手			350	レンチ長																																																																																																																																																																																																															
	セットボルト締め付け			450																																																																																																																																																																																																																
ポリ管等	ポリエチレン管・硬質塩化ビニル管			100	余裕幅																																																																																																																																																																																																															
継手種別	摘要			標準接合作業幅	備考																																																																																																																																																																																																															
	呼び径(mm)	ボルト径	トルク(N・m)																																																																																																																																																																																																																	
外面継手 (T頭ボルト締め付け) (トルク管理あり)	～75	M16	60	150	レンチ長																																																																																																																																																																																																															
	100～250	M20	100	250																																																																																																																																																																																																																
	300～350	M20	100	250																																																																																																																																																																																																																
	400～600	M20	100	250																																																																																																																																																																																																																
	700～800	M24	140	350																																																																																																																																																																																																																
	900～	M30	200	450																																																																																																																																																																																																																
外面継手 (プッシュオンタイプ)	T形継手			100	余裕幅																																																																																																																																																																																																															
	NS形継手			250	レバーホイスト (両側2箇所)																																																																																																																																																																																																															
	E種 75～150			175	レバーホイスト (アーム長)(上部1箇所)																																																																																																																																																																																																															
	75～300			175																																																																																																																																																																																																																
GX形継手			250																																																																																																																																																																																																																	
外面継手 (T頭ボルト締め付け) メタルタッチ (トルク管理なし)	NS形継手E種	75	M16	—	ラチェットレンチ長																																																																																																																																																																																																															
		100～150	M20	—																																																																																																																																																																																																																
	GX形継手	75	M16	—																																																																																																																																																																																																																
		100～300	M20	—																																																																																																																																																																																																																
		350～450	M20	—																																																																																																																																																																																																																
S50形継手	50	M10	—	150																																																																																																																																																																																																																
内面継手	U形継手			100	余裕幅																																																																																																																																																																																																															
	UF、US形継手			350	レンチ長																																																																																																																																																																																																															
	セットボルト締め付け			450																																																																																																																																																																																																																
ポリ管等	ポリエチレン管・硬質塩化ビニル管			100	余裕幅																																																																																																																																																																																																															
	<p>c. 矢板厚 片側分 mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>矢板形式</th> <th>部材厚(矢板厚)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木矢板 H=1.8m以下</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>木矢板 H=2.7m以下</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>軽量鋼矢板 建込み</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>軽量鋼矢板 打込み</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 II型</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 III型</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>H鋼横かけ H=1.5m以下</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H鋼横かけ H=4.5m以下</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>H鋼横かけ H=6.0m以下</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	矢板形式	部材厚(矢板厚)	木矢板 H=1.8m以下	30	木矢板 H=2.7m以下	45	軽量鋼矢板 建込み	35	軽量鋼矢板 打込み	35	鋼矢板 II型	100	鋼矢板 III型	125	H鋼横かけ H=1.5m以下	30	H鋼横かけ H=4.5m以下	45	H鋼横かけ H=6.0m以下	60	<p>c. 矢板厚 片側分 mm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>矢板形式</th> <th>部材厚(矢板厚)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木矢板 H=1.8m以下</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>木矢板 H=2.7m以下</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>軽量鋼矢板 建込み</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>軽量鋼矢板 打込み</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>アルミ矢板</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 II型</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 III型</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>H鋼横かけ H=1.5m以下</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H鋼横かけ H=4.5m以下</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>H鋼横かけ H=6.0m以下</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	矢板形式	部材厚(矢板厚)	木矢板 H=1.8m以下	30	木矢板 H=2.7m以下	45	軽量鋼矢板 建込み	35	軽量鋼矢板 打込み	35	アルミ矢板	40	鋼矢板 II型	100	鋼矢板 III型	125	H鋼横かけ H=1.5m以下	30	H鋼横かけ H=4.5m以下	45	H鋼横かけ H=6.0m以下	60																																																																																																																																																																								
矢板形式	部材厚(矢板厚)																																																																																																																																																																																																																			
木矢板 H=1.8m以下	30																																																																																																																																																																																																																			
木矢板 H=2.7m以下	45																																																																																																																																																																																																																			
軽量鋼矢板 建込み	35																																																																																																																																																																																																																			
軽量鋼矢板 打込み	35																																																																																																																																																																																																																			
鋼矢板 II型	100																																																																																																																																																																																																																			
鋼矢板 III型	125																																																																																																																																																																																																																			
H鋼横かけ H=1.5m以下	30																																																																																																																																																																																																																			
H鋼横かけ H=4.5m以下	45																																																																																																																																																																																																																			
H鋼横かけ H=6.0m以下	60																																																																																																																																																																																																																			
矢板形式	部材厚(矢板厚)																																																																																																																																																																																																																			
木矢板 H=1.8m以下	30																																																																																																																																																																																																																			
木矢板 H=2.7m以下	45																																																																																																																																																																																																																			
軽量鋼矢板 建込み	35																																																																																																																																																																																																																			
軽量鋼矢板 打込み	35																																																																																																																																																																																																																			
アルミ矢板	40																																																																																																																																																																																																																			
鋼矢板 II型	100																																																																																																																																																																																																																			
鋼矢板 III型	125																																																																																																																																																																																																																			
H鋼横かけ H=1.5m以下	30																																																																																																																																																																																																																			
H鋼横かけ H=4.5m以下	45																																																																																																																																																																																																																			
H鋼横かけ H=6.0m以下	60																																																																																																																																																																																																																			

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																		
P41 P42	2-1-5 再掘削工の算定 第5-2表(ダクタイル鋳鉄管) (1箇所当たり) <table border="1" data-bbox="341 428 1427 1402"> <thead> <tr> <th>継手種別</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>再掘削延長 (mm)</th> <th>配管露出延長 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">GX形継手</td> <td>75~250</td> <td>1300</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>300、400</td> <td>1350</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">NS形継手</td> <td>75、100</td> <td>1250</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>150、200</td> <td>1300</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>1350</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>300~450</td> <td>1400</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>500、600</td> <td>1550</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>700~1000</td> <td>1600</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>NS形(E種)継手</td> <td>75~150</td> <td>1300</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>S50形継手</td> <td>50</td> <td>1200</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">K形継手</td> <td>75</td> <td>1000</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>100~200</td> <td>1050</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>300~700</td> <td>1100</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>800~1500</td> <td>1250</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>1600~2400</td> <td>1300</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>1350</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T形継手</td> <td>75~150</td> <td>1100</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>200、250</td> <td>1150</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S形継手</td> <td>1100~2000</td> <td>1600</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>2100~2600</td> <td>1650</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">UF形継手</td> <td>800~2200</td> <td>1100</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>2400</td> <td>1150</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>1200</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	継手種別	呼び径 (mm)	再掘削延長 (mm)	配管露出延長 (mm)	GX形継手	75~250	1300	550	300、400	1350	550	NS形継手	75、100	1250	500	150、200	1300	550	250	1350	600	300~450	1400	600	500、600	1550	750	700~1000	1600	750	NS形(E種)継手	75~150	1300	550	S50形継手	50	1200	450	K形継手	75	1000	350	100~200	1050	400	300~700	1100	400	800~1500	1250	550	1600~2400	1300	550	2600	1350	550	T形継手	75~150	1100	450	200、250	1150	450	S形継手	1100~2000	1600	750	2100~2600	1650	750	UF形継手	800~2200	1100	350	2400	1150	350	2600	1200	350	2-1-5 再掘削工の算定 第5-2表(ダクタイル鋳鉄管) (1箇所当たり) <table border="1" data-bbox="1558 428 2644 1402"> <thead> <tr> <th>継手種別</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>再掘削延長 (mm)</th> <th>配管露出延長 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">GX形継手</td> <td>75~250</td> <td>1300</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>300~450</td> <td>1350</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">NS形継手</td> <td>75、100</td> <td>1250</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>150、200</td> <td>1300</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>1350</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>300~450</td> <td>1400</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>500、600</td> <td>1550</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>700~1000</td> <td>1600</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>NS形(E種)継手</td> <td>75~150</td> <td>1300</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>S50形継手</td> <td>50</td> <td>1200</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">K形継手</td> <td>75</td> <td>1000</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>100~200</td> <td>1050</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>300~700</td> <td>1100</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>800~1500</td> <td>1250</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>1600~2400</td> <td>1300</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>1350</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T形継手</td> <td>75~150</td> <td>1100</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>200、250</td> <td>1150</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S形継手</td> <td>1100~2000</td> <td>1600</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>2100~2600</td> <td>1650</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">UF形継手</td> <td>800~2200</td> <td>1100</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>2400</td> <td>1150</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>1200</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	継手種別	呼び径 (mm)	再掘削延長 (mm)	配管露出延長 (mm)	GX形継手	75~250	1300	550	300~450	1350	550	NS形継手	75、100	1250	500	150、200	1300	550	250	1350	600	300~450	1400	600	500、600	1550	750	700~1000	1600	750	NS形(E種)継手	75~150	1300	550	S50形継手	50	1200	450	K形継手	75	1000	350	100~200	1050	400	300~700	1100	400	800~1500	1250	550	1600~2400	1300	550	2600	1350	550	T形継手	75~150	1100	450	200、250	1150	450	S形継手	1100~2000	1600	750	2100~2600	1650	750	UF形継手	800~2200	1100	350	2400	1150	350	2600	1200	350
継手種別	呼び径 (mm)	再掘削延長 (mm)	配管露出延長 (mm)																																																																																																																																																																	
GX形継手	75~250	1300	550																																																																																																																																																																	
	300、400	1350	550																																																																																																																																																																	
NS形継手	75、100	1250	500																																																																																																																																																																	
	150、200	1300	550																																																																																																																																																																	
	250	1350	600																																																																																																																																																																	
	300~450	1400	600																																																																																																																																																																	
	500、600	1550	750																																																																																																																																																																	
	700~1000	1600	750																																																																																																																																																																	
NS形(E種)継手	75~150	1300	550																																																																																																																																																																	
S50形継手	50	1200	450																																																																																																																																																																	
K形継手	75	1000	350																																																																																																																																																																	
	100~200	1050	400																																																																																																																																																																	
	300~700	1100	400																																																																																																																																																																	
	800~1500	1250	550																																																																																																																																																																	
	1600~2400	1300	550																																																																																																																																																																	
	2600	1350	550																																																																																																																																																																	
T形継手	75~150	1100	450																																																																																																																																																																	
	200、250	1150	450																																																																																																																																																																	
S形継手	1100~2000	1600	750																																																																																																																																																																	
	2100~2600	1650	750																																																																																																																																																																	
UF形継手	800~2200	1100	350																																																																																																																																																																	
	2400	1150	350																																																																																																																																																																	
	2600	1200	350																																																																																																																																																																	
継手種別	呼び径 (mm)	再掘削延長 (mm)	配管露出延長 (mm)																																																																																																																																																																	
GX形継手	75~250	1300	550																																																																																																																																																																	
	300~450	1350	550																																																																																																																																																																	
NS形継手	75、100	1250	500																																																																																																																																																																	
	150、200	1300	550																																																																																																																																																																	
	250	1350	600																																																																																																																																																																	
	300~450	1400	600																																																																																																																																																																	
	500、600	1550	750																																																																																																																																																																	
	700~1000	1600	750																																																																																																																																																																	
NS形(E種)継手	75~150	1300	550																																																																																																																																																																	
S50形継手	50	1200	450																																																																																																																																																																	
K形継手	75	1000	350																																																																																																																																																																	
	100~200	1050	400																																																																																																																																																																	
	300~700	1100	400																																																																																																																																																																	
	800~1500	1250	550																																																																																																																																																																	
	1600~2400	1300	550																																																																																																																																																																	
	2600	1350	550																																																																																																																																																																	
T形継手	75~150	1100	450																																																																																																																																																																	
	200、250	1150	450																																																																																																																																																																	
S形継手	1100~2000	1600	750																																																																																																																																																																	
	2100~2600	1650	750																																																																																																																																																																	
UF形継手	800~2200	1100	350																																																																																																																																																																	
	2400	1150	350																																																																																																																																																																	
	2600	1200	350																																																																																																																																																																	
P44 P48	第2節 土留工 (新規)	第2節 土留工 2-2-7 土留歩掛表(アルミ矢板たて込み)、機械施工 土留歩掛表(アルミ矢板たて込み)、機械施工については下水道用設計標準歩掛表を参照とすること。																																																																																																																																																																		

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																														
P50 P51	<p>第3節 鋳鉄管布設工</p> <p>2-3-3 メカニカル継手歩掛表</p> <p>第3表 (略)</p> <p>備考 1. モルタル充填工はU形、UF形、LUF形及びUS形(SB、VT、LS方式)継手の場合のみ加算する。US形(R方式)には加算しない。 2. モルタル配合は1:1を標準とする。 3. NS形(継ぎ輪φ75~250mm)、NS形(異形管φ300~450mm)、S形、US形(SB、VT、LS方式)、UF形、LUF形、KF形、SⅡ形等の離脱防止継手及びU形(φ700~1200mm)の場合は30%を上限として割増することができる。US形(R方式)は、割増を適用しない。 4. 特殊押輪を使用する場合は、下記の計算式にて割増することができる。 押しボルト数/T頭ボルト数×30%=割増% ただし、30%を上限とする。 5. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p>	<p>第3節 鋳鉄管布設工</p> <p>2-3-3 メカニカル継手歩掛表</p> <p>第3表 (略)</p> <p>備考 1. モルタル充填工はU形、UF形、LUF形及びUS形(SB、VT、LS方式)継手の場合のみ加算する。US形(R方式)には加算しない。 2. モルタル配合は1:1を標準とする。 3. NS形(継ぎ輪φ75~250mm)、NS形(異形管φ300~450mm)、S形、US形(SB、VT、LS方式)、UF形、LUF形、KF形、SⅡ形等の離脱防止継手及びU形(φ700~1200mm)の場合は、<b>本歩掛に30%を上限として割増</b>することができる。US形(R方式)は、割増を適用しない。 4. 特殊押輪を使用する場合は、下記の計算式にて割増することができる。 押しボルト数/T頭ボルト数×30%=割増% ただし、30%を上限とする。 5. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。 6. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p>																																														
P53	<p>2-3-6 T形継手歩掛表</p> <p>第6表 (1口当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径(mm)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75以下</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="5">労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 特殊押輪、拔出防止金具を使用する場合は30%増とする。 2. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p>	呼び径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	75以下	0.05	0.05	労務費の1%	100	0.05	0.05	150	0.05	0.05	200	0.06	0.06	250	0.07	0.07	<p>2-3-6 T形継手歩掛表</p> <p>第6表 (1口当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径(mm)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75以下</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="5">労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 特殊押輪、拔出防止金具を使用する場合は、<b>本歩掛に30%を割増</b>する。 2. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p>	呼び径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	75以下	0.05	0.05	労務費の1%	100	0.05	0.05	150	0.05	0.05	200	0.06	0.06	250	0.07	0.07						
呼び径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																													
75以下	0.05	0.05	労務費の1%																																													
100	0.05	0.05																																														
150	0.05	0.05																																														
200	0.06	0.06																																														
250	0.07	0.07																																														
呼び径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																													
75以下	0.05	0.05	労務費の1%																																													
100	0.05	0.05																																														
150	0.05	0.05																																														
200	0.06	0.06																																														
250	0.07	0.07																																														
P54	<p>2-3-7 NS形継手接合歩掛表</p> <p>第7-2表 (NS形) (1口当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径(mm)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.13</td> <td>0.13</td> <td rowspan="6">労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>0.18</td> <td>0.18</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>0.23</td> <td>0.23</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>0.26</td> <td>0.26</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0.31</td> <td>0.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. ライナを含む継手の接合は、本歩掛に20%を加算する。 2. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p>	呼び径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	500	0.13	0.13	労務費の1%	600	0.15	0.15	700	0.18	0.18	800	0.23	0.23	900	0.26	0.26	1000	0.31	0.31	<p>2-3-7 NS形継手接合歩掛表</p> <p>第7-2表 (NS形) (1口当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径(mm)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.13</td> <td>0.13</td> <td rowspan="6">労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>0.18</td> <td>0.18</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>0.23</td> <td>0.23</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>0.26</td> <td>0.26</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0.31</td> <td>0.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. ライナを含む継手の接合は、本歩掛に20%を<b>割増</b>する。 2. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p>	呼び径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	500	0.13	0.13	労務費の1%	600	0.15	0.15	700	0.18	0.18	800	0.23	0.23	900	0.26	0.26	1000	0.31	0.31
呼び径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																													
500	0.13	0.13	労務費の1%																																													
600	0.15	0.15																																														
700	0.18	0.18																																														
800	0.23	0.23																																														
900	0.26	0.26																																														
1000	0.31	0.31																																														
呼び径(mm)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																													
500	0.13	0.13	労務費の1%																																													
600	0.15	0.15																																														
700	0.18	0.18																																														
800	0.23	0.23																																														
900	0.26	0.26																																														
1000	0.31	0.31																																														

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																			
P55	<p>第7-3表（NS形E種） (1口当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">直管</th> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">異形管</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="3">労務費の1%</td> <td>75</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="3">労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>100</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>150</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. N-Link及び受挿し短管の切管部への接合は、異形管の歩掛の60%増とする。 2. N-Linkを用いた直管の接合は、「直管の接合」（1口）と「N-Link及び受挿し短管の切管部への接合」（1口）を計上する。 3. N-Linkを用いた異形管の接合は、異形管の歩掛の60%増とする。 4. 本表は、ライナを含む継手の接合にも適用する。 5. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p> <p>計算例（口径100mmの場合） 1. N-Linkを用いた直管の接合（1口）＝直管部の接合（1口）+N-Link及び受挿し短管の切管部への接合（1口） 配管工：0.05+0.05×(1+0.60)=0.13（人） 普通作業員：0.05+0.05×(1+0.60)=0.13（人） 2. N-Linkを用いた異形管の接合（1口） 配管工：0.05×(1+0.60)=0.08（人） 普通作業員：0.05×(1+0.60)=0.08（人）</p>	呼び径 (mm)	直管			呼び径 (mm)	異形管			配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	75	0.05	0.05	労務費の1%	75	0.05	0.05	労務費の1%	100	0.05	0.05	100	0.05	0.05	150	0.05	0.05	150	0.06	0.06	<p>第7-3表（NS形E種） (1口当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">直管</th> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">異形管</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="3">労務費の1%</td> <td>75</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="3">労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>100</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>150</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. N-Link及び受挿し短管の切管部への接合は、異形管の歩掛に60%を割増する。 2. N-Linkを用いた直管の接合は、「直管の接合」（1口）と「N-Link及び受挿し短管の切管部への接合」（1口）を計上する。 3. N-Linkを用いた異形管の接合は、異形管の歩掛に60%を割増する。 4. 本表は、ライナを含む継手の接合にも適用する。 5. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p> <p>計算例（口径100mmの場合） 1. N-Linkを用いた直管の接合（1口）＝直管部の接合（1口）+N-Link及び受挿し短管の切管部への接合（1口） 配管工：0.05+0.05×(1+0.60)=0.13（人） 普通作業員：0.05+0.05×(1+0.60)=0.13（人） 2. N-Linkを用いた異形管の接合（1口） 配管工：0.05×(1+0.60)=0.08（人） 普通作業員：0.05×(1+0.60)=0.08（人）</p>	呼び径 (mm)	直管			呼び径 (mm)	異形管			配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	75	0.05	0.05	労務費の1%	75	0.05	0.05	労務費の1%	100	0.05	0.05	100	0.05	0.05	150	0.05	0.05	150	0.06	0.06																																															
呼び径 (mm)	直管			呼び径 (mm)	異形管																																																																																																																
	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費		配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																																																														
75	0.05	0.05	労務費の1%	75	0.05	0.05	労務費の1%																																																																																																														
100	0.05	0.05		100	0.05	0.05																																																																																																															
150	0.05	0.05		150	0.06	0.06																																																																																																															
呼び径 (mm)	直管			呼び径 (mm)	異形管																																																																																																																
	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費		配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																																																														
75	0.05	0.05	労務費の1%	75	0.05	0.05	労務費の1%																																																																																																														
100	0.05	0.05		100	0.05	0.05																																																																																																															
150	0.05	0.05		150	0.06	0.06																																																																																																															
P55	<p>2-3-8 GX形継手接合歩掛表 第8表（GX形） (1口当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">直管</th> <th colspan="3">異形管</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="8">労務費の1%</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="8">労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 呼び径75mm～300mmのP-Linkの切管部への接合は直管の歩掛の30%増とする。 2. 呼び径75mm～300mmのP-Linkを用いた直管の接合（1口）は、「直管の接合」（1口）と「P-Linkの切管部への接合」（1口）を計上する。 3. 呼び径75mm～300mmのG-linkを用いた異形管の接合は、異形管の歩掛の60%増とする。 4. 本表は、ライナを含む継手の接合にも適用する。 5. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p> <p>計算例（口径100mmの場合） 1. P-Linkを用いた直管の接合（1口）＝直管部の接合（1口）+P-Linkの切管部への接合（1口） 配管工：0.05+0.05×(1+0.30)=0.115（人） 普通作業員：0.05+0.05×(1+0.30)=0.115（人） 2. G-Linkを用いた異形管の接合（1口） 配管工：0.05×(1+0.60)=0.08（人） 普通作業員：0.05×(1+0.60)=0.08（人）</p>	呼び径 (mm)	直管			異形管			配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	75	0.05	0.05	労務費の1%	0.05	0.05	労務費の1%	100	0.05	0.05	0.05	0.05	150	0.05	0.05	0.06	0.06	200	0.06	0.06	0.07	0.07	250	0.07	0.07	0.08	0.08	300	0.09	0.09	0.09	0.09	350	0.09	0.09	0.11	0.11	400	0.10	0.10	0.12	0.12	<p>2-3-8 GX形継手接合歩掛表 第8表（GX形） (1口当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">直管</th> <th colspan="3">異形管</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="10">労務費の1%</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td rowspan="10">労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.06</td> <td>0.06</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.13</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 呼び径75mm～300mmのP-Linkの切管部への接合は直管の歩掛に30%を割増する。 2. 呼び径75mm～300mmのP-Linkを用いた直管の接合（1口）は、「直管の接合」（1口）と「P-Linkの切管部への接合」（1口）を計上する。 3. 呼び径75mm～300mmのG-Linkを用いた異形管の接合は、異形管の歩掛に60%を割増する。 4. 本表は、ライナを含む継手の接合にも適用する。 5. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p> <p>計算例（口径100mmの場合） 1. P-Linkを用いた直管の接合（1口）＝直管部の接合（1口）+P-Linkの切管部への接合（1口） 配管工：0.05+0.05×(1+0.30)=0.115（人） 普通作業員：0.05+0.05×(1+0.30)=0.115（人） 2. G-Linkを用いた異形管の接合（1口） 配管工：0.05×(1+0.60)=0.08（人） 普通作業員：0.05×(1+0.60)=0.08（人）</p>	呼び径 (mm)	直管			異形管			配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	75	0.05	0.05	労務費の1%	0.05	0.05	労務費の1%	100	0.05	0.05	0.05	0.05	150	0.05	0.05	0.06	0.06	200	0.06	0.06	0.07	0.07	250	0.07	0.07	0.08	0.08	300	0.09	0.09	0.09	0.09	350	0.09	0.09	0.11	0.11	400	0.10	0.10	0.12	0.12	450	0.10	0.10	0.13	0.13
呼び径 (mm)	直管			異形管																																																																																																																	
	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																																																															
75	0.05	0.05	労務費の1%	0.05	0.05	労務費の1%																																																																																																															
100	0.05	0.05		0.05	0.05																																																																																																																
150	0.05	0.05		0.06	0.06																																																																																																																
200	0.06	0.06		0.07	0.07																																																																																																																
250	0.07	0.07		0.08	0.08																																																																																																																
300	0.09	0.09		0.09	0.09																																																																																																																
350	0.09	0.09		0.11	0.11																																																																																																																
400	0.10	0.10		0.12	0.12																																																																																																																
呼び径 (mm)	直管			異形管																																																																																																																	
	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																																																															
75	0.05	0.05	労務費の1%	0.05	0.05	労務費の1%																																																																																																															
100	0.05	0.05		0.05	0.05																																																																																																																
150	0.05	0.05		0.06	0.06																																																																																																																
200	0.06	0.06		0.07	0.07																																																																																																																
250	0.07	0.07		0.08	0.08																																																																																																																
300	0.09	0.09		0.09	0.09																																																																																																																
350	0.09	0.09		0.11	0.11																																																																																																																
400	0.10	0.10		0.12	0.12																																																																																																																
450	0.10	0.10		0.13	0.13																																																																																																																



令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																
P56	<p>2-3-9 S50形継手接合歩掛表 第9表（S50形）</p> <p style="text-align: right;">（1口当り）</p> <table border="1" data-bbox="344 443 1234 533"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">直管</th> </tr> <tr> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>労務費の1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 異形管、切管施工時の抜止め押輪の接合は直管歩掛の60%増とする。 2. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p>	呼び径 (mm)	直管			配管工	普通作業員	諸雑費	50	0.05	0.05	労務費の1%	<p>2-3-9 S50形継手接合歩掛表 第9表（S50形）</p> <p style="text-align: right;">（1口当り）</p> <table border="1" data-bbox="1570 432 2445 522"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">直管</th> </tr> <tr> <th>配管工</th> <th>普通作業員</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>労務費の1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 異形管、切管施工時の抜止め押輪の接合は直管の歩掛に60%を割増する。 2. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。</p>	呼び径 (mm)	直管			配管工	普通作業員	諸雑費	50	0.05	0.05	労務費の1%																																																																																																																										
呼び径 (mm)	直管																																																																																																																																																	
	配管工	普通作業員	諸雑費																																																																																																																																															
50	0.05	0.05	労務費の1%																																																																																																																																															
呼び径 (mm)	直管																																																																																																																																																	
	配管工	普通作業員	諸雑費																																																																																																																																															
50	0.05	0.05	労務費の1%																																																																																																																																															
P56	<p>2-3-10 NS形・SII形・GX形継手挿口加工歩掛表 第10-1表（NS形・GX形）</p> <p style="text-align: right;">（1口当り）</p> <table border="1" data-bbox="344 695 1457 982"> <thead> <tr> <th rowspan="3">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">リベット式</th> <th colspan="4">タッピンねじ式</th> <th rowspan="3">諸雑費</th> </tr> <tr> <th colspan="2">NS形</th> <th colspan="2">NS形</th> <th colspan="2">GX形</th> </tr> <tr> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td rowspan="10">労務費の5%</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表は、現地挿口加工の際、切断・溝切り加工後の挿口リングの取付け歩掛である。 2. 諸雑費には、工具損料、ドリル刃損耗費を含む。</p>	呼び径 (mm)	リベット式		タッピンねじ式				諸雑費	NS形		NS形		GX形		配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	75	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	労務費の5%	100	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	150	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	200	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	250	0.06	0.06	0.04	0.04	0.04	0.04	300	0.07	0.07	0.04	0.04	0.04	0.04	350	0.07	0.07	0.04	0.04	0.04	0.04	400	0.07	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	450	0.07	0.07	0.05	0.05	—	—	<p>2-3-10 NS形・SII形・GX形継手挿口加工歩掛表 第10-1表（NS形・GX形）</p> <p style="text-align: right;">（1口当り）</p> <table border="1" data-bbox="1570 695 2392 982"> <thead> <tr> <th rowspan="3">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">リベット式</th> <th colspan="2">タッピンねじ式</th> <th rowspan="3">諸雑費</th> </tr> <tr> <th colspan="2">NS形</th> <th colspan="2">NS形・GX形</th> </tr> <tr> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td rowspan="10">労務費の5%</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.04</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>0.05</td><td>0.05</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表は、現地挿口加工の際、切断・溝切り加工後の挿口リングの取付け歩掛である。 2. 諸雑費には、工具損料、ドリル刃損耗費を含む。</p>	呼び径 (mm)	リベット式		タッピンねじ式		諸雑費	NS形		NS形・GX形		配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	75	0.04	0.04	0.04	0.04	労務費の5%	100	0.04	0.04	0.04	0.04	150	0.05	0.05	0.04	0.04	200	0.05	0.05	0.04	0.04	250	0.06	0.06	0.04	0.04	300	0.07	0.07	0.04	0.04	350	0.07	0.07	0.04	0.04	400	0.07	0.07	0.05	0.05	450	0.07	0.07	0.05	0.05
呼び径 (mm)	リベット式		タッピンねじ式				諸雑費																																																																																																																																											
	NS形		NS形		GX形																																																																																																																																													
	配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)																																																																																																																																												
75	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	労務費の5%																																																																																																																																											
100	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04																																																																																																																																												
150	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04																																																																																																																																												
200	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04																																																																																																																																												
250	0.06	0.06	0.04	0.04	0.04	0.04																																																																																																																																												
300	0.07	0.07	0.04	0.04	0.04	0.04																																																																																																																																												
350	0.07	0.07	0.04	0.04	0.04	0.04																																																																																																																																												
400	0.07	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05																																																																																																																																												
450	0.07	0.07	0.05	0.05	—	—																																																																																																																																												
呼び径 (mm)	リベット式		タッピンねじ式		諸雑費																																																																																																																																													
	NS形		NS形・GX形																																																																																																																																															
	配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)																																																																																																																																														
75	0.04	0.04	0.04	0.04	労務費の5%																																																																																																																																													
100	0.04	0.04	0.04	0.04																																																																																																																																														
150	0.05	0.05	0.04	0.04																																																																																																																																														
200	0.05	0.05	0.04	0.04																																																																																																																																														
250	0.06	0.06	0.04	0.04																																																																																																																																														
300	0.07	0.07	0.04	0.04																																																																																																																																														
350	0.07	0.07	0.04	0.04																																																																																																																																														
400	0.07	0.07	0.05	0.05																																																																																																																																														
450	0.07	0.07	0.05	0.05																																																																																																																																														

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）					改定（令和3年度）						
	呼び径 (mm)	労務費		ポリエチレンスリーブ (m)	諸雑費		呼び径 (mm)	労務費		材料費		
配管工 (人)		普通作業員 (人)	固定用ゴムバンドの場合(組)		粘着テープの場合(m)	配管工 (人)		普通作業員 (人)	ポリエチレンスリーブ (m)	固定用ゴムバンドの場合(組)	粘着テープの場合(m)	
P59	2-3-13 ポリエチレンスリーブ被覆歩掛表 第13表 (100m当り)					2-3-13 ポリエチレンスリーブ被覆歩掛表 第13表 (100m当り)						
	75以下	0.25	0.25	A (a式による)	B (b式による)	51.0	75以下	0.25	0.25	A (a式による)	B (b式による)	51.0
	100	0.30	0.30			61.2	100	0.30	0.30			61.2
	150	0.35	0.35			83.6	150	0.35	0.35			83.6
	200	0.43	0.43			104.0	200	0.43	0.43			104.0
	250	0.51	0.51			126.5	250	0.51	0.51			126.5
	300	0.59	0.59			147.9	300	0.59	0.59			147.9
	350	0.67	0.67			168.3	350	0.67	0.67			168.3
	400	0.75	0.75			190.4	400	0.75	0.75			190.4
	450	0.83	0.83			210.8	450	0.83	0.83			210.8
	500	0.91	0.91			232.9	500	0.91	0.91			232.9
	600	1.00	1.00			275.4	600	1.00	1.00			275.4
	700	1.17	1.17			317.9	700	1.17	1.17			317.9
	800	1.33	1.33			360.4	800	1.33	1.33			360.4
	900	1.50	1.50			404.6	900	1.50	1.50			404.6
	1000	1.67	1.67			447.1	1000	1.67	1.67			447.1
	1100	1.83	1.83			489.6	1100	1.83	1.83			489.6
	1200	2.00	2.00			532.1	1200	2.00	2.00			532.1
	1350	2.25	2.25			596.7	1350	2.25	2.25			596.7
	1500	2.50	2.50			659.6	1500	2.50	2.50			659.6
1600	2.80	2.80			698.7	1600	2.80	2.80			698.7	
1650	3.10	3.10			719.1	1650	3.10	3.10			719.1	
1800	3.40	3.40			780.3	1800	3.40	3.40			780.3	
2000	3.75	3.75			869.6	2000	3.75	3.75			869.6	
2100	4.05	4.05			912.9	2100	4.05	4.05			912.9	
2200	4.50	4.50			961.4	2200	4.50	4.50			961.4	
2400	5.00	5.00			1035.3	2400	5.00	5.00			1035.3	
2600	5.50	5.50			1129.7	2600	5.50	5.50			1129.7	
	(略)					(略)						

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																																																																																																																														
P80	<p>第5節 硬質塩化ビニル管布設工 2-5-1 硬質塩化ビニル管布設歩掛表 第1表</p> <table border="1" data-bbox="341 436 1445 806"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">据付工(10m当り)</th> <th colspan="3">TS継手工(2口当り)</th> <th colspan="3">RR継手工(1口当り)</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>0.06</td><td>0.10</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>0.06</td><td>0.10</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>0.07</td><td>0.12</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>0.07</td><td>0.12</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>0.08</td><td>0.14</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>0.08</td><td>0.14</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>0.10</td><td>0.18</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>労務費の1%</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>労務費の1%</td></tr> <tr><td>75</td><td>0.10</td><td>0.18</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td></td><td>0.03</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td>0.12</td><td>0.20</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>125</td><td>0.12</td><td>0.20</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>150</td><td>0.18</td><td>0.26</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td></td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td></tr> <tr><td>200</td><td>0.25</td><td>0.49</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td></td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td></tr> <tr><td>250</td><td>0.30</td><td>0.66</td><td></td><td></td><td></td><td>0.07</td><td>0.07</td><td></td></tr> <tr><td>300</td><td>0.30</td><td>1.01</td><td></td><td></td><td></td><td>0.08</td><td>0.08</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 2. RRロング受口管の据付工・RRロング継手工歩掛は本表の据付工・RR継手工歩掛と同等とする。 3. 本表は、一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。 4. 離脱防止金具を使用する場合はRR継手工の30%割増とする。 5. TS継手工において1口の場合は本表の50%とする。 6. TS継手工の諸雑費には、接着剤、接合器具損料を含む。 7. RR継手工の諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。</p>	呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		TS継手工(2口当り)			RR継手工(1口当り)			配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	13	0.06	0.10	0.01	0.01					16	0.06	0.10	0.01	0.01					20	0.07	0.12	0.02	0.02					25	0.07	0.12	0.02	0.02					30	0.08	0.14	0.03	0.03					40	0.08	0.14	0.03	0.03					50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の1%	0.03	0.03	労務費の1%	75	0.10	0.18	0.04	0.04		0.03	0.03		100	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05		125	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05		150	0.18	0.26	0.07	0.07		0.06	0.06		200	0.25	0.49	0.07	0.07		0.06	0.06		250	0.30	0.66				0.07	0.07		300	0.30	1.01				0.08	0.08		<p>第5節 硬質塩化ビニル管布設工 2-5-1 硬質塩化ビニル管布設歩掛表 第1表</p> <table border="1" data-bbox="1558 436 2662 806"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">据付工(10m当り)</th> <th colspan="3">TS継手工(2口当り)</th> <th colspan="3">RR継手工(1口当り)</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>0.06</td><td>0.10</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>0.06</td><td>0.10</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>0.07</td><td>0.12</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>0.07</td><td>0.12</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>0.08</td><td>0.14</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>0.08</td><td>0.14</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>0.10</td><td>0.18</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td>労務費の1%</td><td>0.03</td><td>0.03</td><td>労務費の1%</td></tr> <tr><td>75</td><td>0.10</td><td>0.18</td><td>0.04</td><td>0.04</td><td></td><td>0.03</td><td>0.03</td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td>0.12</td><td>0.20</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>125</td><td>0.12</td><td>0.20</td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td><td>0.05</td><td>0.05</td><td></td></tr> <tr><td>150</td><td>0.18</td><td>0.26</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td></td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td></tr> <tr><td>200</td><td>0.25</td><td>0.49</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td></td><td>0.06</td><td>0.06</td><td></td></tr> <tr><td>250</td><td>0.30</td><td>0.66</td><td></td><td></td><td></td><td>0.07</td><td>0.07</td><td></td></tr> <tr><td>300</td><td>0.30</td><td>1.01</td><td></td><td></td><td></td><td>0.08</td><td>0.08</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 2. RRロング受口管の据付工・RRロング継手工歩掛は本表の据付工・RR継手工歩掛と同等とする。 3. 本表は、一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。 4. 離脱防止金具を使用する場合はRR継手工の歩掛に30%を割増とする。 5. TS継手工において1口の場合は本表の50%とする。 6. TS継手工の諸雑費には、接着剤、接合器具損料を含む。 7. RR継手工の諸雑費には、滑剤、接合器具損料を含む。</p>	呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		TS継手工(2口当り)			RR継手工(1口当り)			配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	13	0.06	0.10	0.01	0.01					16	0.06	0.10	0.01	0.01					20	0.07	0.12	0.02	0.02					25	0.07	0.12	0.02	0.02					30	0.08	0.14	0.03	0.03					40	0.08	0.14	0.03	0.03					50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の1%	0.03	0.03	労務費の1%	75	0.10	0.18	0.04	0.04		0.03	0.03		100	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05		125	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05		150	0.18	0.26	0.07	0.07		0.06	0.06		200	0.25	0.49	0.07	0.07		0.06	0.06		250	0.30	0.66				0.07	0.07		300	0.30	1.01				0.08	0.08	
呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		TS継手工(2口当り)			RR継手工(1口当り)																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																																																																																																																																																																																																																																								
13	0.06	0.10	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																												
16	0.06	0.10	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																												
20	0.07	0.12	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																												
25	0.07	0.12	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																												
30	0.08	0.14	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																												
40	0.08	0.14	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																												
50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の1%	0.03	0.03	労務費の1%																																																																																																																																																																																																																																																																																								
75	0.10	0.18	0.04	0.04		0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																									
100	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																									
125	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																									
150	0.18	0.26	0.07	0.07		0.06	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																																									
200	0.25	0.49	0.07	0.07		0.06	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																																									
250	0.30	0.66				0.07	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																																									
300	0.30	1.01				0.08	0.08																																																																																																																																																																																																																																																																																									
呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		TS継手工(2口当り)			RR継手工(1口当り)																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																																																																																																																																																																																																																																								
13	0.06	0.10	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																												
16	0.06	0.10	0.01	0.01																																																																																																																																																																																																																																																																																												
20	0.07	0.12	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																												
25	0.07	0.12	0.02	0.02																																																																																																																																																																																																																																																																																												
30	0.08	0.14	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																												
40	0.08	0.14	0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																												
50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の1%	0.03	0.03	労務費の1%																																																																																																																																																																																																																																																																																								
75	0.10	0.18	0.04	0.04		0.03	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																									
100	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																									
125	0.12	0.20	0.06	0.06		0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																									
150	0.18	0.26	0.07	0.07		0.06	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																																									
200	0.25	0.49	0.07	0.07		0.06	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																																									
250	0.30	0.66				0.07	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																																									
300	0.30	1.01				0.08	0.08																																																																																																																																																																																																																																																																																									
P87  P88	<p>第8節 管切断工 2-8-2 鋳鉄管切断歩掛表 第2-2表（エンジンカッター使用）</p> <table border="1" data-bbox="341 1150 1445 1541"> <thead> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>機械損料 (日)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50</td><td>0.03</td><td>0.06</td><td>0.03</td><td rowspan="11">労務費の5%</td></tr> <tr><td>75</td><td>0.03</td><td>0.06</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.03</td><td>0.06</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.04</td><td>0.08</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.05</td><td>0.09</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.05</td><td>0.10</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.06</td><td>0.18</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.07</td><td>0.20</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.07</td><td>0.22</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.08</td><td>0.24</td><td>0.08</td></tr> <tr><td>500</td><td>0.09</td><td>0.34</td><td>0.09</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 諸雑費には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。</p>	呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	諸雑費	50	0.03	0.06	0.03	労務費の5%	75	0.03	0.06	0.03	100	0.03	0.06	0.03	150	0.04	0.08	0.04	200	0.05	0.09	0.05	250	0.05	0.10	0.05	300	0.06	0.18	0.06	350	0.07	0.20	0.07	400	0.07	0.22	0.07	450	0.08	0.24	0.08	500	0.09	0.34	0.09	<p>第8節 管切断工 2-8-2 鋳鉄管切断歩掛表 第2-2表（エンジンカッター使用）</p> <table border="1" data-bbox="1558 1150 2662 1541"> <thead> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>機械損料 (日)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50</td><td>0.03</td><td>0.06</td><td>0.03</td><td rowspan="11">労務費の30%</td></tr> <tr><td>75</td><td>0.03</td><td>0.06</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.03</td><td>0.06</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.04</td><td>0.08</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.05</td><td>0.09</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.05</td><td>0.10</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.06</td><td>0.18</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.07</td><td>0.20</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.07</td><td>0.22</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.08</td><td>0.24</td><td>0.08</td></tr> <tr><td>500</td><td>0.09</td><td>0.34</td><td>0.09</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 2. 諸雑費には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。</p>	呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	諸雑費	50	0.03	0.06	0.03	労務費の30%	75	0.03	0.06	0.03	100	0.03	0.06	0.03	150	0.04	0.08	0.04	200	0.05	0.09	0.05	250	0.05	0.10	0.05	300	0.06	0.18	0.06	350	0.07	0.20	0.07	400	0.07	0.22	0.07	450	0.08	0.24	0.08	500	0.09	0.34	0.09																																																																																																																																																																																										
呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	諸雑費																																																																																																																																																																																																																																																																																												
50	0.03	0.06	0.03	労務費の5%																																																																																																																																																																																																																																																																																												
75	0.03	0.06	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																													
100	0.03	0.06	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																													
150	0.04	0.08	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																													
200	0.05	0.09	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																													
250	0.05	0.10	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																													
300	0.06	0.18	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																																													
350	0.07	0.20	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																																													
400	0.07	0.22	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																																													
450	0.08	0.24	0.08																																																																																																																																																																																																																																																																																													
500	0.09	0.34	0.09																																																																																																																																																																																																																																																																																													
呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	諸雑費																																																																																																																																																																																																																																																																																												
50	0.03	0.06	0.03	労務費の30%																																																																																																																																																																																																																																																																																												
75	0.03	0.06	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																													
100	0.03	0.06	0.03																																																																																																																																																																																																																																																																																													
150	0.04	0.08	0.04																																																																																																																																																																																																																																																																																													
200	0.05	0.09	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																													
250	0.05	0.10	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																																													
300	0.06	0.18	0.06																																																																																																																																																																																																																																																																																													
350	0.07	0.20	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																																													
400	0.07	0.22	0.07																																																																																																																																																																																																																																																																																													
450	0.08	0.24	0.08																																																																																																																																																																																																																																																																																													
500	0.09	0.34	0.09																																																																																																																																																																																																																																																																																													

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																												
P89	<p>2-8-3 鋳鉄管切断・溝切り加工歩掛表 第3-1表 切断・溝切り同時(NS形・SⅡ形・GX形/パイプ切削切断機使用) (1口当り)</p> <table border="1" data-bbox="341 430 1448 745"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">NS形・SⅡ形</th> <th colspan="3">GX形</th> <th rowspan="2">諸雑費</th> </tr> <tr> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>機械損料 (日)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>機械損料 (日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>0.15</td><td>1.00</td><td>0.21</td><td>0.15</td><td>1.00</td><td>0.21</td><td rowspan="10">労務費の5%</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.16</td><td>1.02</td><td>0.22</td><td>0.16</td><td>1.02</td><td>0.22</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.18</td><td>1.06</td><td>0.25</td><td>0.18</td><td>1.06</td><td>0.25</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.20</td><td>1.10</td><td>0.27</td><td>0.20</td><td>1.10</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.22</td><td>1.14</td><td>0.30</td><td>0.22</td><td>1.14</td><td>0.30</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.24</td><td>1.18</td><td>0.32</td><td>0.24</td><td>1.18</td><td>0.32</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.26</td><td>1.22</td><td>0.35</td><td>0.26</td><td>1.22</td><td>0.35</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.28</td><td>1.25</td><td>0.37</td><td>0.28</td><td>1.25</td><td>0.37</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.31</td><td>1.29</td><td>0.40</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表には、切断と溝切りを同時に実施する場合に適用する。 2. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 諸雑費には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形、GX形については面取り加工を含む。</p>	呼び径 (mm)	NS形・SⅡ形			GX形			諸雑費	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	75	0.15	1.00	0.21	0.15	1.00	0.21	労務費の5%	100	0.16	1.02	0.22	0.16	1.02	0.22	150	0.18	1.06	0.25	0.18	1.06	0.25	200	0.20	1.10	0.27	0.20	1.10	0.27	250	0.22	1.14	0.30	0.22	1.14	0.30	300	0.24	1.18	0.32	0.24	1.18	0.32	350	0.26	1.22	0.35	0.26	1.22	0.35	400	0.28	1.25	0.37	0.28	1.25	0.37	450	0.31	1.29	0.40	—	—	—	<p>2-8-3 鋳鉄管切断・溝切り加工歩掛表 第3-1表 切断・溝切り同時(NS形・SⅡ形・GX形/パイプ切削切断機使用) (1口当り)</p> <table border="1" data-bbox="1558 430 2249 745"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">NS形・SⅡ形・GX形</th> <th rowspan="2">諸雑費</th> </tr> <tr> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>機械損料 (日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>0.15</td><td>1.00</td><td>0.21</td><td rowspan="10">労務費の5%</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.16</td><td>1.02</td><td>0.22</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.18</td><td>1.06</td><td>0.25</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.20</td><td>1.10</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.22</td><td>1.14</td><td>0.30</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.24</td><td>1.18</td><td>0.32</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.26</td><td>1.22</td><td>0.35</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.28</td><td>1.25</td><td>0.37</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.31</td><td>1.29</td><td>0.40</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表には、切断と溝切りを同時に実施する場合に適用する。 2. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 諸雑費には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。 4. NS形、GX形については面取り加工を含む。</p>	呼び径 (mm)	NS形・SⅡ形・GX形			諸雑費	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	75	0.15	1.00	0.21	労務費の5%	100	0.16	1.02	0.22	150	0.18	1.06	0.25	200	0.20	1.10	0.27	250	0.22	1.14	0.30	300	0.24	1.18	0.32	350	0.26	1.22	0.35	400	0.28	1.25	0.37	450	0.31	1.29	0.40																																	
呼び径 (mm)	NS形・SⅡ形			GX形			諸雑費																																																																																																																																																							
	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)																																																																																																																																																								
75	0.15	1.00	0.21	0.15	1.00	0.21	労務費の5%																																																																																																																																																							
100	0.16	1.02	0.22	0.16	1.02	0.22																																																																																																																																																								
150	0.18	1.06	0.25	0.18	1.06	0.25																																																																																																																																																								
200	0.20	1.10	0.27	0.20	1.10	0.27																																																																																																																																																								
250	0.22	1.14	0.30	0.22	1.14	0.30																																																																																																																																																								
300	0.24	1.18	0.32	0.24	1.18	0.32																																																																																																																																																								
350	0.26	1.22	0.35	0.26	1.22	0.35																																																																																																																																																								
400	0.28	1.25	0.37	0.28	1.25	0.37																																																																																																																																																								
450	0.31	1.29	0.40	—	—	—																																																																																																																																																								
呼び径 (mm)	NS形・SⅡ形・GX形			諸雑費																																																																																																																																																										
	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)																																																																																																																																																											
75	0.15	1.00	0.21	労務費の5%																																																																																																																																																										
100	0.16	1.02	0.22																																																																																																																																																											
150	0.18	1.06	0.25																																																																																																																																																											
200	0.20	1.10	0.27																																																																																																																																																											
250	0.22	1.14	0.30																																																																																																																																																											
300	0.24	1.18	0.32																																																																																																																																																											
350	0.26	1.22	0.35																																																																																																																																																											
400	0.28	1.25	0.37																																																																																																																																																											
450	0.31	1.29	0.40																																																																																																																																																											
P90	<p>第3-3表 切断・溝切り2工程(NS形・GX形/専用工具使用) (1口当り)</p> <table border="1" data-bbox="341 913 1448 1197"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="4">NS形</th> <th colspan="4">GX形</th> <th rowspan="2">諸雑費</th> </tr> <tr> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>機械損料 (日)</th> <th>溝切り・切断刃 損耗率</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>機械損料 (日)</th> <th>溝切り・切断刃 損耗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>0.16</td><td>0.33</td><td>0.19</td><td>0.014</td><td>0.16</td><td>0.33</td><td>0.19</td><td>0.014</td><td rowspan="10">労務費の1%</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.17</td><td>0.34</td><td>0.19</td><td>0.017</td><td>0.17</td><td>0.34</td><td>0.19</td><td>0.017</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.18</td><td>0.36</td><td>0.21</td><td>0.025</td><td>0.18</td><td>0.36</td><td>0.21</td><td>0.025</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.20</td><td>0.38</td><td>0.22</td><td>0.032</td><td>0.20</td><td>0.38</td><td>0.22</td><td>0.032</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.21</td><td>0.40</td><td>0.24</td><td>0.040</td><td>0.21</td><td>0.40</td><td>0.24</td><td>0.040</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.25</td><td>0.46</td><td>0.26</td><td>0.048</td><td>0.25</td><td>0.46</td><td>0.26</td><td>0.048</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.27</td><td>0.49</td><td>0.28</td><td>0.055</td><td>0.27</td><td>0.49</td><td>0.28</td><td>0.055</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.28</td><td>0.52</td><td>0.31</td><td>0.089</td><td>0.28</td><td>0.52</td><td>0.31</td><td>0.089</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.31</td><td>0.54</td><td>0.33</td><td>0.100</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表は、タッピンねじ式専用工具(溝切り機及び切断機等)を使用して溝切り管切断を行う場合に適用する。 2. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 溝切り・切断刃の損耗率は、(溝切り刃価格×1/2+切断刃価格)に表の刃損耗率を乗じて算出する。 4. 諸雑費には、燃料、工具損耗費及び塗装の補修費を含む。 5. 溝切り加工のみ行う場合は、本歩掛の70%とする。切断のみ行う場合は、第2-1表または第2-2表を適用する。</p>	呼び径 (mm)	NS形				GX形				諸雑費	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	溝切り・切断刃 損耗率	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	溝切り・切断刃 損耗率	75	0.16	0.33	0.19	0.014	0.16	0.33	0.19	0.014	労務費の1%	100	0.17	0.34	0.19	0.017	0.17	0.34	0.19	0.017	150	0.18	0.36	0.21	0.025	0.18	0.36	0.21	0.025	200	0.20	0.38	0.22	0.032	0.20	0.38	0.22	0.032	250	0.21	0.40	0.24	0.040	0.21	0.40	0.24	0.040	300	0.25	0.46	0.26	0.048	0.25	0.46	0.26	0.048	350	0.27	0.49	0.28	0.055	0.27	0.49	0.28	0.055	400	0.28	0.52	0.31	0.089	0.28	0.52	0.31	0.089	450	0.31	0.54	0.33	0.100	—	—	—	—	<p>第3-3表 切断・溝切り2工程(NS形・GX形/専用工具使用) (1口当り)</p> <table border="1" data-bbox="1558 913 2427 1197"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="4">NS形・GX形</th> <th rowspan="2">諸雑費</th> </tr> <tr> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>機械損料 (日)</th> <th>溝切り・切断刃 損耗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>0.16</td><td>0.33</td><td>0.19</td><td>0.014</td><td rowspan="10">労務費の1%</td></tr> <tr><td>100</td><td>0.17</td><td>0.34</td><td>0.19</td><td>0.017</td></tr> <tr><td>150</td><td>0.18</td><td>0.36</td><td>0.21</td><td>0.025</td></tr> <tr><td>200</td><td>0.20</td><td>0.38</td><td>0.22</td><td>0.032</td></tr> <tr><td>250</td><td>0.21</td><td>0.40</td><td>0.24</td><td>0.040</td></tr> <tr><td>300</td><td>0.25</td><td>0.46</td><td>0.26</td><td>0.048</td></tr> <tr><td>350</td><td>0.27</td><td>0.49</td><td>0.28</td><td>0.055</td></tr> <tr><td>400</td><td>0.28</td><td>0.52</td><td>0.31</td><td>0.089</td></tr> <tr><td>450</td><td>0.31</td><td>0.54</td><td>0.33</td><td>0.100</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表は、タッピンねじ式専用工具(溝切り機及び切断機等)を使用して溝切り管切断を行う場合に適用する。 2. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 3. 溝切り・切断刃の損耗率は、(溝切り刃価格×1/2+切断刃価格)に表の刃損耗率を乗じて算出する。 4. 諸雑費には、燃料、工具損耗費及び塗装の補修費を含む。 5. 溝切り加工のみ行う場合は、本歩掛の70%とする。切断のみ行う場合は、第2-1表または第2-2表を適用する。</p>	呼び径 (mm)	NS形・GX形				諸雑費	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	溝切り・切断刃 損耗率	75	0.16	0.33	0.19	0.014	労務費の1%	100	0.17	0.34	0.19	0.017	150	0.18	0.36	0.21	0.025	200	0.20	0.38	0.22	0.032	250	0.21	0.40	0.24	0.040	300	0.25	0.46	0.26	0.048	350	0.27	0.49	0.28	0.055	400	0.28	0.52	0.31	0.089	450	0.31	0.54	0.33	0.100
呼び径 (mm)	NS形				GX形				諸雑費																																																																																																																																																					
	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	溝切り・切断刃 損耗率	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	溝切り・切断刃 損耗率																																																																																																																																																						
75	0.16	0.33	0.19	0.014	0.16	0.33	0.19	0.014	労務費の1%																																																																																																																																																					
100	0.17	0.34	0.19	0.017	0.17	0.34	0.19	0.017																																																																																																																																																						
150	0.18	0.36	0.21	0.025	0.18	0.36	0.21	0.025																																																																																																																																																						
200	0.20	0.38	0.22	0.032	0.20	0.38	0.22	0.032																																																																																																																																																						
250	0.21	0.40	0.24	0.040	0.21	0.40	0.24	0.040																																																																																																																																																						
300	0.25	0.46	0.26	0.048	0.25	0.46	0.26	0.048																																																																																																																																																						
350	0.27	0.49	0.28	0.055	0.27	0.49	0.28	0.055																																																																																																																																																						
400	0.28	0.52	0.31	0.089	0.28	0.52	0.31	0.089																																																																																																																																																						
450	0.31	0.54	0.33	0.100	—	—	—	—																																																																																																																																																						
呼び径 (mm)	NS形・GX形				諸雑費																																																																																																																																																									
	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	溝切り・切断刃 損耗率																																																																																																																																																										
75	0.16	0.33	0.19	0.014	労務費の1%																																																																																																																																																									
100	0.17	0.34	0.19	0.017																																																																																																																																																										
150	0.18	0.36	0.21	0.025																																																																																																																																																										
200	0.20	0.38	0.22	0.032																																																																																																																																																										
250	0.21	0.40	0.24	0.040																																																																																																																																																										
300	0.25	0.46	0.26	0.048																																																																																																																																																										
350	0.27	0.49	0.28	0.055																																																																																																																																																										
400	0.28	0.52	0.31	0.089																																																																																																																																																										
450	0.31	0.54	0.33	0.100																																																																																																																																																										

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																					
P94 P96	<p>第9節 弁類及び消火栓設置工 2-9-2 空気弁及び空気弁座設置歩掛表</p> <p>第6表</p> <p style="text-align: right;">(1基当り)</p> <table border="1" data-bbox="341 573 1445 791"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="3">空気弁設置</th> <th colspan="3">空気弁座(人孔ふた)設置</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13~25</td> <td>0.05</td> <td>0.10</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>0.10</td> <td>0.21</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.15</td> <td>0.31</td> <td>労務費の1%</td> <td>0.26</td> <td>0.52</td> <td>労務費の1%</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.21</td> <td>0.41</td> <td></td> <td>0.26</td> <td>0.52</td> <td></td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.31</td> <td>0.62</td> <td></td> <td>0.26</td> <td>0.52</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.41</td> <td>0.82</td> <td></td> <td>0.26</td> <td>0.52</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合を含む。なお、据付にはねじ込み接合も含む。 2. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。 3. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</p>	呼び径 (mm)	空気弁設置			空気弁座(人孔ふた)設置			配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	13~25	0.05	0.10		—	—		50	0.10	0.21		—	—		75	0.15	0.31	労務費の1%	0.26	0.52	労務費の1%	100	0.21	0.41		0.26	0.52		150	0.31	0.62		0.26	0.52		200	0.41	0.82		0.26	0.52		<p>第9節 弁類及び消火栓設置工 2-9-2 空気弁及び空気弁座設置歩掛表</p> <p style="color: red;">空気弁及び空気弁座設置工(呼び径75mm以上)は、原則として機械施工とするが、機械施工が不可能又は不適当な場合は人力施工とすることができる。</p> <p>第6表 空気弁及び空気弁座設置歩掛表</p> <p style="text-align: right;">(1基当り)</p> <table border="1" data-bbox="1558 573 2662 953"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方法</th> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="4">空気弁設置</th> <th colspan="4">空気弁座(人孔ふた)設置</th> </tr> <tr> <th>配管工 (人)</th> <th>普通 作業員 (人)</th> <th>諸雑費</th> <th>クレーン 運転時間 (h)</th> <th>配管工 (人)</th> <th>普通 作業員 (人)</th> <th>諸雑費</th> <th>クレーン 運転時間 (h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="color: red;">機 械 施 工</td> <td>75</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> <td>労務費の1%</td> <td>0.40</td> <td>0.23</td> <td>0.27</td> <td>労務費の1%</td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.09</td> <td>0.11</td> <td></td> <td>0.40</td> <td>0.23</td> <td>0.27</td> <td></td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.12</td> <td>0.15</td> <td></td> <td>0.57</td> <td>0.23</td> <td>0.27</td> <td></td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.14</td> <td>0.18</td> <td></td> <td>0.73</td> <td>0.23</td> <td>0.27</td> <td></td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>13~25</td> <td>0.05</td> <td>0.10</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="color: red;">人 力 施 工</td> <td>50</td> <td>0.10</td> <td>0.21</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.15</td> <td>0.31</td> <td>労務費の1%</td> <td>—</td> <td>0.26</td> <td>0.52</td> <td>労務費の1%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.21</td> <td>0.41</td> <td></td> <td>—</td> <td>0.26</td> <td>0.52</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.31</td> <td>0.62</td> <td></td> <td>—</td> <td>0.26</td> <td>0.52</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.41</td> <td>0.82</td> <td></td> <td>—</td> <td>0.26</td> <td>0.52</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合を含む。なお、据付にはねじ込み接合も含む。 2. フランジ接合は、1基当り1口。 3. クレーン付トラックは、4t積、2.9t吊り。 4. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。 5. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</p>	方法	呼び径 (mm)	空気弁設置				空気弁座(人孔ふた)設置				配管工 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費	クレーン 運転時間 (h)	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費	クレーン 運転時間 (h)	機 械 施 工	75	0.09	0.11	労務費の1%	0.40	0.23	0.27	労務費の1%	0.73	100	0.09	0.11		0.40	0.23	0.27		0.73	150	0.12	0.15		0.57	0.23	0.27		0.73	200	0.14	0.18		0.73	0.23	0.27		0.73	13~25	0.05	0.10		—	—	—		—	人 力 施 工	50	0.10	0.21		—	—	—		—	75	0.15	0.31	労務費の1%	—	0.26	0.52	労務費の1%	—	100	0.21	0.41		—	0.26	0.52		—	150	0.31	0.62		—	0.26	0.52		—	200	0.41	0.82		—	0.26	0.52		—
呼び径 (mm)	空気弁設置			空気弁座(人孔ふた)設置																																																																																																																																																																			
	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費																																																																																																																																																																	
13~25	0.05	0.10		—	—																																																																																																																																																																		
50	0.10	0.21		—	—																																																																																																																																																																		
75	0.15	0.31	労務費の1%	0.26	0.52	労務費の1%																																																																																																																																																																	
100	0.21	0.41		0.26	0.52																																																																																																																																																																		
150	0.31	0.62		0.26	0.52																																																																																																																																																																		
200	0.41	0.82		0.26	0.52																																																																																																																																																																		
方法	呼び径 (mm)	空気弁設置				空気弁座(人孔ふた)設置																																																																																																																																																																	
		配管工 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費	クレーン 運転時間 (h)	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費	クレーン 運転時間 (h)																																																																																																																																																														
機 械 施 工	75	0.09	0.11	労務費の1%	0.40	0.23	0.27	労務費の1%	0.73																																																																																																																																																														
	100	0.09	0.11		0.40	0.23	0.27		0.73																																																																																																																																																														
	150	0.12	0.15		0.57	0.23	0.27		0.73																																																																																																																																																														
	200	0.14	0.18		0.73	0.23	0.27		0.73																																																																																																																																																														
	13~25	0.05	0.10		—	—	—		—																																																																																																																																																														
人 力 施 工	50	0.10	0.21		—	—	—		—																																																																																																																																																														
	75	0.15	0.31	労務費の1%	—	0.26	0.52	労務費の1%	—																																																																																																																																																														
	100	0.21	0.41		—	0.26	0.52		—																																																																																																																																																														
	150	0.31	0.62		—	0.26	0.52		—																																																																																																																																																														
	200	0.41	0.82		—	0.26	0.52		—																																																																																																																																																														

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																		
P96	<p>2-9-3 消火栓設置歩掛表</p> <p>消火栓設置工は原則として機械施工とするが、機械施工が不可能又は不適当な場合は人力施工によることができるものとする。</p> <p>第7表 消火栓設置歩掛</p> <p style="text-align: right;">(1箇所当り)</p> <table border="1" data-bbox="344 541 1507 905"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">地下式</th> <th colspan="4">地上式</th> <th colspan="3">小型消火栓</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>単口</th> <th>双口</th> <th>クレーン 運転時間</th> <th>諸雑費</th> <th>単口</th> <th>双口</th> <th>クレーン 運転時間</th> <th>諸雑費</th> <th>消火栓</th> <th>クレーン 運転時間</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械 施工</td> <td rowspan="2">配管工 普通作業員 人</td> <td>0.08</td> <td>0.09</td> <td rowspan="2">クレーン付 トラック 0.31h</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td>0.20</td> <td>0.22</td> <td rowspan="2">クレーン付 トラック 0.57h</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td>0.08</td> <td rowspan="2">クレーン付 トラック 0.31h</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>0.10</td> <td>0.11</td> <td>0.23</td> <td>0.25</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人力 施工</td> <td rowspan="2">配管工 普通作業員 人</td> <td>0.12</td> <td>0.19</td> <td>—</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td>0.27</td> <td>0.40</td> <td>—</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td>0.10</td> <td>—</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>0.26</td> <td>0.36</td> <td>—</td> <td>0.53</td> <td>0.71</td> <td>—</td> <td>0.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合を含む。                  2. フランジ接合は、1箇所当り1口。                  3. フランジ接合を加算する場合、2-3-5フランジ継手歩掛表を参照すること。                  4. 本表の据付には、補修弁・フランジ短管等の取り付け管を含む。                  5. クレーン付トラックは、4t積、2.9t吊。                  6. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.7を乗じて算出する。                  7. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</p>	名称	単位	地下式				地上式				小型消火栓			適用	単口	双口	クレーン 運転時間	諸雑費	単口	双口	クレーン 運転時間	諸雑費	消火栓	クレーン 運転時間	諸雑費	機械 施工	配管工 普通作業員 人	0.08	0.09	クレーン付 トラック 0.31h	労務費 の1%	0.20	0.22	クレーン付 トラック 0.57h	労務費 の1%	0.08	クレーン付 トラック 0.31h	労務費 の1%		0.10	0.11	0.23	0.25	0.10	人力 施工	配管工 普通作業員 人	0.12	0.19	—	労務費 の1%	0.27	0.40	—	労務費 の1%	0.10	—	労務費 の1%		0.26	0.36	—	0.53	0.71	—	0.22	<p>2-9-3 消火栓設置歩掛表</p> <p>消火栓設置工は原則として機械施工とするが、機械施工が不可能又は不適当な場合は人力施工によることができるものとする。</p> <p>第7表 消火栓設置歩掛</p> <p style="text-align: right;">(1箇所当り)</p> <table border="1" data-bbox="1564 541 2608 905"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">地下式</th> <th colspan="4">地上式</th> <th colspan="3">小型消火栓</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>単口</th> <th>双口</th> <th>クレーン 運転時間</th> <th>諸雑費</th> <th>単口</th> <th>双口</th> <th>クレーン 運転時間</th> <th>諸雑費</th> <th>消火栓</th> <th>クレーン 運転時間</th> <th>諸雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械 施工</td> <td rowspan="2">配管工 普通作業員 人</td> <td>0.08</td> <td>0.09</td> <td rowspan="2">クレーン付 トラック 0.31h</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td>0.20</td> <td>0.22</td> <td rowspan="2">クレーン付 トラック 0.57h</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td>0.08</td> <td rowspan="2">クレーン付 トラック 0.31h</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>0.10</td> <td>0.11</td> <td>0.23</td> <td>0.25</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人力 施工</td> <td rowspan="2">配管工 普通作業員 人</td> <td>0.12</td> <td>0.19</td> <td>—</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td>0.27</td> <td>0.40</td> <td>—</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td>0.10</td> <td>—</td> <td rowspan="2">労務費 の1%</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>0.26</td> <td>0.36</td> <td>—</td> <td>0.53</td> <td>0.71</td> <td>—</td> <td>0.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付及びフランジ接合を含む。                  2. フランジ接合は、1箇所当り1口。                  3. フランジ接合を加算する場合、2-3-5フランジ継手歩掛表を参照すること。                  4. 本表の据付には、補修弁・フランジ短管等の取り付け管を含む。                  5. クレーン付トラックは、4t積、2.9t吊。                  6. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。                  7. 諸雑費には、接合器具損料を含む。</p>	名称	単位	地下式				地上式				小型消火栓			適用	単口	双口	クレーン 運転時間	諸雑費	単口	双口	クレーン 運転時間	諸雑費	消火栓	クレーン 運転時間	諸雑費	機械 施工	配管工 普通作業員 人	0.08	0.09	クレーン付 トラック 0.31h	労務費 の1%	0.20	0.22	クレーン付 トラック 0.57h	労務費 の1%	0.08	クレーン付 トラック 0.31h	労務費 の1%		0.10	0.11	0.23	0.25	0.10	人力 施工	配管工 普通作業員 人	0.12	0.19	—	労務費 の1%	0.27	0.40	—	労務費 の1%	0.10	—	労務費 の1%		0.26	0.36	—	0.53	0.71	—	0.22
名称	単位			地下式				地上式				小型消火栓				適用																																																																																																																				
		単口	双口	クレーン 運転時間	諸雑費	単口	双口	クレーン 運転時間	諸雑費	消火栓	クレーン 運転時間	諸雑費																																																																																																																								
機械 施工	配管工 普通作業員 人	0.08	0.09	クレーン付 トラック 0.31h	労務費 の1%	0.20	0.22	クレーン付 トラック 0.57h	労務費 の1%	0.08	クレーン付 トラック 0.31h	労務費 の1%																																																																																																																								
		0.10	0.11			0.23	0.25			0.10																																																																																																																										
人力 施工	配管工 普通作業員 人	0.12	0.19	—	労務費 の1%	0.27	0.40	—	労務費 の1%	0.10	—	労務費 の1%																																																																																																																								
		0.26	0.36	—		0.53	0.71	—		0.22																																																																																																																										
名称	単位	地下式				地上式				小型消火栓			適用																																																																																																																							
		単口	双口	クレーン 運転時間	諸雑費	単口	双口	クレーン 運転時間	諸雑費	消火栓	クレーン 運転時間	諸雑費																																																																																																																								
機械 施工	配管工 普通作業員 人	0.08	0.09	クレーン付 トラック 0.31h	労務費 の1%	0.20	0.22	クレーン付 トラック 0.57h	労務費 の1%	0.08	クレーン付 トラック 0.31h	労務費 の1%																																																																																																																								
		0.10	0.11			0.23	0.25			0.10																																																																																																																										
人力 施工	配管工 普通作業員 人	0.12	0.19	—	労務費 の1%	0.27	0.40	—	労務費 の1%	0.10	—	労務費 の1%																																																																																																																								
		0.26	0.36	—		0.53	0.71	—		0.22																																																																																																																										

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																										
P101	<p>第10節 既設管撤去工 2-10-2 既設管撤去切断歩掛表 撤去管の切断歩掛は、次表の補正対象歩掛に補正係数を乗じて算出する。</p> <p>第1表</p> <table border="1" data-bbox="338 474 1436 894"> <thead> <tr> <th colspan="2">撤去管</th> <th rowspan="2">補正対象歩掛</th> <th rowspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">铸铁(FC)</td> <td>350mm以下</td> <td>「铸铁管切断歩掛表」</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>400mm以上</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>1000mm以下</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダクタイル铸铁管(FCD)</td> <td>350mm以下</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.27</td> </tr> <tr> <td>400mm以上</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.46</td> </tr> <tr> <td>1000mm以下</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.46</td> </tr> <tr> <td>鋼管(STW290, STW370, STW400)</td> <td>350mm以下</td> <td>「鋼管切断歩掛表」</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管(STW400, STW400B)</td> <td>400mm以上</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>1000mm以下</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>—</td> <td>「硬質塩化ビニル管切断歩掛表」</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン管</td> <td>—</td> <td>「ポリエチレン管切断歩掛表」</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 撤去管は原則として切断するものとする。切断数量は6m当り1箇所を標準とするが、現場の状況に応じて別途定めることができる。 2. 铸铁管切断機械の損料は、「第二編 参考資料 第2章 建設機械損料算定表」による。</p>	撤去管		補正対象歩掛	補正係数	材質	呼び径	铸铁(FC)	350mm以下	「铸铁管切断歩掛表」	0.25	400mm以上	「 〃 」	0.35	1000mm以下	「 〃 」	0.35	ダクタイル铸铁管(FCD)	350mm以下	「 〃 」	0.27	400mm以上	「 〃 」	0.46	1000mm以下	「 〃 」	0.46	鋼管(STW290, STW370, STW400)	350mm以下	「鋼管切断歩掛表」	0.25	鋼管(STW400, STW400B)	400mm以上	「 〃 」	0.35	1000mm以下	「 〃 」	0.35	硬質塩化ビニル管	—	「硬質塩化ビニル管切断歩掛表」	0.25	ポリエチレン管	—	「ポリエチレン管切断歩掛表」	0.25	<p>第10節 既設管撤去工 2-10-2 既設管撤去切断歩掛表 撤去管の切断歩掛は、次表の補正対象歩掛に補正係数を乗じて算出する。</p> <p>第1表</p> <table border="1" data-bbox="1564 474 2662 894"> <thead> <tr> <th colspan="2">撤去管</th> <th rowspan="2">補正対象歩掛</th> <th rowspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">铸铁(FC)</td> <td>350mm以下</td> <td>「2-8-2 铸铁管切断歩掛表」</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>400mm以上</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>1000mm以下</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダクタイル铸铁管(FCD)</td> <td>350mm以下</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.27</td> </tr> <tr> <td>400mm以上</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.46</td> </tr> <tr> <td>1000mm以下</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.46</td> </tr> <tr> <td>鋼管(STW290, STW370, STW400)</td> <td>350mm以下</td> <td>「2-8-4 鋼管切断歩掛表」</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管(STW400, STW400B)</td> <td>400mm以上</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>1000mm以下</td> <td>「 〃 」</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>—</td> <td>「2-8-6 硬質塩化ビニル管切断歩掛表」</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン管</td> <td>—</td> <td>「2-8-7 ポリエチレン管切断歩掛表」</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 撤去管は原則として切断するものとする。切断数量は6m当り1箇所を標準とするが、現場の状況に応じて別途定めることができる。 2. 铸铁管切断機械の損料は、「第二編 参考資料 第2章 建設機械損料算定表」による。 3. 補正対象歩掛の補正係数は、労務費の歩掛のみに乗じ、機械損料及び諸雑費には適用しない。 4. 既設管との連絡部等における既設管切断については、本表を適用しない。 5. 鋼管切断撤去の場合は、2-8-4鋼管切断歩掛表の備考5を適用しない。</p>	撤去管		補正対象歩掛	補正係数	材質	呼び径	铸铁(FC)	350mm以下	「2-8-2 铸铁管切断歩掛表」	0.25	400mm以上	「 〃 」	0.35	1000mm以下	「 〃 」	0.35	ダクタイル铸铁管(FCD)	350mm以下	「 〃 」	0.27	400mm以上	「 〃 」	0.46	1000mm以下	「 〃 」	0.46	鋼管(STW290, STW370, STW400)	350mm以下	「2-8-4 鋼管切断歩掛表」	0.25	鋼管(STW400, STW400B)	400mm以上	「 〃 」	0.35	1000mm以下	「 〃 」	0.35	硬質塩化ビニル管	—	「2-8-6 硬質塩化ビニル管切断歩掛表」	0.25	ポリエチレン管	—	「2-8-7 ポリエチレン管切断歩掛表」	0.25
撤去管		補正対象歩掛	補正係数																																																																																									
材質	呼び径																																																																																											
铸铁(FC)	350mm以下	「铸铁管切断歩掛表」	0.25																																																																																									
	400mm以上	「 〃 」	0.35																																																																																									
	1000mm以下	「 〃 」	0.35																																																																																									
ダクタイル铸铁管(FCD)	350mm以下	「 〃 」	0.27																																																																																									
	400mm以上	「 〃 」	0.46																																																																																									
	1000mm以下	「 〃 」	0.46																																																																																									
鋼管(STW290, STW370, STW400)	350mm以下	「鋼管切断歩掛表」	0.25																																																																																									
鋼管(STW400, STW400B)	400mm以上	「 〃 」	0.35																																																																																									
	1000mm以下	「 〃 」	0.35																																																																																									
硬質塩化ビニル管	—	「硬質塩化ビニル管切断歩掛表」	0.25																																																																																									
ポリエチレン管	—	「ポリエチレン管切断歩掛表」	0.25																																																																																									
撤去管		補正対象歩掛	補正係数																																																																																									
材質	呼び径																																																																																											
铸铁(FC)	350mm以下	「2-8-2 铸铁管切断歩掛表」	0.25																																																																																									
	400mm以上	「 〃 」	0.35																																																																																									
	1000mm以下	「 〃 」	0.35																																																																																									
ダクタイル铸铁管(FCD)	350mm以下	「 〃 」	0.27																																																																																									
	400mm以上	「 〃 」	0.46																																																																																									
	1000mm以下	「 〃 」	0.46																																																																																									
鋼管(STW290, STW370, STW400)	350mm以下	「2-8-4 鋼管切断歩掛表」	0.25																																																																																									
鋼管(STW400, STW400B)	400mm以上	「 〃 」	0.35																																																																																									
	1000mm以下	「 〃 」	0.35																																																																																									
硬質塩化ビニル管	—	「2-8-6 硬質塩化ビニル管切断歩掛表」	0.25																																																																																									
ポリエチレン管	—	「2-8-7 ポリエチレン管切断歩掛表」	0.25																																																																																									

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																										
P102	<p>2-10-3 鋳鉄管継手取外し歩掛表</p> <p>鋳鉄管継手取外し歩掛は、次表の補正対象歩掛に補正係数を乗じて算出する。</p> <p>第2表</p> <table border="1" data-bbox="341 436 1445 1194"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th colspan="2">補正対象歩掛</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16">鋳鉄管</td> <td>K形</td> <td>「メカニカル継手歩掛表」</td> <td rowspan="3">0.60</td> </tr> <tr> <td>フランジ</td> <td>「フランジ継手歩掛表」</td> </tr> <tr> <td>T形</td> <td>「T形継手歩掛表」</td> </tr> <tr> <td>SⅡ形</td> <td rowspan="2">「メカニカル継手歩掛表」</td> <td rowspan="2">1.00</td> </tr> <tr> <td>S形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NS形直管</td> <td>75～450</td> <td>「NS形継手接合歩掛表」</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>500～1000</td> <td>〃</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">NS形異形管</td> <td>75～250</td> <td>〃</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>300～450</td> <td>「メカニカル継手歩掛表」</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>500～1000</td> <td>「NS形継手接合歩掛表」</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td>NS形E種直管</td> <td>75～150</td> <td>「NS形E種継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>NS形E種異形管</td> <td>75～150</td> <td>「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>NS形E種N-Link</td> <td>75～150</td> <td>「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>GX形直管</td> <td>75～400</td> <td>「GX形継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>2.30</td> </tr> <tr> <td>GX形異形管</td> <td>75～400</td> <td>「GX形継手接合歩掛表（異形管）」</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>GX形P-Link</td> <td>75～300</td> <td>「GX形継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>GX形G-Link</td> <td>75～300</td> <td>「GX形継手接合歩掛表（異形管）」</td> <td>1.60</td> </tr> <tr> <td>S50形直管</td> <td>50</td> <td>「S50形継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>S50形異形管</td> <td>50</td> <td>「S50形継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 補正対象とする歩掛は、離脱防止・異形管・N-Link・P-Link・G-Link等の割増を考慮しない継手歩掛表を指す。                  2. SⅡ形、S形、NS形、NS形E種およびGX形の場合、ロックリング取外しまで含む。                  3. NS形直管500～1000mmにおいてライナ取外しを含む場合のみ、補正係数を10%割増すること。                  4. NS形E種直管、GX形直管においてはライナ取外しの有無に係わらず適用する。                  5. 本表以外の継手の場合は別途考慮すること。</p>	管種	補正対象歩掛		補正係数	鋳鉄管	K形	「メカニカル継手歩掛表」	0.60	フランジ	「フランジ継手歩掛表」	T形	「T形継手歩掛表」	SⅡ形	「メカニカル継手歩掛表」	1.00	S形	NS形直管	75～450	「NS形継手接合歩掛表」	2.50	500～1000	〃	0.70	NS形異形管	75～250	〃	2.50	300～450	「メカニカル継手歩掛表」	2.50	500～1000	「NS形継手接合歩掛表」	0.70	NS形E種直管	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（直管）」	2.50	NS形E種異形管	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」	0.80	NS形E種N-Link	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」	1.00	GX形直管	75～400	「GX形継手接合歩掛表（直管）」	2.30	GX形異形管	75～400	「GX形継手接合歩掛表（異形管）」	2.50	GX形P-Link	75～300	「GX形継手接合歩掛表（直管）」	1.80	GX形G-Link	75～300	「GX形継手接合歩掛表（異形管）」	1.60	S50形直管	50	「S50形継手接合歩掛表（直管）」	0.30	S50形異形管	50	「S50形継手接合歩掛表（直管）」	0.40	<p>2-10-3 鋳鉄管継手取外し歩掛表</p> <p>鋳鉄管継手取外し歩掛は、次表の補正対象歩掛に補正係数を乗じて算出する。</p> <p>第2表</p> <table border="1" data-bbox="1558 436 2662 1194"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th colspan="2">補正対象歩掛</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16">鋳鉄管</td> <td>K形</td> <td>「メカニカル継手歩掛表」</td> <td rowspan="3">0.60</td> </tr> <tr> <td>フランジ</td> <td>「フランジ継手歩掛表」</td> </tr> <tr> <td>T形</td> <td>「T形継手歩掛表」</td> </tr> <tr> <td>SⅡ形</td> <td rowspan="2">「メカニカル継手歩掛表」</td> <td rowspan="2">1.00</td> </tr> <tr> <td>S形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NS形直管</td> <td>75～450</td> <td>「NS形継手接合歩掛表」</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>500～1000</td> <td>〃</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">NS形異形管</td> <td>75～250</td> <td>〃</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>300～450</td> <td>「メカニカル継手歩掛表」</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>500～1000</td> <td>「NS形継手接合歩掛表」</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td>NS形E種直管</td> <td>75～150</td> <td>「NS形E種継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>NS形E種異形管</td> <td>75～150</td> <td>「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>NS形E種N-Link</td> <td>75～150</td> <td>「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>GX形直管</td> <td>75～450</td> <td>「GX形継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>2.30</td> </tr> <tr> <td>GX形異形管</td> <td>75～450</td> <td>「GX形継手接合歩掛表（異形管）」</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>GX形P-Link</td> <td>75～300</td> <td>「GX形継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>GX形G-Link</td> <td>75～300</td> <td>「GX形継手接合歩掛表（異形管）」</td> <td>1.60</td> </tr> <tr> <td>S50形直管</td> <td>50</td> <td>「S50形継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>S50形異形管</td> <td>50</td> <td>「S50形継手接合歩掛表（直管）」</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 補正対象とする歩掛は、離脱防止・異形管・N-Link・P-Link・G-Link等の割増を考慮しない継手歩掛表を指す。  <b>ただし、K形メカニカル継手の特殊押輪の取り外しは割増した継手歩掛を対象とすることができる。</b>                  2. SⅡ形、S形、NS形、NS形E種およびGX形の場合、ロックリング取外しまで含む。                  3. NS形直管500～1000mmにおいてライナ取外しを含む場合のみ、補正係数を10%割増すること。                  4. NS形E種直管、GX形直管においてはライナ取外しの有無に係わらず適用する。                  5. 本表以外の継手の場合は別途考慮すること。</p>	管種	補正対象歩掛		補正係数	鋳鉄管	K形	「メカニカル継手歩掛表」	0.60	フランジ	「フランジ継手歩掛表」	T形	「T形継手歩掛表」	SⅡ形	「メカニカル継手歩掛表」	1.00	S形	NS形直管	75～450	「NS形継手接合歩掛表」	2.50	500～1000	〃	0.70	NS形異形管	75～250	〃	2.50	300～450	「メカニカル継手歩掛表」	2.50	500～1000	「NS形継手接合歩掛表」	0.70	NS形E種直管	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（直管）」	2.50	NS形E種異形管	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」	0.80	NS形E種N-Link	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」	1.00	GX形直管	75～450	「GX形継手接合歩掛表（直管）」	2.30	GX形異形管	75～450	「GX形継手接合歩掛表（異形管）」	2.50	GX形P-Link	75～300	「GX形継手接合歩掛表（直管）」	1.80	GX形G-Link	75～300	「GX形継手接合歩掛表（異形管）」	1.60	S50形直管	50	「S50形継手接合歩掛表（直管）」	0.30	S50形異形管	50	「S50形継手接合歩掛表（直管）」	0.40
管種	補正対象歩掛		補正係数																																																																																																																																									
鋳鉄管	K形	「メカニカル継手歩掛表」	0.60																																																																																																																																									
	フランジ	「フランジ継手歩掛表」																																																																																																																																										
	T形	「T形継手歩掛表」																																																																																																																																										
	SⅡ形	「メカニカル継手歩掛表」	1.00																																																																																																																																									
	S形																																																																																																																																											
	NS形直管	75～450	「NS形継手接合歩掛表」	2.50																																																																																																																																								
		500～1000	〃	0.70																																																																																																																																								
	NS形異形管	75～250	〃	2.50																																																																																																																																								
		300～450	「メカニカル継手歩掛表」	2.50																																																																																																																																								
		500～1000	「NS形継手接合歩掛表」	0.70																																																																																																																																								
	NS形E種直管	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（直管）」	2.50																																																																																																																																								
	NS形E種異形管	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」	0.80																																																																																																																																								
	NS形E種N-Link	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」	1.00																																																																																																																																								
	GX形直管	75～400	「GX形継手接合歩掛表（直管）」	2.30																																																																																																																																								
	GX形異形管	75～400	「GX形継手接合歩掛表（異形管）」	2.50																																																																																																																																								
	GX形P-Link	75～300	「GX形継手接合歩掛表（直管）」	1.80																																																																																																																																								
GX形G-Link	75～300	「GX形継手接合歩掛表（異形管）」	1.60																																																																																																																																									
S50形直管	50	「S50形継手接合歩掛表（直管）」	0.30																																																																																																																																									
S50形異形管	50	「S50形継手接合歩掛表（直管）」	0.40																																																																																																																																									
管種	補正対象歩掛		補正係数																																																																																																																																									
鋳鉄管	K形	「メカニカル継手歩掛表」	0.60																																																																																																																																									
	フランジ	「フランジ継手歩掛表」																																																																																																																																										
	T形	「T形継手歩掛表」																																																																																																																																										
	SⅡ形	「メカニカル継手歩掛表」	1.00																																																																																																																																									
	S形																																																																																																																																											
	NS形直管	75～450	「NS形継手接合歩掛表」	2.50																																																																																																																																								
		500～1000	〃	0.70																																																																																																																																								
	NS形異形管	75～250	〃	2.50																																																																																																																																								
		300～450	「メカニカル継手歩掛表」	2.50																																																																																																																																								
		500～1000	「NS形継手接合歩掛表」	0.70																																																																																																																																								
	NS形E種直管	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（直管）」	2.50																																																																																																																																								
	NS形E種異形管	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」	0.80																																																																																																																																								
	NS形E種N-Link	75～150	「NS形E種継手接合歩掛表（異形管）」	1.00																																																																																																																																								
	GX形直管	75～450	「GX形継手接合歩掛表（直管）」	2.30																																																																																																																																								
	GX形異形管	75～450	「GX形継手接合歩掛表（異形管）」	2.50																																																																																																																																								
	GX形P-Link	75～300	「GX形継手接合歩掛表（直管）」	1.80																																																																																																																																								
GX形G-Link	75～300	「GX形継手接合歩掛表（異形管）」	1.60																																																																																																																																									
S50形直管	50	「S50形継手接合歩掛表（直管）」	0.30																																																																																																																																									
S50形異形管	50	「S50形継手接合歩掛表（直管）」	0.40																																																																																																																																									
P111 P114 P120	<p>第4章 シールド工歩掛</p> <p>第2節 標準歩掛</p> <p>4-2-1 二次覆工（配管）</p> <p>4-2-1-4 コンクリート充填工</p> <p>型枠（土のう）積立、撤去、立坑からのコンクリートの運搬、コンクリートプレーサによる打設、空気圧縮機の保守等の作業である。なお、ポンプ圧送打設（発泡モルタル充填）による場合は、「水道管挿入工事 1-3-5 充填歩掛表 A-2-4 充填工」による。</p>	<p>第4章 シールド工歩掛</p> <p>第2節 標準歩掛</p> <p>4-2-1 二次覆工（配管）</p> <p>4-2-1-4 コンクリート充填工</p> <p>型枠（土のう）積立、撤去、立坑からのコンクリートの運搬、コンクリートプレーサによる打設、空気圧縮機の保守等の作業である。なお、ポンプ圧送打設（発泡モルタル充填）による場合は、「水道管挿入工事 1-3-5 充填歩掛表 <b>A-2 充填工 A-2-1 シールド工事における充填工</b>」による。</p>																																																																																																																																										



令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																										
P155  P161  P162	第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第1節 管路土工 1-1-3 舗装版取壊し積込歩掛表 第19表 機種の種類 <table border="1" data-bbox="341 512 1347 1073"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>直接掘削・積込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m<sup>3</sup>[平積0.06m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.13m<sup>3</sup>[平積0.10m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.28m<sup>3</sup>[平積0.20m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.80m<sup>3</sup>[平積0.60m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	単 位	直接掘削・積込	小型バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	台	1	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	台	1	バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	台	1	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	台	1	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]	台	1	第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第1節 管路土工 1-1-3 舗装版取壊し積込歩掛表 第19表 機種の種類 <table border="1" data-bbox="1558 512 2564 1073"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>直接掘削・積込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m<sup>3</sup>[平積0.06m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m<sup>3</sup>[平積0.10m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m<sup>3</sup>[平積0.20m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m<sup>3</sup>[平積0.60m<sup>3</sup>]</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	単 位	直接掘削・積込	小型バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	台	1	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	台	1	バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	台	1	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	台	1	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]	台	1
機 械 名	規 格	単 位	直接掘削・積込																																									
小型バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
機 械 名	規 格	単 位	直接掘削・積込																																									
小型バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	台	1																																									
	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]	台	1																																									

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																						
P164	<p>(4) 機械運転表 第26表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小 型 バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m<sup>3</sup>[平積0.06m<sup>3</sup>]</td> <td>第15表</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.8</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.13m<sup>3</sup>[平積0.10m<sup>3</sup>]</td> <td>第16表</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.28m<sup>3</sup>[平積0.20m<sup>3</sup>]</td> <td rowspan="3">第17表</td> <td>運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →6.30 機械損料数量 →1.00</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup> [平積0.35m<sup>3</sup>]</td> <td>運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →9.20 機械損料数量 →1.00</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m<sup>3</sup>[平積0.6m<sup>3</sup>] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m<sup>3</sup>[平積0.60m<sup>3</sup>]</td> <td>運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →16.00 機械損料数量 →1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 小型バックホウの指定事項は、1日当りの数量である。 2. バックホウの指定事項は、1時間当りの数量であり、「建設機械等損料算定表」から求めたものである。</p>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	小 型 バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.8	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	第16表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.8	バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表	運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →6.30 機械損料数量 →1.00	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →9.20 機械損料数量 →1.00	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]	運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →16.00 機械損料数量 →1.00	<p>(4) 機械運転表 第26表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小 型 バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m<sup>3</sup>[平積0.06m<sup>3</sup>]</td> <td>第15表</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →<b>1.78</b></td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m<sup>3</sup>[平積0.10m<sup>3</sup>]</td> <td>第16表</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →<b>1.78</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m<sup>3</sup>[平積0.20m<sup>3</sup>]</td> <td rowspan="3">第17表</td> <td><del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →6.30</del> <del>機械損料数量 →1.00</del></td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup> [平積0.35m<sup>3</sup>]</td> <td><del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →9.20</del> <del>機械損料数量 →1.00</del></td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m<sup>3</sup>[平積0.6m<sup>3</sup>] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m<sup>3</sup>[平積0.60m<sup>3</sup>]</td> <td><del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →16.00</del> <del>機械損料数量 →1.00</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 小型バックホウの指定事項は、1日当りの数量である。 2. バックホウの指定事項は、1時間当りの数量であり、「建設機械等損料算定表」から求めたものである。</p>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	小 型 バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 → <b>1.78</b>	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	第16表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 → <b>1.78</b>	バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表	<del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →6.30</del> <del>機械損料数量 →1.00</del>	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	<del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →9.20</del> <del>機械損料数量 →1.00</del>	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]	<del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →16.00</del> <del>機械損料数量 →1.00</del>
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																					
小 型 バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.8																																					
	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	第16表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.8																																					
バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表	運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →6.30 機械損料数量 →1.00																																					
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]		運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →9.20 機械損料数量 →1.00																																					
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]		運転労務数量 →0.16 燃料消費量 →16.00 機械損料数量 →1.00																																					
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																					
小 型 バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 → <b>1.78</b>																																					
	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	第16表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 → <b>1.78</b>																																					
バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表	<del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →6.30</del> <del>機械損料数量 →1.00</del>																																					
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]		<del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →9.20</del> <del>機械損料数量 →1.00</del>																																					
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]		<del>運転労務数量 →0.16</del> <del>燃料消費量 →16.00</del> <del>機械損料数量 →1.00</del>																																					
P176	<p>第2節 開削工事の吊込み据付歩掛及び継手歩掛の補正係数 1-2-2 継手歩掛の補正係数(ダクタイトル鉄管及び鋼管に適用) 第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指数計</td> <td>0</td> <td>2~4</td> <td>6~12</td> </tr> <tr> <td>A. K型ダクタイトル鉄管継手</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>鋼管溶接継手</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 補正の対象は、労務費及び機械損料とする。</p>	区 分	a	b	c	指数計	0	2~4	6~12	A. K型ダクタイトル鉄管継手	1.0	1.2	1.5	鋼管溶接継手	1.0	1.2	1.5	<p>第2節 開削工事の吊込み据付歩掛及び継手歩掛の補正係数 1-2-2 継手歩掛の補正係数(ダクタイトル鉄管及び鋼管に適用) 第4表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指数計</td> <td>0</td> <td>2~4</td> <td>6~12</td> </tr> <tr> <td><del>A. K型ダクタイトル鉄管継手(メカニカル継手)</del></td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>鋼管溶接継手</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. ここで言うメカニカル継手とは、「2-3-3 メカニカル継手歩掛表(第3表)」及び「2-3-7 NS形継手接合歩掛表(第7-2表(NS形))」を適用する場合に限るものとする。ただし、内側継手(U形等)は除く。 2. 補正の対象は、労務費及び機械損料とする。</p>	区 分	a	b	c	指数計	0	2~4	6~12	<del>A. K型ダクタイトル鉄管継手(メカニカル継手)</del>	1.0	1.2	1.5	鋼管溶接継手	1.0	1.2	1.5						
区 分	a	b	c																																					
指数計	0	2~4	6~12																																					
A. K型ダクタイトル鉄管継手	1.0	1.2	1.5																																					
鋼管溶接継手	1.0	1.2	1.5																																					
区 分	a	b	c																																					
指数計	0	2~4	6~12																																					
<del>A. K型ダクタイトル鉄管継手(メカニカル継手)</del>	1.0	1.2	1.5																																					
鋼管溶接継手	1.0	1.2	1.5																																					

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																	
P177 P180	<p>第3節 水道管挿入工事 1-3-5 充填歩掛表 A-2 充填工 第5表</p> <p style="text-align: right;">(1式)</p> <table border="1" data-bbox="341 510 1270 646"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填工</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>第9表、第10表</td> </tr> <tr> <td>仮締切工</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup>(式)</td> <td></td> <td>必要量を計上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 充填工は、各種工法における、さや管と新設水道管及び廃止管等の空隙量を計上する。 2. 仮締切工は、コンクリート充填以外の充填法において、注入ブロックを設置するための仮締切（土のう等）について、必要量を計上する。</p> <p>第6表 工事別充填適用区分</p> <table border="1" data-bbox="341 768 1347 1035"> <thead> <tr> <th></th> <th>エアモルタル</th> <th>エアミルク</th> <th>流動化充填材</th> <th>コンクリート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シールド工事（二次覆工）</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推進及び小口径推進工事</td> <td>推進延長50m以下</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>推進延長50m以上</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既設管内配管（PIP）工事</td> <td>鋼管</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管（50m以下）</td> <td>△</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管（50m以上）</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>管閉塞</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎標準 ○標準と同等 △現場状況等により適用可能 管閉塞とは、使用休廃止に伴って管路や水渠、水路等（原則、管端部）の閉塞を行うこと。</p> <p>第7表 発泡系充填材標準打設量</p> <p style="text-align: right;">(m<sup>3</sup>/日)</p> <table border="1" data-bbox="341 1173 1115 1346"> <thead> <tr> <th></th> <th>エアモルタル</th> <th>エアミルク</th> <th>流動化充填材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シールド工事（二次覆工）</td> <td>40</td> <td>80</td> <td>(160)</td> </tr> <tr> <td>推進及び小口径推進工事</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>既設管内配管（PIP）工事</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>管閉塞</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8表 機械損料（機械の組み合わせ）</p> <table border="1" data-bbox="341 1394 1353 1554"> <thead> <tr> <th></th> <th>エアモルタル</th> <th>エアミルク</th> <th>流動化充填材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウトポンプ</td> <td>横型2連動 11.2kW 吐出量 200ℓ/分</td> <td>横型2連動 11.2kW 吐出量 200ℓ/分</td> <td>横型2連動 8.0kW 吐出量 37～100ℓ/分</td> </tr> <tr> <td>グラウトミキサ</td> <td>横型2槽式 3.8kW 300ℓ/分 × 2台</td> <td>並列2槽式 2.0kW 200ℓ/分 × 2台</td> <td>立型1槽式 2.0kW 200ℓ/分 × 2台</td> </tr> </tbody> </table>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	充填工		m <sup>3</sup>		第9表、第10表	仮締切工		m <sup>2</sup> (式)		必要量を計上	計						エアモルタル	エアミルク	流動化充填材	コンクリート	シールド工事（二次覆工）	◎	○	△	—	推進及び小口径推進工事	推進延長50m以下	○	◎	△	推進延長50m以上	△	○	◎	既設管内配管（PIP）工事	鋼管	○	◎	△	ダクタイル鋳鉄管（50m以下）	△	◎	○	ダクタイル鋳鉄管（50m以上）	△	○	◎	管閉塞	△	○	—	◎		エアモルタル	エアミルク	流動化充填材	シールド工事（二次覆工）	40	80	(160)	推進及び小口径推進工事	10	20	40	既設管内配管（PIP）工事	5	10	20	管閉塞	10	20	—		エアモルタル	エアミルク	流動化充填材	グラウトポンプ	横型2連動 11.2kW 吐出量 200ℓ/分	横型2連動 11.2kW 吐出量 200ℓ/分	横型2連動 8.0kW 吐出量 37～100ℓ/分	グラウトミキサ	横型2槽式 3.8kW 300ℓ/分 × 2台	並列2槽式 2.0kW 200ℓ/分 × 2台	立型1槽式 2.0kW 200ℓ/分 × 2台	<p>第3節 水道管挿入工事 1-3-5 充填歩掛表 A-2 充填工 A-2-1 シールド工事における充填工</p> <p>本歩掛はシールド工事における二次覆工を対象とし、エアモルタル・エアミルクを充填する工事に適用する。これによらない場合は別途積算すること。</p> <p>第5表 充填適用区分</p> <table border="1" data-bbox="1567 585 2264 646"> <thead> <tr> <th></th> <th>エアモルタル</th> <th>エアミルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シールド工事（二次覆工）</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎標準 ○標準と同等</p> <p>第6表 発泡系充填材標準打設量</p> <p style="text-align: right;">(m<sup>3</sup>/日)</p> <table border="1" data-bbox="1567 747 2264 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>エアモルタル</th> <th>エアミルク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シールド工事（二次覆工）</td> <td>70</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7表 シールド工事における充填工</p> <p style="text-align: right;">(1式)</p> <table border="1" data-bbox="1567 884 2594 1087"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填工</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>第8表</td> </tr> <tr> <td>仮締切工</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup>(式)</td> <td></td> <td>必要量を計上</td> </tr> <tr> <td>機械器具損料</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>第12表</td> </tr> <tr> <td>プラント設置撤去工</td> <td></td> <td>組</td> <td></td> <td>第14表</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 仮締切工は、注入ブロックを設置するための仮締切（土のう等）について必要量を計上する。 2. 坑内配管設備・照明設備・通信設備は、下水道用設計標準歩掛表の坑内設備工を参考に別途計上する。</p> <p>第8表 充填工</p> <p style="text-align: right;">(1式)</p> <table border="1" data-bbox="1567 1262 2594 1507"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填材注入塩ビ管設置工</td> <td></td> <td>m</td> <td></td> <td>第9表</td> </tr> <tr> <td>充填材注人工</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>第10表</td> </tr> <tr> <td>中継ポンプ設置撤去工</td> <td></td> <td>回</td> <td></td> <td>中継ポンプを設置する場合第11表</td> </tr> <tr> <td>充填材料</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>発注者の仕様による</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 充填数量はセグメントと新設水道管の空隙量を計上する。</p>		エアモルタル	エアミルク	シールド工事（二次覆工）	◎	○		エアモルタル	エアミルク	シールド工事（二次覆工）	70	80	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	充填工		式		第8表	仮締切工		m <sup>2</sup> (式)		必要量を計上	機械器具損料		式		第12表	プラント設置撤去工		組		第14表	計					種目	形状寸法	単位	数量	摘要	充填材注入塩ビ管設置工		m		第9表	充填材注人工		m <sup>3</sup>		第10表	中継ポンプ設置撤去工		回		中継ポンプを設置する場合第11表	充填材料		m <sup>3</sup>		発注者の仕様による	計				
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																															
充填工		m <sup>3</sup>		第9表、第10表																																																																																																																																																															
仮締切工		m <sup>2</sup> (式)		必要量を計上																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																			
	エアモルタル	エアミルク	流動化充填材	コンクリート																																																																																																																																																															
シールド工事（二次覆工）	◎	○	△	—																																																																																																																																																															
推進及び小口径推進工事	推進延長50m以下	○	◎	△																																																																																																																																																															
	推進延長50m以上	△	○	◎																																																																																																																																																															
既設管内配管（PIP）工事	鋼管	○	◎	△																																																																																																																																																															
	ダクタイル鋳鉄管（50m以下）	△	◎	○																																																																																																																																																															
	ダクタイル鋳鉄管（50m以上）	△	○	◎																																																																																																																																																															
管閉塞	△	○	—	◎																																																																																																																																																															
	エアモルタル	エアミルク	流動化充填材																																																																																																																																																																
シールド工事（二次覆工）	40	80	(160)																																																																																																																																																																
推進及び小口径推進工事	10	20	40																																																																																																																																																																
既設管内配管（PIP）工事	5	10	20																																																																																																																																																																
管閉塞	10	20	—																																																																																																																																																																
	エアモルタル	エアミルク	流動化充填材																																																																																																																																																																
グラウトポンプ	横型2連動 11.2kW 吐出量 200ℓ/分	横型2連動 11.2kW 吐出量 200ℓ/分	横型2連動 8.0kW 吐出量 37～100ℓ/分																																																																																																																																																																
グラウトミキサ	横型2槽式 3.8kW 300ℓ/分 × 2台	並列2槽式 2.0kW 200ℓ/分 × 2台	立型1槽式 2.0kW 200ℓ/分 × 2台																																																																																																																																																																
	エアモルタル	エアミルク																																																																																																																																																																	
シールド工事（二次覆工）	◎	○																																																																																																																																																																	
	エアモルタル	エアミルク																																																																																																																																																																	
シールド工事（二次覆工）	70	80																																																																																																																																																																	
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																															
充填工		式		第8表																																																																																																																																																															
仮締切工		m <sup>2</sup> (式)		必要量を計上																																																																																																																																																															
機械器具損料		式		第12表																																																																																																																																																															
プラント設置撤去工		組		第14表																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																			
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																															
充填材注入塩ビ管設置工		m		第9表																																																																																																																																																															
充填材注人工		m <sup>3</sup>		第10表																																																																																																																																																															
中継ポンプ設置撤去工		回		中継ポンプを設置する場合第11表																																																																																																																																																															
充填材料		m <sup>3</sup>		発注者の仕様による																																																																																																																																																															
計																																																																																																																																																																			

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																					
P181	<p>第9表 充填工 (1m<sup>3</sup>当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填材料費</td> <td>第7表</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>発注者の仕様による</td> </tr> <tr> <td>グラウトポンプ損料</td> <td>第8表</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラウトミキサ損料</td> <td>第8表</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発動発電機運転費</td> <td>排出ガス対策型 (第1次基準値), 45kVA</td> <td>日</td> <td>1.0</td> <td>第12表</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>機械損料の15%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1日当り</td> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>当り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計÷(第7表)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 諸雑費は、空気圧縮機、水中ポンプ等の付属機器類の損料及び電力に関する費用であり、グラウトポンプ損料及びグラウトミキサ損料の合計に15%の率を乗じた金額を上限として計上する。 2. 充填材料費については、発注者が指定する仕様に従い、必要量(日当りの標準打設量)を計上する。</p>	種別	形状寸法	単位	数量	摘要	世話役		人	1.0		特殊作業員		人	2.0		普通作業員		人	1.0		充填材料費	第7表	m <sup>3</sup>		発注者の仕様による	グラウトポンプ損料	第8表	日	1		グラウトミキサ損料	第8表	日	1		発動発電機運転費	排出ガス対策型 (第1次基準値), 45kVA	日	1.0	第12表	諸雑費		式	1	機械損料の15%	計				1日当り	1m <sup>3</sup> 当り				計÷(第7表)	<p>第9表 充填材注入塩ビ管設置工 (1m当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩ビ管</td> <td>φ50VU管</td> <td>m</td> <td>2.75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソケット</td> <td>φ50VU管用ソケット</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>0.638</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バルブ用ソケット</td> <td>φ50VU管用バルブソケット</td> <td>回</td> <td>0.0375</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>材料費の5%計上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 配管の労力は充填材注入工のトンネル特殊工及びトンネル作業員が行う。 2. 諸雑費は接着剤、管吊り用番線、ウエス等の費用であり、材料費に5%の率を乗じた金額を上限として計上する。</p>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	塩ビ管	φ50VU管	m	2.75		ソケット	φ50VU管用ソケット	m <sup>3</sup>	0.638		バルブ用ソケット	φ50VU管用バルブソケット	回	0.0375		諸雑費		式	1	材料費の5%計上	計				
	種別	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																		
	世話役		人	1.0																																																																																			
	特殊作業員		人	2.0																																																																																			
	普通作業員		人	1.0																																																																																			
	充填材料費	第7表	m <sup>3</sup>		発注者の仕様による																																																																																		
	グラウトポンプ損料	第8表	日	1																																																																																			
	グラウトミキサ損料	第8表	日	1																																																																																			
	発動発電機運転費	排出ガス対策型 (第1次基準値), 45kVA	日	1.0	第12表																																																																																		
	諸雑費		式	1	機械損料の15%																																																																																		
計				1日当り																																																																																			
1m <sup>3</sup> 当り				計÷(第7表)																																																																																			
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																			
塩ビ管	φ50VU管	m	2.75																																																																																				
ソケット	φ50VU管用ソケット	m <sup>3</sup>	0.638																																																																																				
バルブ用ソケット	φ50VU管用バルブソケット	回	0.0375																																																																																				
諸雑費		式	1	材料費の5%計上																																																																																			
計																																																																																							
<p>第10表 コンクリート充填工 (1式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート充填</td> <td>無筋コンクリート</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>現場状況により、手練り、ポンプ、打設を選択し計上</td> </tr> <tr> <td>型枠工（残置）</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>第11表</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	コンクリート充填	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>		現場状況により、手練り、ポンプ、打設を選択し計上	型枠工（残置）		m <sup>2</sup>		第11表	計					<p>第10表 充填材注入工 (1m<sup>3</sup>当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル特殊工</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>労務費の5%計上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1日当り</td> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>当り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計÷(第6表)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 諸雑費は圧力ゲージ、バルブ等の費用であり労務費に5%の率を乗じた金額を上限として計上する。 2. 中継ポンプを設置する場合は、トンネル特殊工を1名加算する。</p>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	トンネル世話役		人	1.0		トンネル特殊工		人	1.0		トンネル作業員		人	1.0		特殊作業員		人	4.0		諸雑費		式	1	労務費の5%計上	計				1日当り	1m <sup>3</sup> 当り				計÷(第6表)																										
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																			
コンクリート充填	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>		現場状況により、手練り、ポンプ、打設を選択し計上																																																																																			
型枠工（残置）		m <sup>2</sup>		第11表																																																																																			
計																																																																																							
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																			
トンネル世話役		人	1.0																																																																																				
トンネル特殊工		人	1.0																																																																																				
トンネル作業員		人	1.0																																																																																				
特殊作業員		人	4.0																																																																																				
諸雑費		式	1	労務費の5%計上																																																																																			
計				1日当り																																																																																			
1m <sup>3</sup> 当り				計÷(第6表)																																																																																			
<p>第11表 型枠工(残置) (1m<sup>2</sup>当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>労務費の8%</td> </tr> <tr> <td>型枠材料費(発泡スチロール、合板)</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m<sup>2</sup>当り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計÷10m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 諸雑費は、接着剤等残置型枠設置に必要な諸雑費であり、労務費の合計に8%の率を乗じた金額を上限として計上する。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	世話役		人	0.1		特殊作業員		人	0.3		普通作業員		人	0.2		諸雑費		式	1	労務費の8%	型枠材料費(発泡スチロール、合板)		m <sup>2</sup>	10		計					1m <sup>2</sup> 当り				計÷10m <sup>2</sup>	<p>第11表 中継ポンプ設置撤去工 (1台・1回当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル特殊工</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転手(特殊)</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電工</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>労務費の5%計上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 諸雑費は圧力ゲージ、バルブ等の費用であり労務費に5%の率を乗じた金額を上限として計上する。</p>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	トンネル世話役		人	0.5		トンネル特殊工		人	1.0		トンネル作業員		人	1.0		運転手(特殊)		人	0.5		電工		人	1.0		諸雑費		式	1	労務費の5%計上	計										
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																			
世話役		人	0.1																																																																																				
特殊作業員		人	0.3																																																																																				
普通作業員		人	0.2																																																																																				
諸雑費		式	1	労務費の8%																																																																																			
型枠材料費(発泡スチロール、合板)		m <sup>2</sup>	10																																																																																				
計																																																																																							
1m <sup>2</sup> 当り				計÷10m <sup>2</sup>																																																																																			
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																			
トンネル世話役		人	0.5																																																																																				
トンネル特殊工		人	1.0																																																																																				
トンネル作業員		人	1.0																																																																																				
運転手(特殊)		人	0.5																																																																																				
電工		人	1.0																																																																																				
諸雑費		式	1	労務費の5%計上																																																																																			
計																																																																																							
<p>第12表 機械器具損料 (1式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力料</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>第13表</td> </tr> <tr> <td>機械器具損料</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>第13表</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	電力料		式	1	第13表	機械器具損料		式	1	第13表	諸雑費		式	1		計					<p>第12表 機械器具損料 (1式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力料</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>第13表</td> </tr> <tr> <td>機械器具損料</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>第13表</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	電力料		式	1	第13表	機械器具損料		式	1	第13表	諸雑費		式	1		計																																								
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																			
電力料		式	1	第13表																																																																																			
機械器具損料		式	1	第13表																																																																																			
諸雑費		式	1																																																																																				
計																																																																																							
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																			
電力料		式	1	第13表																																																																																			
機械器具損料		式	1	第13表																																																																																			
諸雑費		式	1																																																																																				
計																																																																																							

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																																																																																																											
	<p>第12表 発動発電機運転(排出ガス対策型(第1次基準値), 45kVA)1日当り単価表 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費</td> <td></td> <td>1</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃料</td> <td></td> <td>供用日</td> <td>1.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。</p>	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要	燃料費		1	41				賃料		供用日	1.2				諸雑費		式	1				計							<p>第13表 機械器具損料及び電力料算定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">必要台数</th> <th rowspan="2">運転日数</th> <th rowspan="2">供用日数</th> <th rowspan="2">運転時間1日当り</th> <th colspan="3">損料額単価</th> <th colspan="4">機械器具損料額</th> <th colspan="2">電力料</th> </tr> <tr> <th>時間当り</th> <th>運転日当り</th> <th>供用日当り</th> <th>時間当り</th> <th>運転日当り</th> <th>供用日当り</th> <th>償却費1現場当り</th> <th>小計</th> <th>電力消費量1時間当り</th> <th>総電力料</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>f</th> <th>g</th> <th>h</th> <th>i</th> <th>j</th> <th>k</th> <th>l</th> <th>m</th> <th>n</th> <th>p</th> <th>q</th> </tr> <tr> <th>算出方法</th> <td></td> <td>別計算</td> <td>別計算</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>a×b×d×f</td> <td>a×b×g</td> <td>a×c×h</td> <td></td> <td>i+j+k+l</td> <td></td> <td>a×b×d×n</td> <td>p×電力料(円/kWh)</td> </tr> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>台</th> <th>日</th> <th>時間</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>kWh</th> <th>kWh</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウトポンプ</td> <td>Φ50, 22kW, 540ℓ/min</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動モルタルプラント</td> <td>アジテータ共18kW</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>2.2m<sup>3</sup>/min, 18kW</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼板製簡易水槽</td> <td>10m<sup>3</sup></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水中ポンプ</td> <td>φ50, 揚程15m, 1.5kW</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給液ポンプ</td> <td>φ25, 揚程5m, 0.2kW</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気泡発生装置</td> <td>3.7kWノズル径3インチ</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>セメントサイロ</td> <td>自動計量器付き30t, 13.25kW</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>混和材サイロ</td> <td>自動計量器付き30t, 13.25kW</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルカリ中和装置</td> <td>6m<sup>3</sup>/h級</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 上記は標準的な機械器具構成であり、施工条件に応じて必要な機械器具を別途計上すること。  2. 中継ポンプが必要な場合は、中継用グラウトポンプ(グラウトポンプと同規格)、中継ポンプ冷却水圧送ポンプ(ノズル径1/2インチ, 3.7kW)、中継ポンプ冷却水用高圧ホース(φ20)を追加する。  3. 実働8時間における日当りプラント運転時間は6.4時間を標準とする。  4. エアミルクを用いる場合、混和材(細骨材)サイロを計上しない。  5. 充填作業に使用する機関車及び整流器の損料及び電力料は、トンネル内配管に使用する機器から別途計上する。</p>	内容	必要台数	運転日数	供用日数	運転時間1日当り	損料額単価			機械器具損料額				電力料		時間当り	運転日当り	供用日当り	時間当り	運転日当り	供用日当り	償却費1現場当り	小計	電力消費量1時間当り	総電力料	記号	a	b	c	d	f	g	h	i	j	k	l	m	n	p	q	算出方法		別計算	別計算					a×b×d×f	a×b×g	a×c×h		i+j+k+l		a×b×d×n	p×電力料(円/kWh)	機械名	規格	台	日	時間	円	円	円	円	円	円	円	円	kWh	kWh	円	グラウトポンプ	Φ50, 22kW, 540ℓ/min	1														自動モルタルプラント	アジテータ共18kW	1														空気圧縮機	2.2m <sup>3</sup> /min, 18kW	1														鋼板製簡易水槽	10m <sup>3</sup>	1														水中ポンプ	φ50, 揚程15m, 1.5kW	1														給液ポンプ	φ25, 揚程5m, 0.2kW	1														気泡発生装置	3.7kWノズル径3インチ	1														セメントサイロ	自動計量器付き30t, 13.25kW	1														混和材サイロ	自動計量器付き30t, 13.25kW	1														アルカリ中和装置	6m <sup>3</sup> /h級	1													
名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																							
燃料費		1	41																																																																																																																																																																																																																																																																										
賃料		供用日	1.2																																																																																																																																																																																																																																																																										
諸雑費		式	1																																																																																																																																																																																																																																																																										
計																																																																																																																																																																																																																																																																													
内容	必要台数	運転日数	供用日数	運転時間1日当り	損料額単価			機械器具損料額				電力料																																																																																																																																																																																																																																																																	
					時間当り	運転日当り	供用日当り	時間当り	運転日当り	供用日当り	償却費1現場当り	小計	電力消費量1時間当り	総電力料																																																																																																																																																																																																																																																															
記号	a	b	c	d	f	g	h	i	j	k	l	m	n	p	q																																																																																																																																																																																																																																																														
算出方法		別計算	別計算					a×b×d×f	a×b×g	a×c×h		i+j+k+l		a×b×d×n	p×電力料(円/kWh)																																																																																																																																																																																																																																																														
機械名	規格	台	日	時間	円	円	円	円	円	円	円	円	kWh	kWh	円																																																																																																																																																																																																																																																														
グラウトポンプ	Φ50, 22kW, 540ℓ/min	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
自動モルタルプラント	アジテータ共18kW	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
空気圧縮機	2.2m <sup>3</sup> /min, 18kW	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
鋼板製簡易水槽	10m <sup>3</sup>	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
水中ポンプ	φ50, 揚程15m, 1.5kW	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
給液ポンプ	φ25, 揚程5m, 0.2kW	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
気泡発生装置	3.7kWノズル径3インチ	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
セメントサイロ	自動計量器付き30t, 13.25kW	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
混和材サイロ	自動計量器付き30t, 13.25kW	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
アルカリ中和装置	6m <sup>3</sup> /h級	1																																																																																																																																																																																																																																																																											
		<p>第14表 プラント設置撤去工 (1組当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注入プラント設備工</td> <td></td> <td>現場</td> <td></td> <td>第15表</td> </tr> <tr> <td>サイロ設備工</td> <td></td> <td>基</td> <td></td> <td>第16表</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 充填材にエアモルタルを用いる場合のサイロ設備工は、セメントサイロと混和材サイロの2基計上を標準とする。  充填材にエアミルクを用いる場合のサイロ設備工は、セメントサイロの1基計上を標準とする。</p>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	注入プラント設備工		現場		第15表	サイロ設備工		基		第16表	計																																																																																																																																																																																																																																																											
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																									
注入プラント設備工		現場		第15表																																																																																																																																																																																																																																																																									
サイロ設備工		基		第16表																																																																																																																																																																																																																																																																									
計																																																																																																																																																																																																																																																																													
		<p>第15表 注入プラント設備工 (1現場当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>6.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接工</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管工</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃料</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準) 油圧伸縮ジブ型16t吊り</td> <td>日</td> <td>2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>労務費の5%計上</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 充填材の練混ぜ、送液等に必要プラント(サイロを除く)の組立据付・解体撤去に要するものである。  2. 諸雑費は、プラント設置に要する単管パイプ、足場等の費用であり労務費の5%の率を乗じた金額を上限として計上する。</p>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	土木一般世話役		人	2.0		普通作業員		人	6.0		溶接工		人	2.0		配管工		人	2.0		ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型(第2次基準) 油圧伸縮ジブ型16t吊り	日	2.0		諸雑費		式	1	労務費の5%計上	計																																																																																																																																																																																																																																							
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																									
土木一般世話役		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																										
普通作業員		人	6.0																																																																																																																																																																																																																																																																										
溶接工		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																										
配管工		人	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																										
ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型(第2次基準) 油圧伸縮ジブ型16t吊り	日	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																										
諸雑費		式	1	労務費の5%計上																																																																																																																																																																																																																																																																									
計																																																																																																																																																																																																																																																																													

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																									
		<p>第16表 サイロ設備工 (1基当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とび工</td> <td></td> <td>人</td> <td>6.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>9.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃料</td> <td>排出ガス対策型(第2次基準) 油圧伸縮ジブ型16t吊り</td> <td>日</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 上記歩掛は、充填材の調査等に必要サイロの設置・撤去に要するものである。</p> <p>A-2-2 その他工事における充填工 本歩掛は推進工事、既設管内配管(PIP)工事及び管閉塞を対象とし、車上式プラントを用いて充填する工事に適用する。これによらない場合は別途積算すること。</p> <p>第17表 工事別充填適用区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>エアモルタル</th> <th>エアミルク</th> <th>流動化充填材</th> <th>コンクリート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">推進及び小口径推進工事</td> <td>推進延長(50m以下)</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>推進延長(50m以上)</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既設管内配管(PIP)工事</td> <td>鋼管</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管(50m以下)</td> <td>△</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管(50m以上)</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">管閉塞</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎標準 ○標準と同等 △現場条件等により適用可能 管閉塞とは、使用休廃止に伴って管路や水渠、水路等(原則、管端部)の閉塞を行うこと。</p> <p>第18表 発泡系充填材標準打設量 (m<sup>3</sup>/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>エアモルタル</th> <th>エアミルク</th> <th>流動化充填材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進及び小口径推進工事</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>既設管内配管(PIP)工事</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>管閉塞</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>第19表 推進工事、既設管内配管(PIP)工事及び管閉塞における充填工 (1式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填工</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>第20表、第22表</td> </tr> <tr> <td>仮締切工</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup>(式)</td> <td></td> <td>必要量を計上</td> </tr> <tr> <td>充填設備据付撤去工</td> <td></td> <td>箇所</td> <td></td> <td>第21表</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 充填工は、各種工法における、さや管と新設水道管及び使用休廃止管等の空隙量を計上する。 2. 仮締切工は、コンクリート充填以外の充填法において、注入ブロックを設置するための仮締切(土のう等)について、必要量を計上する。 3. 充填工で第22表コンクリート充填工を計上する場合、充填設備据付撤去工は、別途検討すること。</p>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	とび工		人	6.0		普通作業員		人	9.0		ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型(第2次基準) 油圧伸縮ジブ型16t吊り	日	1.5		計							エアモルタル	エアミルク	流動化充填材	コンクリート	推進及び小口径推進工事	推進延長(50m以下)	○	◎	△	-	推進延長(50m以上)	△	○	◎	-	既設管内配管(PIP)工事	鋼管	○	◎	△	-	ダクタイル鋳鉄管(50m以下)	△	◎	○	-	ダクタイル鋳鉄管(50m以上)	△	○	◎	-	管閉塞		△	○	○	◎		エアモルタル	エアミルク	流動化充填材	推進及び小口径推進工事	10	20	20	既設管内配管(PIP)工事	10	20	20	管閉塞	10	20	20	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	充填工		m <sup>3</sup>		第20表、第22表	仮締切工		m <sup>2</sup> (式)		必要量を計上	充填設備据付撤去工		箇所		第21表	計				
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																							
とび工		人	6.0																																																																																																								
普通作業員		人	9.0																																																																																																								
ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型(第2次基準) 油圧伸縮ジブ型16t吊り	日	1.5																																																																																																								
計																																																																																																											
		エアモルタル	エアミルク	流動化充填材	コンクリート																																																																																																						
推進及び小口径推進工事	推進延長(50m以下)	○	◎	△	-																																																																																																						
	推進延長(50m以上)	△	○	◎	-																																																																																																						
既設管内配管(PIP)工事	鋼管	○	◎	△	-																																																																																																						
	ダクタイル鋳鉄管(50m以下)	△	◎	○	-																																																																																																						
	ダクタイル鋳鉄管(50m以上)	△	○	◎	-																																																																																																						
管閉塞		△	○	○	◎																																																																																																						
	エアモルタル	エアミルク	流動化充填材																																																																																																								
推進及び小口径推進工事	10	20	20																																																																																																								
既設管内配管(PIP)工事	10	20	20																																																																																																								
管閉塞	10	20	20																																																																																																								
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																							
充填工		m <sup>3</sup>		第20表、第22表																																																																																																							
仮締切工		m <sup>2</sup> (式)		必要量を計上																																																																																																							
充填設備据付撤去工		箇所		第21表																																																																																																							
計																																																																																																											

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

第20表 充填工

(1m<sup>3</sup>当り)

種目	形状寸法	単位	数量	摘要
世話役		人	1.0	
特殊作業員		人	2.0	
普通作業員		人	2.0	
充填材料費		m <sup>3</sup>		発注者の仕様による
グラウトポンプ損料	横型2連動11kW 吐出量200ℓ/分	日	1.0	
グラウトミキサ損料	並列2槽式4kW 300ℓ/分×2台	日	1.0	
発動発電機運転費	排出ガス対策型 (第1次基準値) 45kVA	日	1.0	第24表
諸雑費		式	1	機械損料の15%
計				1日当り
1m <sup>3</sup> 当り				計÷(第18表)

- 備考 1. 諸雑費は、空気圧縮機、水中ポンプ等の付属機器類の損料及び電力に関する費用であり、グラウトポンプ損料及びグラウトミキサ損料の合計に15%の率を乗じた金額を上限として計上する。  
 2. 充填材料費については、発注者が指定する仕様に従い、必要量(日当りの標準打設量)を計上する。  
 3. 混合済み充填材を用いる場合は、別途検討すること。

第21表 充填設備据付撤去工

(1箇所当り)

種目	形状寸法	単位	数量	摘要
世話役		人	1.0	
特殊作業員		人	2.0	
普通作業員		人	2.0	
クレーン装置付 トラック運転	4t級, 2.9t吊	日	1.0	第25表
計				

- 備考 1. 充填設備の設置・撤去に適用する。

第22表 コンクリート充填工

(1式)

種目	形状寸法	単位	数量	摘要
コンクリート充填	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>		現場状況により、手練り、ポンプ、打設を選択し計上
型枠工(残置)		m <sup>2</sup>		第23表
計				

第23表 型枠工(残置)

(1m<sup>2</sup>当り)

種目	形状寸法	単位	数量	摘要
世話役		人	0.1	
特殊作業員		人	0.3	
普通作業員		人	0.2	
諸雑費		式	1	労務費の8%
型枠材料費	(発砲スチロール、合板)	m <sup>2</sup>	10	
計				
1m <sup>2</sup> 当り				計÷10m <sup>2</sup>

- 備考 1. 諸雑費は、接着剤等残置型枠設置に必要な諸雑費であり、労務費の合計に8%の率を乗じた金額を上限として計上する。

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																													
		<p>第24表 発動発電機運転(排出ガス対策型(第1次基準値), 45kVA)1日当り単価表 (1日当り)</p> <table border="1" data-bbox="1558 394 2662 527"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料費</td> <td></td> <td>1</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃料</td> <td></td> <td>供用日</td> <td>1.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。</p> <p>第25表 クレーン装置付トラック運転(4t級, 2.9t吊り)1日当り単価表 (1日当り)</p> <table border="1" data-bbox="1558 621 2662 779"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊運転手</td> <td></td> <td>人</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td></td> <td>1</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃料</td> <td></td> <td>供用日</td> <td>1.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要	燃料費		1	41				賃料		供用日	1.2				諸雑費		式	1				計							種目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要	特殊運転手		人	1				燃料費		1	33				賃料		供用日	1.2				諸雑費		式	1				計						
種目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要																																																																									
燃料費		1	41																																																																												
賃料		供用日	1.2																																																																												
諸雑費		式	1																																																																												
計																																																																															
種目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要																																																																									
特殊運転手		人	1																																																																												
燃料費		1	33																																																																												
賃料		供用日	1.2																																																																												
諸雑費		式	1																																																																												
計																																																																															
<p>P189 P190</p>	<p>第3章 その他 第2節 交通誘導警備員等 3-2-3 施工単価入力基準表 (1)交通誘導警備員A</p> <table border="1" data-bbox="341 968 721 1016"> <tr> <td>施工単位</td> <td>人日</td> </tr> </table> <p>(注)1. 施工数量は交替要因を含む人数とする。 2. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-1 直接工事費 1-2-1-2 労務費」に基づき、労務費調整係数等を計算し、労務費補正において労務費調整係数等を入力すること。なお、これにより難しい場合は、個別協議によるものとする。</p> <p>(2)交通誘導警備員B</p> <table border="1" data-bbox="341 1247 721 1295"> <tr> <td>施工単位</td> <td>人日</td> </tr> </table> <p>(注)1. 施工数量は交替要因を含む人数とする。 2. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-1 直接工事費 1-2-1-2 労務費」に基づき、労務費調整係数等を計算し、労務費補正において労務費調整係数等を入力すること。なお、これにより難しい場合は、個別協議によるものとする。</p>	施工単位	人日	施工単位	人日	<p>第3章 その他 第2節 交通誘導警備員等 3-2-3 施工単価入力基準表 (1)交通誘導警備員A</p> <table border="1" data-bbox="1558 968 1938 1016"> <tr> <td>施工単位</td> <td>人日</td> </tr> </table> <p>(注)1. 施工数量は交替要員を含む人数とする。 2. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-1 直接工事費 1-2-1-2 労務費」に基づき、労務費調整係数等を計算し、労務費補正において労務費調整係数等を入力すること。なお、これにより難しい場合は、個別協議によるものとする。</p> <p>(2)交通誘導警備員B</p> <table border="1" data-bbox="1558 1247 1938 1295"> <tr> <td>施工単位</td> <td>人日</td> </tr> </table> <p>(注)1. 施工数量は交替要員を含む人数とする。 2. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第1章 積算基準 第2節 工事費の積算 1-2-1 直接工事費 1-2-1-2 労務費」に基づき、労務費調整係数等を計算し、労務費補正において労務費調整係数等を入力すること。なお、これにより難しい場合は、個別協議によるものとする。</p>	施工単位	人日	施工単位	人日																																																																					
施工単位	人日																																																																														
施工単位	人日																																																																														
施工単位	人日																																																																														
施工単位	人日																																																																														
<p>P191 P217 P225 P226</p>	<p>第三編 設計業務委託標準歩掛 第3章 構造物設計歩掛 第1節 配水池設計歩掛 3-1-3 補正 3-1-3-2 掘削深度に係る補正 掘削深度が大きい場合(5m以上10m未満)は第5表、第7表あるいは第9表配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛のうち、配水池・調整池の土木設計の欄の歩掛を15/100増加、さらに極めて深い場合(10m以上)は30/100増加するものとする。</p>	<p>第三編 設計業務委託標準歩掛 第3章 構造物設計歩掛 第1節 配水池設計歩掛 3-1-3 補正 3-1-3-2 掘削深度に係る補正 掘削深度が大きい場合(5m以上10m未満)は、第5表、第7表、第9表に示す基本歩掛内訳のうち、配水池・調整池の土木設計の欄の歩掛を15/100増加、さらに極めて深い場合(10m以上)は30/100増加するものとする。</p>																																																																													
<p>P226</p>	<p>3-1-3-4 場内整備に係る補正 場内整備の内容が、比較的簡易なものになる場合は第5表、第7表あるいは第9表配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛のうち場内整備の項の各欄を30/100の範囲内で減じるものとする。</p>	<p>3-1-3-4 場内整備に係る補正 場内整備の内容が、比較的簡易なものになる場合は、第5表、第7表、第9表に示す基本歩掛内訳のうち、場内整備の項の各設計歩掛を30/100の範囲内で減じるものとする。</p>																																																																													



令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
P227 P228	<p>第2節 ポンプ場設計歩掛</p> <p>3-2-2 基本歩掛</p> <p>3-2-2-1 実施設計(基本設計)</p> <p>第1表 ポンプ場実施設計(基本設計)基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計協議</td> <td colspan="7">3-2-2-3第6表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td colspan="7">3-2-2-4第7-1表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場施設</td> <td colspan="7">基準(対象)水量1,000m<sup>3</sup>/日当り</td> </tr> <tr> <td>基本条件の確認</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td></td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>維持管理方法の検討</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td></td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>配置計画検討</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.8</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>施設計画</td> <td></td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>水理検討</td> <td></td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> <td>0.5</td> <td></td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>施工方法の検討</td> <td></td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>基本設計図書作成</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場施設設計(合計)</td> <td>3.2</td> <td>7.2</td> <td>7.7</td> <td>7.8</td> <td>7.7</td> <td>7.4</td> <td>41.0</td> </tr> <tr> <td>配水池・調整池施設</td> <td colspan="7">3-1-2-1 配水池実施設計(基本設計)基本歩掛により積算計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  2. 工種別設計歩掛の割合は、第2表による。                  3. 配水池・調整池施設がある場合については3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛に、3-1-2-1第2表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の占める割合と3-1-3-1第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。                  4. ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛に、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合と3-1-3-1第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。                  5. ポンプ場施設のポンプ施設、自家発電施設及び塩素注入施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p> <p>第2表 工種別設計歩掛の割合(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>土木</th> <th>建築</th> <th>機械</th> <th>電気</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ポンプ場施設</td> <td>ポンプ施設</td> <td></td> <td>26</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>自家発電施設</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>塩素注入施設</td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>場内配管</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>場内整備</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19</td> <td>37</td> <td>15</td> <td>29</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>RC構造配水池・調整池施設</td> <td>58</td> <td>14</td> <td></td> <td>5</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>PC構造配水池・調整池施設</td> <td>54</td> <td>15</td> <td></td> <td>6</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	設計協議	3-2-2-3第6表により積算計上							現地調査	3-2-2-4第7-1表により積算計上							ポンプ場施設	基準(対象)水量1,000m <sup>3</sup> /日当り							基本条件の確認	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1		5.1	維持管理方法の検討	0.7	0.7	0.9	0.5	0.3		3.1	配置計画検討	0.9	1.0	1.2	1.2	1.2	1.8	7.3	施設計画		1.6	1.8	2.0	2.0	2.5	9.9	水理検討		0.4	0.3	0.6	0.5		1.8	施工方法の検討		0.7	0.9	0.8	0.8	1.1	4.3	基本設計図書作成		1.0	1.6	1.6	1.8	2.0	8.0	審査	0.7	0.8					1.5	ポンプ場施設設計(合計)	3.2	7.2	7.7	7.8	7.7	7.4	41.0	配水池・調整池施設	3-1-2-1 配水池実施設計(基本設計)基本歩掛により積算計上							種別	土木	建築	機械	電気	計	ポンプ場施設	ポンプ施設		26	10	17	53	自家発電施設		7		8	15	塩素注入施設		4	5	4	13	場内配管	12				12	場内整備	7				7	合計	19	37	15	29	100	RC構造配水池・調整池施設	58	14		5	77	PC構造配水池・調整池施設	54	15		6	75	<p>第2節 ポンプ場設計歩掛</p> <p>3-2-2 基本歩掛</p> <p>3-2-2-1 実施設計(基本設計)</p> <p>第1表 ポンプ場実施設計(基本設計)基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計協議</td> <td colspan="7">3-2-2-3第6表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td colspan="7">3-2-2-4第7-1表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場施設</td> <td colspan="7">基準(対象)水量1,000m<sup>3</sup>/日当り</td> </tr> <tr> <td>基本条件の確認</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td></td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>維持管理方法の検討</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td></td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>配置計画検討</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.8</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>施設計画</td> <td></td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.5</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>水理検討</td> <td></td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> <td>0.5</td> <td></td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>施工方法の検討</td> <td></td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>基本設計図書作成</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場施設設計(合計)</td> <td>3.2</td> <td>7.2</td> <td>7.7</td> <td>7.8</td> <td>7.7</td> <td>7.4</td> <td>41.0</td> </tr> <tr> <td>配水池・調整池施設</td> <td colspan="7">3-1-2-1 配水池実施設計(基本設計)基本歩掛により積算計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  2. 工種別設計歩掛の割合は、第2表による。                  3. 配水池・調整池施設がある場合については3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛に、3-1-2-1第2表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の占める割合と3-1-3-1第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。<b>基準(対象)容量は、1,000m<sup>3</sup>当りである。</b>                  4. ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛に、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合<b>58%</b>と3-1-3-1第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。<b>基準(対象)容量は、1,000m<sup>3</sup>当りである。</b>                  5. ポンプ場施設のポンプ施設、自家発電施設及び塩素注入施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p> <p>第2表 工種別設計歩掛の割合(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>土木</th> <th>建築</th> <th>機械</th> <th>電気</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ポンプ場施設</td> <td>ポンプ施設</td> <td></td> <td>26</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>自家発電施設</td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>塩素注入施設</td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>場内配管</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>場内整備</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19</td> <td>37</td> <td>15</td> <td>29</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>RC構造配水池・調整池施設</td> <td>58</td> <td>14</td> <td></td> <td>5</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>PC構造配水池・調整池施設</td> <td>54</td> <td>15</td> <td></td> <td>6</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td><b>鋼製構造配水池・調整池施設</b></td> <td><b>52</b></td> <td><b>16</b></td> <td></td> <td><b>6</b></td> <td><b>74</b></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	設計協議	3-2-2-3第6表により積算計上							現地調査	3-2-2-4第7-1表により積算計上							ポンプ場施設	基準(対象)水量1,000m <sup>3</sup> /日当り							基本条件の確認	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1		5.1	維持管理方法の検討	0.7	0.7	0.9	0.5	0.3		3.1	配置計画検討	0.9	1.0	1.2	1.2	1.2	1.8	7.3	施設計画		1.6	1.8	2.0	2.0	2.5	9.9	水理検討		0.4	0.3	0.6	0.5		1.8	施工方法の検討		0.7	0.9	0.8	0.8	1.1	4.3	基本設計図書作成		1.0	1.6	1.6	1.8	2.0	8.0	審査	0.7	0.8					1.5	ポンプ場施設設計(合計)	3.2	7.2	7.7	7.8	7.7	7.4	41.0	配水池・調整池施設	3-1-2-1 配水池実施設計(基本設計)基本歩掛により積算計上							種別	土木	建築	機械	電気	計	ポンプ場施設	ポンプ施設		26	10	17	53	自家発電施設		7		8	15	塩素注入施設		4	5	4	13	場内配管	12				12	場内整備	7				7	合計	19	37	15	29	100	RC構造配水池・調整池施設	58	14		5	77	PC構造配水池・調整池施設	54	15		6	75	<b>鋼製構造配水池・調整池施設</b>	<b>52</b>	<b>16</b>		<b>6</b>	<b>74</b>
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
設計協議	3-2-2-3第6表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
現地調査	3-2-2-4第7-1表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ポンプ場施設	基準(対象)水量1,000m <sup>3</sup> /日当り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
基本条件の確認	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1		5.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
維持管理方法の検討	0.7	0.7	0.9	0.5	0.3		3.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
配置計画検討	0.9	1.0	1.2	1.2	1.2	1.8	7.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
施設計画		1.6	1.8	2.0	2.0	2.5	9.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
水理検討		0.4	0.3	0.6	0.5		1.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
施工方法の検討		0.7	0.9	0.8	0.8	1.1	4.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
基本設計図書作成		1.0	1.6	1.6	1.8	2.0	8.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
審査	0.7	0.8					1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ポンプ場施設設計(合計)	3.2	7.2	7.7	7.8	7.7	7.4	41.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
配水池・調整池施設	3-1-2-1 配水池実施設計(基本設計)基本歩掛により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種別	土木	建築	機械	電気	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ポンプ場施設	ポンプ施設		26	10	17	53																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自家発電施設		7		8	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	塩素注入施設		4	5	4	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	場内配管	12				12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	場内整備	7				7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	合計	19	37	15	29	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
RC構造配水池・調整池施設	58	14		5	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
PC構造配水池・調整池施設	54	15		6	75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
設計協議	3-2-2-3第6表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
現地調査	3-2-2-4第7-1表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
ポンプ場施設	基準(対象)水量1,000m <sup>3</sup> /日当り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
基本条件の確認	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1		5.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
維持管理方法の検討	0.7	0.7	0.9	0.5	0.3		3.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
配置計画検討	0.9	1.0	1.2	1.2	1.2	1.8	7.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
施設計画		1.6	1.8	2.0	2.0	2.5	9.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
水理検討		0.4	0.3	0.6	0.5		1.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
施工方法の検討		0.7	0.9	0.8	0.8	1.1	4.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
基本設計図書作成		1.0	1.6	1.6	1.8	2.0	8.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
審査	0.7	0.8					1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ポンプ場施設設計(合計)	3.2	7.2	7.7	7.8	7.7	7.4	41.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
配水池・調整池施設	3-1-2-1 配水池実施設計(基本設計)基本歩掛により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種別	土木	建築	機械	電気	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ポンプ場施設	ポンプ施設		26	10	17	53																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	自家発電施設		7		8	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	塩素注入施設		4	5	4	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	場内配管	12				12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	場内整備	7				7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	合計	19	37	15	29	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
RC構造配水池・調整池施設	58	14		5	77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
PC構造配水池・調整池施設	54	15		6	75																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<b>鋼製構造配水池・調整池施設</b>	<b>52</b>	<b>16</b>		<b>6</b>	<b>74</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
P233	<p>3-2-3-2 掘削深度に係る補正</p> <p>掘削深度が大きい場合(5m以上10m未満)は第5表ポンプ場実施設計(詳細設計)基本歩掛中、対象施設の土木設計欄の歩掛を15/100増加、さらに極めて深い場合(10m以上)は30/100増加するものとする。</p>	<p>3-2-3-2 掘削深度に係る補正</p> <p>掘削深度が大きい場合(5m以上10m未満)は、第5表に<b>示す</b>基本歩掛<b>内訳</b>の対象施設の土木設計欄の歩掛を15/100増加、さらに極めて深い場合(10m以上)は30/100増加するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																																																																
P233	<p>3-2-3-4 場内整備に係る補正</p> <p>場内整備の内容が、比較的簡易なものになる場合は第5表ポンプ場実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳のうちの場内整備の項の各欄を30/100の範囲内で減じるものとする。</p>	<p>3-2-3-4 場内整備に係る補正</p> <p>場内整備の内容が、比較的簡易なものになる場合は、第5表に示す基本歩掛内訳のうち、場内整備の項の各設計歩掛を30/100の範囲内で減じるものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																
P234 P235	<p>第3節 浄水場設計歩掛</p> <p>3-3-2 基本歩掛</p> <p>3-3-2-1 実施設計（基本設計）</p> <p>第1表 浄水場実施設計(基本設計)基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計協議</td> <td colspan="7">3-3-2-3第6表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td colspan="7">3-3-2-4第7-1表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>浄水場施設</td> <td colspan="7">基準(対象)水量10,000m<sup>3</sup>/日当り</td> </tr> <tr> <td>基本条件の確認</td> <td>5.6</td> <td>6.3</td> <td>6.3</td> <td>7.1</td> <td>7.1</td> <td>0</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>処理フローの検討</td> <td>8.3</td> <td>8.2</td> <td>11.3</td> <td>6.7</td> <td>3.7</td> <td>0</td> <td>38.2</td> </tr> <tr> <td>維持管理方法の検討</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>5.7</td> <td>3.4</td> <td>1.9</td> <td>0</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>配置計画の検討</td> <td>5.8</td> <td>6.5</td> <td>7.4</td> <td>7.4</td> <td>7.4</td> <td>11.9</td> <td>46.4</td> </tr> <tr> <td>施設計画</td> <td>0</td> <td>10.2</td> <td>11.7</td> <td>12.5</td> <td>12.4</td> <td>16.5</td> <td>63.3</td> </tr> <tr> <td>水理検討</td> <td>0</td> <td>2.3</td> <td>2.3</td> <td>3.8</td> <td>3.1</td> <td>0</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>施工方法の検討</td> <td>0</td> <td>4.5</td> <td>5.3</td> <td>5.3</td> <td>5.3</td> <td>6.8</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>基本設計図書の作成</td> <td>0</td> <td>5.7</td> <td>10.2</td> <td>10.2</td> <td>11.7</td> <td>13.4</td> <td>51.2</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>5.3</td> <td>6.1</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29.2</td> <td>53.9</td> <td>60.2</td> <td>56.4</td> <td>52.6</td> <td>48.6</td> <td>300.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表のうち、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  2. 工種別設計歩掛の割合は、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表による。                  3. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛に、3-1-2-1第2表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の占める割合と3-1-3-1第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。                  この場合、工種別設計歩掛の割合(第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表)から浄水池の歩掛割合分を減ずる。                  4. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛に、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合と3-1-3-1第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。                  5. 急速ろ過方式の建築設計は、管理本館、薬品注入施設、自家発電施設の合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。                  6. 膜ろ過方式の建築設計は、膜ろ過装置、浄水池、送水ポンプ施設、管理本館、薬品注入施設、自家発電施設の合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。                  7. 紫外線処理方式の建築設計は、紫外線照射装置、送水ポンプ施設、管理本館、薬品注入施設、自家発電施設の合棟を基本としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	設計協議	3-3-2-3第6表により積算計上							現地調査	3-3-2-4第7-1表により積算計上							浄水場施設	基準(対象)水量10,000m <sup>3</sup> /日当り							基本条件の確認	5.6	6.3	6.3	7.1	7.1	0	32.4	処理フローの検討	8.3	8.2	11.3	6.7	3.7	0	38.2	維持管理方法の検討	4.2	4.1	5.7	3.4	1.9	0	19.3	配置計画の検討	5.8	6.5	7.4	7.4	7.4	11.9	46.4	施設計画	0	10.2	11.7	12.5	12.4	16.5	63.3	水理検討	0	2.3	2.3	3.8	3.1	0	11.5	施工方法の検討	0	4.5	5.3	5.3	5.3	6.8	27.2	基本設計図書の作成	0	5.7	10.2	10.2	11.7	13.4	51.2	審査	5.3	6.1		0	0	0	11.4	合計	29.2	53.9	60.2	56.4	52.6	48.6	300.9	<p>第3節 浄水場設計歩掛</p> <p>3-3-2 基本歩掛</p> <p>3-3-2-1 実施設計（基本設計）</p> <p>第1表 浄水場実施設計(基本設計)基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計協議</td> <td colspan="7">3-3-2-3第6表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td colspan="7">3-3-2-4第7-1表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>浄水場施設</td> <td colspan="7">基準(対象)水量10,000m<sup>3</sup>/日当り</td> </tr> <tr> <td>基本条件の確認</td> <td>5.6</td> <td>6.3</td> <td>6.3</td> <td>7.1</td> <td>7.1</td> <td>0</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>処理フローの検討</td> <td>8.3</td> <td>8.2</td> <td>11.3</td> <td>6.7</td> <td>3.7</td> <td>0</td> <td>38.2</td> </tr> <tr> <td>維持管理方法の検討</td> <td>4.2</td> <td>4.1</td> <td>5.7</td> <td>3.4</td> <td>1.9</td> <td>0</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>配置計画の検討</td> <td>5.8</td> <td>6.5</td> <td>7.4</td> <td>7.4</td> <td>7.4</td> <td>11.9</td> <td>46.4</td> </tr> <tr> <td>施設計画</td> <td>0</td> <td>10.2</td> <td>11.7</td> <td>12.5</td> <td>12.4</td> <td>16.5</td> <td>63.3</td> </tr> <tr> <td>水理検討</td> <td>0</td> <td>2.3</td> <td>2.3</td> <td>3.8</td> <td>3.1</td> <td>0</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>施工方法の検討</td> <td>0</td> <td>4.5</td> <td>5.3</td> <td>5.3</td> <td>5.3</td> <td>6.8</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>基本設計図書の作成</td> <td>0</td> <td>5.7</td> <td>10.2</td> <td>10.2</td> <td>11.7</td> <td>13.4</td> <td>51.2</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>5.3</td> <td>6.1</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29.2</td> <td>53.9</td> <td>60.2</td> <td>56.4</td> <td>52.6</td> <td>48.6</td> <td>300.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表のうち、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  2. 工種別設計歩掛の割合は、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表による。                  3. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛に、3-1-2-1第2表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の占める割合と3-1-3-1第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。<b>基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。</b>                  この場合、工種別設計歩掛の割合(第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表)から浄水池の歩掛割合分を減ずる。                  4. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛に、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合<b>58%</b>と3-1-3-1第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。<b>基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。</b>                  5. 急速ろ過方式の建築設計は、管理本館、薬品注入施設、自家発電施設の合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。                  6. 膜ろ過方式の建築設計は、膜ろ過装置、浄水池、送水ポンプ施設、管理本館、薬品注入施設、自家発電施設の合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。                  7. 紫外線処理方式の建築設計は、紫外線照射装置、送水ポンプ施設、管理本館、薬品注入施設、自家発電施設の合棟を基本としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	設計協議	3-3-2-3第6表により積算計上							現地調査	3-3-2-4第7-1表により積算計上							浄水場施設	基準(対象)水量10,000m <sup>3</sup> /日当り							基本条件の確認	5.6	6.3	6.3	7.1	7.1	0	32.4	処理フローの検討	8.3	8.2	11.3	6.7	3.7	0	38.2	維持管理方法の検討	4.2	4.1	5.7	3.4	1.9	0	19.3	配置計画の検討	5.8	6.5	7.4	7.4	7.4	11.9	46.4	施設計画	0	10.2	11.7	12.5	12.4	16.5	63.3	水理検討	0	2.3	2.3	3.8	3.1	0	11.5	施工方法の検討	0	4.5	5.3	5.3	5.3	6.8	27.2	基本設計図書の作成	0	5.7	10.2	10.2	11.7	13.4	51.2	審査	5.3	6.1		0	0	0	11.4	合計	29.2	53.9	60.2	56.4	52.6	48.6	300.9
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																											
設計協議	3-3-2-3第6表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																	
現地調査	3-3-2-4第7-1表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																	
浄水場施設	基準(対象)水量10,000m <sup>3</sup> /日当り																																																																																																																																																																																																																																	
基本条件の確認	5.6	6.3	6.3	7.1	7.1	0	32.4																																																																																																																																																																																																																											
処理フローの検討	8.3	8.2	11.3	6.7	3.7	0	38.2																																																																																																																																																																																																																											
維持管理方法の検討	4.2	4.1	5.7	3.4	1.9	0	19.3																																																																																																																																																																																																																											
配置計画の検討	5.8	6.5	7.4	7.4	7.4	11.9	46.4																																																																																																																																																																																																																											
施設計画	0	10.2	11.7	12.5	12.4	16.5	63.3																																																																																																																																																																																																																											
水理検討	0	2.3	2.3	3.8	3.1	0	11.5																																																																																																																																																																																																																											
施工方法の検討	0	4.5	5.3	5.3	5.3	6.8	27.2																																																																																																																																																																																																																											
基本設計図書の作成	0	5.7	10.2	10.2	11.7	13.4	51.2																																																																																																																																																																																																																											
審査	5.3	6.1		0	0	0	11.4																																																																																																																																																																																																																											
合計	29.2	53.9	60.2	56.4	52.6	48.6	300.9																																																																																																																																																																																																																											
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																											
設計協議	3-3-2-3第6表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																	
現地調査	3-3-2-4第7-1表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																	
浄水場施設	基準(対象)水量10,000m <sup>3</sup> /日当り																																																																																																																																																																																																																																	
基本条件の確認	5.6	6.3	6.3	7.1	7.1	0	32.4																																																																																																																																																																																																																											
処理フローの検討	8.3	8.2	11.3	6.7	3.7	0	38.2																																																																																																																																																																																																																											
維持管理方法の検討	4.2	4.1	5.7	3.4	1.9	0	19.3																																																																																																																																																																																																																											
配置計画の検討	5.8	6.5	7.4	7.4	7.4	11.9	46.4																																																																																																																																																																																																																											
施設計画	0	10.2	11.7	12.5	12.4	16.5	63.3																																																																																																																																																																																																																											
水理検討	0	2.3	2.3	3.8	3.1	0	11.5																																																																																																																																																																																																																											
施工方法の検討	0	4.5	5.3	5.3	5.3	6.8	27.2																																																																																																																																																																																																																											
基本設計図書の作成	0	5.7	10.2	10.2	11.7	13.4	51.2																																																																																																																																																																																																																											
審査	5.3	6.1		0	0	0	11.4																																																																																																																																																																																																																											
合計	29.2	53.9	60.2	56.4	52.6	48.6	300.9																																																																																																																																																																																																																											

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
P240 P249	<p>3-3-2-2 実施設計（詳細設計）</p> <p>第4-1表 2,000m<sup>3</sup>/日以上(急速ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。 2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2第4表配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)と対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。なお、浄水場計歩掛割合については、浄水池の歩掛割合分を減ずる。 3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-2-2-2第4表ポンプ場実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合58%と第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。 4. 管理本館、薬注施設、自家発電施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。 5. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。 6. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。 7. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>3-3-2-2 実施設計（詳細設計）</p> <p>第4-1表 2,000m<sup>3</sup>/日以上(急速ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。 2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2の第4表、第6表、第8表の配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考とし、<del>第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の</del>工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)の基本歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。この場合、本表から浄水池の歩掛割合分を減ずる。 3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-2第5表RC配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳の配水池・調整池(場内配管、場内整備を除く)の土木設計歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。 4. 管理本館、薬注施設、自家発電施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。 5. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。 6. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。 7. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>
P250	<p>第4-2表 2,000m<sup>3</sup>/日未満(急速ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。 2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2第4表配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)と対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。なお、浄水場施設設計歩掛割合については、浄水池の歩掛割合分を減ずる。 3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-2-2-2第4表ポンプ場実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合58%と第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。 4. 管理本館、薬注施設、自家発電施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。 5. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。 6. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。 7. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>第4-2表 2,000m<sup>3</sup>/日未満(急速ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。 2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2の第4表、第6表、第8表の配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考とし、<del>第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の</del>工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)の基本歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。この場合、本表から浄水池の歩掛割合分を減ずる。 3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-2第5表RC配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳の配水池・調整池(場内配管、場内整備を除く)の土木設計歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。 4. 管理本館、薬注施設、自家発電施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。 5. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。 6. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。 7. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>
P251	<p>第4-3表 2,000m<sup>3</sup>/日以上(膜ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業については削除して使用するものとする。 2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2第4表配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)と対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は、1,000m<sup>3</sup>である。なお、浄水場施設歩掛割合については、浄水池の歩掛割合分を減ずる。 3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-2-2-2第4表ポンプ場実施設計(詳細歩掛)基本歩掛を参考として、3-1-3-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合58%と第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。 4. 膜ろ過方式の建築設計は膜ろ過装置、浄水池、送水ポンプ棟、管理本館、薬注施設、薬品洗浄施設、自家発電の合棟を基としており分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。 5. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震設計を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。 6. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。 7. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>第4-3表 2,000m<sup>3</sup>/日以上(膜ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。 2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2の第4表、第6表、第8表の配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考とし、<del>第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の</del>工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の基本歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。この場合、本表から浄水池の歩掛割合分を減ずる。 3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-2第5表RC配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳の配水池・調整池(場内配管、場内整備を除く)の土木設計歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。 4. 膜ろ過方式の建築設計は膜ろ過装置、浄水池、送水ポンプ棟、管理本館、薬注施設、薬品洗浄施設、自家発電の合棟を基としており分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。 5. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震設計を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2～4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。 6. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。 7. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
P252	<p>第4-4表 2,000m<sup>3</sup>/日未満(膜ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2第4表配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)と対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。なお、浄水場施設設計歩掛割合については、浄水池に歩掛割合分を減ずる。</p> <p>3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-2-2-2第4表ポンプ場実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合58%と第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。</p> <p>4. 膜ろ過方式で薬品沈でん池等の前処理、塩素混和池、排泥池・濃縮槽・天日乾燥床(自然式)等の汚泥処理施設が必要な場合は第5-2表より積算計上する。</p> <p>5. 膜ろ過方式の建築設計は膜ろ過装置、浄水池、送水ポンプ棟、管理本館、薬注施設、自家発電施設の合棟を基としており分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p> <p>6. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>7. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>8. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>第4-4表 2,000m<sup>3</sup>/日未満(膜ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2の第4表、第6表、第8表の配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考とし、<del>第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の</del>工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の基本歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。この場合、本表から浄水池の歩掛割合分を減ずる。</p> <p>3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-2第5表RC配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳の配水池・調整池(場内配管、場内整備を除く)の土木設計歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。</p> <p>4. 膜ろ過方式で薬品沈でん池等の前処理、塩素混和池、排泥池・濃縮槽・天日乾燥床(自然式)等の汚泥処理施設が必要な場合は第5-2表より積算計上する。</p> <p>5. 膜ろ過方式の建築設計は膜ろ過装置、浄水池、送水ポンプ棟、管理本館、薬注施設、自家発電施設の合棟を基としており分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p> <p>6. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>7. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>8. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>
P253	<p>第4-5表 2,000m<sup>3</sup>/日未満(紫外線処理方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2第4表配水池実地設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)と対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。なお、浄水場施設設計歩掛割合については、浄水池の歩掛割合分を減ずる。</p> <p>3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-2-2-2第4表ポンプ場実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合58%と第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。</p> <p>4. 紫外線処理方式で他の施設が必要な場合は、第5-2表、第5-4表より積算計上する。</p> <p>5. 紫外線処理方式の建築設計は紫外線照射装置、送水ポンプ棟、管理本館、薬注施設、自家発電施設の合棟を基としており分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p> <p>6. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>7. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>8. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>第4-5表 2,000m<sup>3</sup>/日未満(紫外線処理方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2の第4表、第6表、第8表の配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考とし、<del>第2-1-1表、第2-1-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の</del>工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の基本歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。この場合、本表から浄水池の歩掛割合分を減ずる。</p> <p>3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-2第5表RC配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳の配水池・調整池(場内配管、場内整備を除く)の土木設計歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。</p> <p>4. 紫外線処理方式で他の施設が必要な場合は、第5-2表、第5-4表より積算計上する。</p> <p>5. 紫外線処理方式の建築設計は紫外線照射装置、送水ポンプ棟、管理本館、薬注施設、自家発電施設の合棟を基としており分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p> <p>6. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>7. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>8. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>
P256	<p>第5-1表(3/3) 2,000m<sup>3</sup>/日以上(急速ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2第4表配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3-1表、第2-3-2表、第2-4表、第2-5表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)と対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。なお、浄水場施設設計歩掛割合については、浄水池の歩掛割合分を減ずる。</p> <p>3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-2-2-2第4表ポンプ場実施設計(詳細設計)基本歩掛を参考として、3-1-3-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合58%と第12表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。</p> <p>4. 管理本館、薬注施設、自家発電施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p> <p>5. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>6. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>7. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>	<p>第5-1表(3/3) 2,000m<sup>3</sup>/日以上(急速ろ過方式)浄水場実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳(略)</p> <p>備考 1. 本表のうち必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-2の第5表、第7表、第9表の配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の基本歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。この場合、本表から浄水池の歩掛割合分を減ずる。</p> <p>3. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-1-2-2第5表RC配水池実施設計(詳細設計)基本歩掛内訳の配水池・調整池(場内配管、場内整備を除く)の土木設計歩掛に、3-1-3-1第13表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。</p> <p>4. 管理本館、薬注施設、自家発電施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100増加するものとする。</p> <p>5. 作業項目の計算(構造)は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震計算を含むもので、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法2~4によるものとし、方法1による場合は、別途計上する。解析手法は、2次元静的線形解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p> <p>6. 作業項目の計算(機能)は、標準的な水理計算、容量計算、設備計算、仮設計算等である。</p> <p>7. レベル2対応を必要としない場合は、各作業項目の計算(構造)の値に40%を乗じ、小数点以下2桁目を四捨五入した値を用いる。</p>



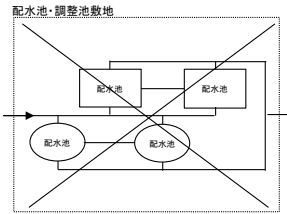
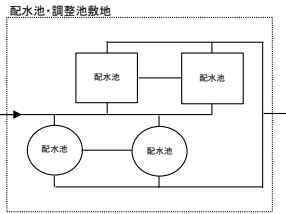
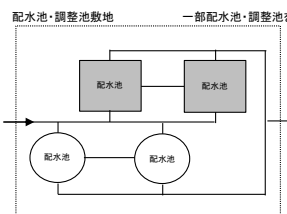
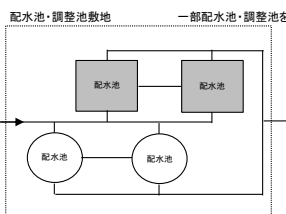
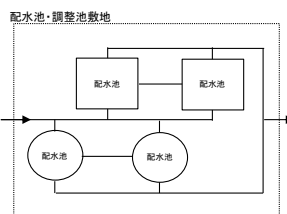
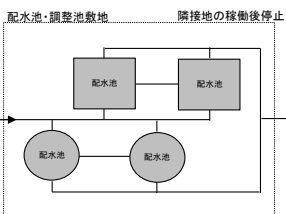
## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
P268	<p><b>3-3-3-4 施設単独に係る補正</b></p> <p>各浄水施設を個々単独で委託する場合は、第4-1表、第4-2表、第4-3表、第4-4表、第4-5表、第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表(詳細設計)基本歩掛中、対象施設の各欄の歩掛を20/100増加するものとする。</p>	<p><b>3-3-3-4 施設単独に係る補正</b></p> <p>各浄水施設を個々単独で委託する場合は、第4-1表、第4-2表、第4-3表、第4-4表、第4-5表に示す基本歩掛、または第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛内訳の対象施設の各設計歩掛を20/100増加するものとする。</p>
P268	<p><b>3-3-3-5 分割発注に係る補正</b></p> <p>浄水施設の一部を1/2系列あるいは1/4系列で分割発注する場合は、第4-1表、第4-2表、第4-3表、第4-4表、第4-5表、第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表(詳細設計)基本歩掛中、対象施設の各欄の歩掛を10/100増加するものとする。</p>	<p><b>3-3-3-5 分割発注に係る補正</b></p> <p>浄水施設の一部を1/2系列あるいは1/4系列で分割発注する場合は、第4-1表、第4-2表、第4-3表、第4-4表、第4-5表に示す基本歩掛、または第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛内訳の対象施設の各設計歩掛を10/100増加するものとする。</p>
P268	<p><b>3-3-3-6 場内整備に係る補正</b></p> <p>場内整備の内容が比較的簡易なものになる場合は、第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表(詳細設計)基本歩掛のうち、場内整備の項の各欄を30/100の範囲内で減ずるものとする。</p>	<p><b>3-3-3-6 場内整備に係る補正</b></p> <p>場内整備の内容が比較的簡易なものになる場合は、第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛内訳のうち、場内整備の項の各設計歩掛を30/100の範囲内で減ずるものとする。</p>
P299	<p><b>第5章 更新設計歩掛</b> (新規)</p>	<p><b>第5章 更新設計歩掛</b></p> <p><b>第1節 配水池更新設計歩掛</b></p> <p><b>5-1-1 適用範囲</b></p> <p>この積算歩掛は、同一敷地内（隣接地に敷地拡張する場合も含む）において、既存施設を稼働しながら配水池・調整池更新を行う場合に適用し、同一敷地内に配水池・調整池がある場合を示す。原則として、送・配水施設のうち、第3章第1節の配水池設計歩掛における第3表に示す標準的な配水池・調整池に係る実施設計を業務委託する場合に適用し、その基本歩掛については「水道施設に関する技術標準（施設基準）」、「水道施設設計指針（2012）」等の施設諸元の範囲内で適用する。既存の設計図書が流用できる特殊事情がある場合には該当項目の歩掛を減ずることとする。</p> <p>ただし、隣接の敷地等に新規築造する配水池・調整池は、配水池更新設計歩掛を適用せず、配水池設計歩掛を適用するものとする。</p> <p>また、次に示す配水池の設計業務については別途設計委託料を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 配水池施設が他の施設（公民館等）と一体となる複合施設</li> <li>(イ) 取付道路及び造成</li> <li>(ウ) 自家発電機設備、塩素注入設備及びそれらの建築施設</li> <li>(エ) 制御設備の中央改造（配水池側を子局とした場合）を含む場合</li> <li>(オ) 事業計画（認可設計）に係る業務</li> <li>(カ) 関連配水系統の全体管網解析</li> <li>(キ) 他配水系統の水運用計画</li> <li>(ク) 連続地中壁本体利用、矩形、卵形PC構造等特殊な構造及び形状の異なる配水池の設計に係る業務</li> <li>(ケ) その他、第3章第1節の配水池設計歩掛における第3表に定められていない施設</li> <li>(コ) 開発行為諸手続</li> </ul> <p>基本設計については事業計画（認可設計）に定められた基本諸元（容量、水位、位置等）に基づいて、第1表の内容の基本設計を行う。</p>

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）														
	(新規)	<p><b>5-1-1-1 更新パターン</b></p> <p>本設定歩掛は、「同一敷地内（隣接地に敷地拡張する場合も含む）において、既存施設を稼働しながら配水池・調整池更新を行う場合」に適用する。</p> <p>更新パターンの内、A・C1は上記条件に合致しないため、既存歩掛を適用するものとし、本歩掛はパターンB及びC2において適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1561 548 2659 1157"> <thead> <tr> <th>更新パターン</th> <th>内容</th> <th>適用歩掛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>配水池・調整池施設の全ての施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の配水池・調整池があり、既存配水池・調整池施設を全面停止し、更新できる場合であり、第1節 配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象水量を適用する。</td> <td>第1節配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>配水池・調整池内の一部を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・配水池が2池以上あり、一部施設を更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の配水池形式等に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。</td> <td>本歩掛</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>隣接敷地等に施設を整備して更新する場合 隣接敷地等に全ての施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、第1節 配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合は想定している。</td> <td>第1節配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛</td> </tr> <tr> <td>隣接敷地等に全ての施設を段階的に更新もしくは一部の施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の配水池形式等に変更する場合、本来、単体の施設設計はパターンC1であるが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらに関連する施設は本歩掛を適用する。</td> <td>本歩掛</td> </tr> </tbody> </table>	更新パターン	内容	適用歩掛	A	配水池・調整池施設の全ての施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の配水池・調整池があり、既存配水池・調整池施設を全面停止し、更新できる場合であり、第1節 配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象水量を適用する。	第1節配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛	B	配水池・調整池内の一部を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・配水池が2池以上あり、一部施設を更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の配水池形式等に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。	本歩掛	C	隣接敷地等に施設を整備して更新する場合 隣接敷地等に全ての施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、第1節 配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合は想定している。	第1節配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛	隣接敷地等に全ての施設を段階的に更新もしくは一部の施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の配水池形式等に変更する場合、本来、単体の施設設計はパターンC1であるが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらに関連する施設は本歩掛を適用する。	本歩掛
更新パターン	内容	適用歩掛														
A	配水池・調整池施設の全ての施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の配水池・調整池があり、既存配水池・調整池施設を全面停止し、更新できる場合であり、第1節 配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象水量を適用する。	第1節配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛														
B	配水池・調整池内の一部を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・配水池が2池以上あり、一部施設を更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の配水池形式等に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。	本歩掛														
C	隣接敷地等に施設を整備して更新する場合 隣接敷地等に全ての施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、第1節 配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合は想定している。	第1節配水池設計歩掛 3-1-2 基本歩掛														
	隣接敷地等に全ての施設を段階的に更新もしくは一部の施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の配水池形式等に変更する場合、本来、単体の施設設計はパターンC1であるが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらに関連する施設は本歩掛を適用する。	本歩掛														

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
	(新規)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">更新パターン</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">更新パターン</p> <p style="text-align: center;">模式図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>A</p>  <p>配水池・調整池を全停止</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;">  <p>配水池・調整池全体を新設更新</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">更新パターン</p> <p style="text-align: center;">模式図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>B</p>  <p>一部配水池・調整池を停止</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;">  <p>一部配水池・調整池を新設更新</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">更新パターン</p> <p style="text-align: center;">模式図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>C 1</p>  <p>隣接地の稼働後停止</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;">  <p>隣接地の稼働後停止</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">既設を稼働しながら隣接地に新設更新</p> </div> </div>



令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
	(新規)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">更新 パターン</div> <div style="color: red;">模式図</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">C 2</div> <div style="font-size: small;">既設を稼働しながら隣接地に一部の施設を更新し場内で既設に接続</div> </div> </div>

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																																								
	(新規)	<p><b>5-1-2 基本歩掛</b></p> <p><b>5-1-2-1 実施設計（基本設計）</b></p> <p>第1表 配水池更新実施設計（基本設計）基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">基準(対象)容量1,000m<sup>3</sup>当り (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1558 483 2656 940"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計協議</td> <td colspan="7">表5-1-2-2第3表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td colspan="7">表5-1-2-3第4表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>既存資料収集・整理</td> <td colspan="7">表5-1-2-4第5表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>基本条件の確認</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>維持管理方法の検討</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td></td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>配置計画の検討</td> <td>1.1</td> <td>1.4</td> <td>1.4</td> <td>1.4</td> <td>1.4</td> <td>2.1</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>施設計画</td> <td></td> <td>1.6</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>2.6</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>段階的水運用の検討</td> <td></td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> <td>0.8</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>水位関係の検討</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>0.4</td> <td></td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>施工方法比較検討</td> <td></td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>基本設計図書作成</td> <td></td> <td>0.8</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> <td>1.7</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.8</td> <td>7.6</td> <td>8.5</td> <td>8.8</td> <td>8.3</td> <td>8.4</td> <td>44.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  2. 工種別設計歩掛の割合は、第2表による。                  3. 既存資料収集・整理は、更新対象である既設配水池・調整池の竣工図、完成図書、地下埋設物資料など、配水池・調整池更新に必要な資料収集・整理を行う。                  4. 段階的水運用の検討は、配水池・調整池の更新において、既存施設の暫定運用方法や配管等の切替手順、仮設備の必要性等を検討するものである。                  5. 本歩掛は、既存施設を稼働しながら配水池・調整池更新を行う施設を対象とし、既存施設の稼働に影響がなく、新規に施設を整備する場合は、3-1-2-1 第1表配水池実施設計（基本設計）基本歩掛を参考とする。なお、新規に施設を整備する場合で、既設配管との接続や切替、仮設備の設計などの検討が必要となる場合は、3-1-2-1 第1表配水池実施設計（基本設計）基本歩掛と合せて、本歩掛の一部を使用して積算するものとする。</p> <p>第2表 工種別設計歩掛の割合(%)</p> <table border="1" data-bbox="1558 1285 2656 1659"> <thead> <tr> <th colspan="2">構造種別</th> <th>土木</th> <th>建築</th> <th>機械</th> <th>電気</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">RC</td> <td>配水池・調整池</td> <td>62</td> <td>3</td> <td></td> <td>11</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>場内配管</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>場内整備</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>86</td> <td>3</td> <td></td> <td>11</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">PC</td> <td>配水池・調整池</td> <td>58</td> <td>3</td> <td></td> <td>13</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>場内配管</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>場内整備</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>84</td> <td>3</td> <td></td> <td>13</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">鋼製</td> <td>配水池・調整池</td> <td>56</td> <td>3</td> <td></td> <td>13</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>場内配管</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>場内整備</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>84</td> <td>3</td> <td></td> <td>13</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>							作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	設計協議	表5-1-2-2第3表により積算計上							現地調査	表5-1-2-3第4表により積算計上							既存資料収集・整理	表5-1-2-4第5表により積算計上							基本条件の確認	0.6	0.8	0.8	0.8	0.7		3.7	維持管理方法の検討	0.6	0.6	0.8	0.5	0.3		2.8	配置計画の検討	1.1	1.4	1.4	1.4	1.4	2.1	8.8	施設計画		1.6	1.9	1.9	1.9	2.6	9.9	段階的水運用の検討		0.6	1.0	1.3	1.2	0.8	4.9	水位関係の検討		0.3	0.3	0.7	0.4		1.7	施工方法比較検討		0.7	1.0	1.0	0.9	1.2	4.8	基本設計図書作成		0.8	1.3	1.2	1.5	1.7	6.5	審査	0.5	0.8					1.3	合計	2.8	7.6	8.5	8.8	8.3	8.4	44.4	構造種別		土木	建築	機械	電気	計	RC	配水池・調整池	62	3		11	76	場内配管	16				16	場内整備	8				8	合計	86	3		11	100	PC	配水池・調整池	58	3		13	74	場内配管	18				18	場内整備	8				8	合計	84	3		13	100	鋼製	配水池・調整池	56	3		13	72	場内配管	18				18	場内整備	10				10	合計	84	3		13	100
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																			
設計協議	表5-1-2-2第3表により積算計上																																																																																																																																																																																																									
現地調査	表5-1-2-3第4表により積算計上																																																																																																																																																																																																									
既存資料収集・整理	表5-1-2-4第5表により積算計上																																																																																																																																																																																																									
基本条件の確認	0.6	0.8	0.8	0.8	0.7		3.7																																																																																																																																																																																																			
維持管理方法の検討	0.6	0.6	0.8	0.5	0.3		2.8																																																																																																																																																																																																			
配置計画の検討	1.1	1.4	1.4	1.4	1.4	2.1	8.8																																																																																																																																																																																																			
施設計画		1.6	1.9	1.9	1.9	2.6	9.9																																																																																																																																																																																																			
段階的水運用の検討		0.6	1.0	1.3	1.2	0.8	4.9																																																																																																																																																																																																			
水位関係の検討		0.3	0.3	0.7	0.4		1.7																																																																																																																																																																																																			
施工方法比較検討		0.7	1.0	1.0	0.9	1.2	4.8																																																																																																																																																																																																			
基本設計図書作成		0.8	1.3	1.2	1.5	1.7	6.5																																																																																																																																																																																																			
審査	0.5	0.8					1.3																																																																																																																																																																																																			
合計	2.8	7.6	8.5	8.8	8.3	8.4	44.4																																																																																																																																																																																																			
構造種別		土木	建築	機械	電気	計																																																																																																																																																																																																				
RC	配水池・調整池	62	3		11	76																																																																																																																																																																																																				
	場内配管	16				16																																																																																																																																																																																																				
	場内整備	8				8																																																																																																																																																																																																				
	合計	86	3		11	100																																																																																																																																																																																																				
PC	配水池・調整池	58	3		13	74																																																																																																																																																																																																				
	場内配管	18				18																																																																																																																																																																																																				
	場内整備	8				8																																																																																																																																																																																																				
	合計	84	3		13	100																																																																																																																																																																																																				
鋼製	配水池・調整池	56	3		13	72																																																																																																																																																																																																				
	場内配管	18				18																																																																																																																																																																																																				
	場内整備	10				10																																																																																																																																																																																																				
	合計	84	3		13	100																																																																																																																																																																																																				

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																
	(新規)	<p><b>5-1-2-2 設計協議（基本設計）基本歩掛</b></p> <p>第3表 設計協議基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">1業務当り（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1561 422 2662 533"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回打合せ</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間打合せ</td> <td></td> <td></td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td></td> <td></td> <td>1回当り</td> </tr> <tr> <td>最終打合せ</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 一般的な中間打合せは、設計計画、設計図作成、数量計算などの時点において、必要な打合せ回数を計上する。 2. 各打合せの技師(A)、技師(B)の歩掛は、土木、建築、電気に係るものである。 業務に該当する工種がない場合は、それぞれ1工種につき、（歩掛×1/3）を減じる。</p> <p><b>5-1-2-3 現地調査（基本設計）基本歩掛</b></p> <p>第4表 現地調査基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">1業務当り（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1561 747 2662 804"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地調査</td> <td></td> <td></td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> <td></td> <td></td> <td>1回当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本業務は1業務、1回当りの歩掛である。 2. 技師(A)、技師(B)の歩掛は、土木、建築、電気に係るものである。 業務に該当する工種がない場合は、それぞれ1工種につき、（歩掛×1/3）を減じる。</p> <p><b>5-1-2-4 既存資料収集・整理基本歩掛</b></p> <p>第5表 既存資料収集・整理基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">1業務当り（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="1561 1035 2662 1089"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存資料収集・整理</td> <td></td> <td></td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td></td> <td></td> <td>1回当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本業務は1業務、1回当りの歩掛である。 2. 技師(A)、技師(B)の歩掛は、土木、建築、電気に係るものである。 業務に該当する工種がない場合は、それぞれ1工種につき、（歩掛×1/3）を減じる。</p> <p><b>5-1-3 補正</b></p> <p>補正は各補正係数を乗ずるものとする。</p>	作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考	第1回打合せ		1.0	3.0					中間打合せ			3.0	3.0			1回当り	最終打合せ		1.0	3.0					作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考	現地調査			4.1	4.1			1回当り	作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考	既存資料収集・整理			3.9	3.9			1回当り
作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考																																																											
第1回打合せ		1.0	3.0																																																															
中間打合せ			3.0	3.0			1回当り																																																											
最終打合せ		1.0	3.0																																																															
作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考																																																											
現地調査			4.1	4.1			1回当り																																																											
作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考																																																											
既存資料収集・整理			3.9	3.9			1回当り																																																											

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																														
	(新規)	<p>5-1-3-1 設計対象容量に係る補正</p> <p>1) 基本設計                      実施設計（基本設計）設計対象容量に係る補正は第1表の各基本歩掛のすべての項目（ただし、設計協議、現地調査及び既存資料収集・整理を除く。）について、第6表の補正係数を適用する。</p> <p>第6表 設計対象容量に係る補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1561 548 2659 1058"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配水池 有効容量 (m<sup>3</sup>)</th> <th colspan="3">補正係数</th> <th rowspan="2">配水池 有効容量 (m<sup>3</sup>)</th> <th colspan="3">補正係数</th> </tr> <tr> <th>RC造または 構造未決定 の場合</th> <th>PC造</th> <th>鋼製</th> <th>RC造または 構造未決定 の場合</th> <th>PC造</th> <th>鋼製</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50 以下</td><td>0.29</td><td>0.34</td><td>0.34</td><td>6,001 ~ 7,000 迄</td><td>2.27</td><td>1.76</td><td>1.57</td></tr> <tr><td>51 ~ 100 迄</td><td>0.38</td><td>0.43</td><td>0.43</td><td>7,001 ~ 8,000 "</td><td>2.41</td><td>1.84</td><td>1.63</td></tr> <tr><td>101 ~ 200 "</td><td>0.51</td><td>0.51</td><td>0.51</td><td>8,001 ~ 9,000 "</td><td>2.52</td><td>1.92</td><td>1.69</td></tr> <tr><td>201 ~ 300 "</td><td>0.60</td><td>0.58</td><td>0.58</td><td>9,001 ~ 10,000 "</td><td>2.65</td><td>2.00</td><td>1.75</td></tr> <tr><td>301 ~ 400 "</td><td>0.68</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>10,001 ~ 12,000 "</td><td>2.86</td><td>2.13</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>401 ~ 500 "</td><td>0.75</td><td>0.70</td><td>0.70</td><td>12,001 ~ 14,000 "</td><td>3.05</td><td>2.24</td><td>1.93</td></tr> <tr><td>501 ~ 600 "</td><td>0.81</td><td>0.75</td><td>0.75</td><td>14,001 ~ 16,000 "</td><td>3.22</td><td>2.35</td><td>2.02</td></tr> <tr><td>601 ~ 700 "</td><td>0.86</td><td>0.79</td><td>0.79</td><td>16,001 ~ 18,000 "</td><td>3.38</td><td>2.44</td><td>2.09</td></tr> <tr><td>701 ~ 800 "</td><td>0.90</td><td>0.83</td><td>0.82</td><td>18,001 ~ 20,000 "</td><td>3.56</td><td>2.54</td><td>2.16</td></tr> <tr><td>801 ~ 900 "</td><td>0.95</td><td>0.86</td><td>0.85</td><td>20,001 ~ 22,000 "</td><td>3.70</td><td>2.63</td><td>2.22</td></tr> <tr><td>901 ~ 1,000 "</td><td>1.00</td><td>0.89</td><td>0.87</td><td>22,001 ~ 24,000 "</td><td>3.84</td><td>2.71</td><td>2.29</td></tr> <tr><td>1,001 ~ 1,500 "</td><td>1.19</td><td>1.03</td><td>0.99</td><td>24,001 ~ 26,000 "</td><td>3.96</td><td>2.78</td><td>2.34</td></tr> <tr><td>1,501 ~ 2,000 "</td><td>1.33</td><td>1.14</td><td>1.06</td><td>26,001 ~ 28,000 "</td><td>4.09</td><td>2.86</td><td>2.40</td></tr> <tr><td>2,001 ~ 2,500 "</td><td>1.48</td><td>1.22</td><td>1.14</td><td>28,001 ~ 30,000 "</td><td>4.22</td><td>2.92</td><td>2.44</td></tr> <tr><td>2,501 ~ 3,000 "</td><td>1.59</td><td>1.30</td><td>1.21</td><td>30,001 ~ 35,000 "</td><td>4.48</td><td>3.08</td><td>2.56</td></tr> <tr><td>3,001 ~ 4,000 "</td><td>1.79</td><td>1.44</td><td>1.32</td><td>35,001 ~ 40,000 "</td><td>4.74</td><td>3.23</td><td>2.67</td></tr> <tr><td>4,001 ~ 5,000 "</td><td>1.96</td><td>1.57</td><td>1.42</td><td>40,001 ~ 45,000 "</td><td>4.98</td><td>3.36</td><td>2.76</td></tr> <tr><td>5,001 ~ 6,000 "</td><td>2.13</td><td>1.67</td><td>1.49</td><td>45,001 ~ 50,000 "</td><td>5.21</td><td>3.49</td><td>2.86</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 将来の増設計画を含めた基本設計については、増設計画の容量も加えた設計対象容量の補正係数とする。                      2. 更新時の設計対象容量と既存施設の設計対象容量が異なる場合は、更新時の容量を対象に補正係数を設定する。                      3. 配水池有効容量が50,000m<sup>3</sup>を超える場合は、別途考慮する。</p>	配水池 有効容量 (m <sup>3</sup> )	補正係数			配水池 有効容量 (m <sup>3</sup> )	補正係数			RC造または 構造未決定 の場合	PC造	鋼製	RC造または 構造未決定 の場合	PC造	鋼製	50 以下	0.29	0.34	0.34	6,001 ~ 7,000 迄	2.27	1.76	1.57	51 ~ 100 迄	0.38	0.43	0.43	7,001 ~ 8,000 "	2.41	1.84	1.63	101 ~ 200 "	0.51	0.51	0.51	8,001 ~ 9,000 "	2.52	1.92	1.69	201 ~ 300 "	0.60	0.58	0.58	9,001 ~ 10,000 "	2.65	2.00	1.75	301 ~ 400 "	0.68	0.64	0.64	10,001 ~ 12,000 "	2.86	2.13	1.85	401 ~ 500 "	0.75	0.70	0.70	12,001 ~ 14,000 "	3.05	2.24	1.93	501 ~ 600 "	0.81	0.75	0.75	14,001 ~ 16,000 "	3.22	2.35	2.02	601 ~ 700 "	0.86	0.79	0.79	16,001 ~ 18,000 "	3.38	2.44	2.09	701 ~ 800 "	0.90	0.83	0.82	18,001 ~ 20,000 "	3.56	2.54	2.16	801 ~ 900 "	0.95	0.86	0.85	20,001 ~ 22,000 "	3.70	2.63	2.22	901 ~ 1,000 "	1.00	0.89	0.87	22,001 ~ 24,000 "	3.84	2.71	2.29	1,001 ~ 1,500 "	1.19	1.03	0.99	24,001 ~ 26,000 "	3.96	2.78	2.34	1,501 ~ 2,000 "	1.33	1.14	1.06	26,001 ~ 28,000 "	4.09	2.86	2.40	2,001 ~ 2,500 "	1.48	1.22	1.14	28,001 ~ 30,000 "	4.22	2.92	2.44	2,501 ~ 3,000 "	1.59	1.30	1.21	30,001 ~ 35,000 "	4.48	3.08	2.56	3,001 ~ 4,000 "	1.79	1.44	1.32	35,001 ~ 40,000 "	4.74	3.23	2.67	4,001 ~ 5,000 "	1.96	1.57	1.42	40,001 ~ 45,000 "	4.98	3.36	2.76	5,001 ~ 6,000 "	2.13	1.67	1.49	45,001 ~ 50,000 "	5.21	3.49	2.86
配水池 有効容量 (m <sup>3</sup> )	補正係数			配水池 有効容量 (m <sup>3</sup> )	補正係数																																																																																																																																																											
	RC造または 構造未決定 の場合	PC造	鋼製		RC造または 構造未決定 の場合	PC造	鋼製																																																																																																																																																									
50 以下	0.29	0.34	0.34	6,001 ~ 7,000 迄	2.27	1.76	1.57																																																																																																																																																									
51 ~ 100 迄	0.38	0.43	0.43	7,001 ~ 8,000 "	2.41	1.84	1.63																																																																																																																																																									
101 ~ 200 "	0.51	0.51	0.51	8,001 ~ 9,000 "	2.52	1.92	1.69																																																																																																																																																									
201 ~ 300 "	0.60	0.58	0.58	9,001 ~ 10,000 "	2.65	2.00	1.75																																																																																																																																																									
301 ~ 400 "	0.68	0.64	0.64	10,001 ~ 12,000 "	2.86	2.13	1.85																																																																																																																																																									
401 ~ 500 "	0.75	0.70	0.70	12,001 ~ 14,000 "	3.05	2.24	1.93																																																																																																																																																									
501 ~ 600 "	0.81	0.75	0.75	14,001 ~ 16,000 "	3.22	2.35	2.02																																																																																																																																																									
601 ~ 700 "	0.86	0.79	0.79	16,001 ~ 18,000 "	3.38	2.44	2.09																																																																																																																																																									
701 ~ 800 "	0.90	0.83	0.82	18,001 ~ 20,000 "	3.56	2.54	2.16																																																																																																																																																									
801 ~ 900 "	0.95	0.86	0.85	20,001 ~ 22,000 "	3.70	2.63	2.22																																																																																																																																																									
901 ~ 1,000 "	1.00	0.89	0.87	22,001 ~ 24,000 "	3.84	2.71	2.29																																																																																																																																																									
1,001 ~ 1,500 "	1.19	1.03	0.99	24,001 ~ 26,000 "	3.96	2.78	2.34																																																																																																																																																									
1,501 ~ 2,000 "	1.33	1.14	1.06	26,001 ~ 28,000 "	4.09	2.86	2.40																																																																																																																																																									
2,001 ~ 2,500 "	1.48	1.22	1.14	28,001 ~ 30,000 "	4.22	2.92	2.44																																																																																																																																																									
2,501 ~ 3,000 "	1.59	1.30	1.21	30,001 ~ 35,000 "	4.48	3.08	2.56																																																																																																																																																									
3,001 ~ 4,000 "	1.79	1.44	1.32	35,001 ~ 40,000 "	4.74	3.23	2.67																																																																																																																																																									
4,001 ~ 5,000 "	1.96	1.57	1.42	40,001 ~ 45,000 "	4.98	3.36	2.76																																																																																																																																																									
5,001 ~ 6,000 "	2.13	1.67	1.49	45,001 ~ 50,000 "	5.21	3.49	2.86																																																																																																																																																									

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
	(新規)	<p><b>第2節 ポンプ場更新設計歩掛</b></p> <p><b>5-2-1 適用範囲</b></p> <p>この積算歩掛は、同一敷地内（隣接地に敷地拡張をする場合も含む）において、既存施設を稼働しながらポンプ場施設（配水池・調整池施設を含む）の更新を行う場合に適用し、同一敷地内にポンプ場施設と配水池・調整池施設がある場合を示す。原則として、送・配水施設のうち、第3章第2節のポンプ場設計歩掛における第3表に示す標準的な送・配水ポンプ場に係る実施設計を業務委託する場合に適用し、その基本歩掛については「水道施設に関する技術標準（施設基準）」、「水道施設設計指針（2012）」等の施設諸元の範囲内で適用するものとし、ポンプ場施設と配水池・調整池施設で構成される。配水池・調整池の歩掛については、第1節配水池更新設計歩掛を適用する。既存の設計図書が流用できる特殊事情がある場合には該当項目の歩掛を減ずることとする。</p> <p>ただし、隣接の敷地等に新規築造するポンプ場の更新は、ポンプ場更新設計歩掛を適用せず、ポンプ場設計歩掛を適用するものとする。</p> <p>また、次に示すポンプ場の設計業務については別途設計委託料を算出する。</p> <p>(ア) ポンプ場が他の施設（公民館等）と一体になる複合施設</p> <p>(イ) 取付道路及び造成</p> <p>(ウ) 制御設備の中央改造（ポンプ場側を子局とした場合）を含む場合</p> <p>(エ) 受電容量が特別高圧の場合</p> <p>(オ) 事業計画（認可設計）に係る業務</p> <p>(カ) 関連送配水系統の全体管網解析</p> <p>(キ) 他送配水系統の水運用計画</p> <p>(ク) ポンプ場が連続地中壁本体利用、あるいは配水池・調整池施設が矩形、卵形PC構造等特殊な構造及び形状の異なる設計に係る業務</p> <p>(ケ) その他、第3章第2節のポンプ場設計歩掛における第3表に定められていない施設</p> <p>(コ) 開発行為諸手続</p> <p>基本設計については事業計画（認可設計）に定められた基本諸元（水量、揚程、水位、位置等）に基づいて、第1表の内容の基本設計を行う。</p>

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																
	(新規)	<p><b>5-2-1-1 更新パターン</b></p> <p>本設定歩掛は、「同一敷地内（隣接地に敷地拡張をする場合も含む）において、既存施設を稼働しながらポンプ場施設（配水池・調整池施設を含む）の更新を行う場合」に適用する。</p> <p>更新パターンの内、A・C1は上記条件に合致しないため、既存歩掛を適用するものとし、本歩掛はパターンB及びC2において適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1558 556 2715 1249"> <thead> <tr> <th>更新パターン</th> <th>内容</th> <th>適用歩掛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>                     全てのポンプ場施設を停止して更新する場合                      ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新                      ・複数系統のポンプ場があり、既存ポンプ場を全面停止し、更新できる場合であり、第2節 ポンプ場設計歩掛 3-2-2 基本歩掛を適用する。                      ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象水量を適用する。                 </td> <td>第2節ポンプ場設計歩掛 3-2-2基本歩掛</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>                     ポンプ場施設の一部を停止して更新する場合                      ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新                      ・ポンプ場施設に複数台以上の設備があり、一部施設を更新する場合、本歩掛を適用する。                      ・既存施設との水位関連、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。                      ・更新施設を別として整備（別の配水池形式等に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。                 </td> <td>本歩掛</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>C1</td> <td>                     隣接敷地等に施設を整備して更新する場合                      隣接敷地等に全ての施設を新規更新する場合                      ・パターンAと類似であり、第2節 ポンプ場設計歩掛 3-2-2 基本歩掛を適用する。                      ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。                 </td> <td>第2節ポンプ場設計歩掛 3-2-2基本歩掛</td> </tr> <tr> <td>C2</td> <td>                     隣接敷地等に全ての施設を段階的に更新もしくは一部の施設を更新し、場内で既存接続する場合                      ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。                      ・別の配水池形式等に変更する場合、本来、単体の施設設計はパターンC1であるが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらに関連する施設は本歩掛を適用する。                 </td> <td>本歩掛</td> </tr> </tbody> </table>	更新パターン	内容	適用歩掛	A	全てのポンプ場施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統のポンプ場があり、既存ポンプ場を全面停止し、更新できる場合であり、第2節 ポンプ場設計歩掛 3-2-2 基本歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象水量を適用する。	第2節ポンプ場設計歩掛 3-2-2基本歩掛	B	ポンプ場施設の一部を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・ポンプ場施設に複数台以上の設備があり、一部施設を更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の配水池形式等に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。	本歩掛	C	C1	隣接敷地等に施設を整備して更新する場合 隣接敷地等に全ての施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、第2節 ポンプ場設計歩掛 3-2-2 基本歩掛を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。	第2節ポンプ場設計歩掛 3-2-2基本歩掛	C2	隣接敷地等に全ての施設を段階的に更新もしくは一部の施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の配水池形式等に変更する場合、本来、単体の施設設計はパターンC1であるが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらに関連する施設は本歩掛を適用する。	本歩掛
更新パターン	内容	適用歩掛																
A	全てのポンプ場施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統のポンプ場があり、既存ポンプ場を全面停止し、更新できる場合であり、第2節 ポンプ場設計歩掛 3-2-2 基本歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象水量を適用する。	第2節ポンプ場設計歩掛 3-2-2基本歩掛																
B	ポンプ場施設の一部を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・ポンプ場施設に複数台以上の設備があり、一部施設を更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の配水池形式等に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。	本歩掛																
C	C1	隣接敷地等に施設を整備して更新する場合 隣接敷地等に全ての施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、第2節 ポンプ場設計歩掛 3-2-2 基本歩掛を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。	第2節ポンプ場設計歩掛 3-2-2基本歩掛															
	C2	隣接敷地等に全ての施設を段階的に更新もしくは一部の施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の配水池形式等に変更する場合、本来、単体の施設設計はパターンC1であるが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらに関連する施設は本歩掛を適用する。	本歩掛															

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
	(新規)	<p style="text-align: center;">更新パターン</p> <p style="text-align: center;">模式図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>A</b></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>B</b></p> </div> </div> <p style="text-align: center;">更新パターン</p> <p style="text-align: center;">模式図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>C 1</b></p> </div> </div>

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
	(新規)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">更新 パターン</div> <div style="color: red;">模式図</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-right: 10px;">C 2</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">既設を稼働しながら隣接地に一部の施設を更新し場内で既設に接続</p> </div>



令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																				
	(新規)	<p><b>5-2-2 基本歩掛</b></p> <p><b>5-2-2-1 実施設計（基本設計）</b></p> <p>第1表 ポンプ場更新実施設計（基本設計）基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">基準(対象)水量1,000m<sup>3</sup>/日当り (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1558 464 2662 871"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計協議</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表5-2-2-2第3表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表5-2-2-3第4表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>既存資料収集・整理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>表5-2-2-4第5表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>基本条件の確認</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>維持管理方法の検討</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> <td></td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>配置計画の検討</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>2.3</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>施設計画</td> <td></td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>2.8</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>段階的水運用の検討</td> <td></td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>水位関係の検討</td> <td></td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td></td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>施工方法比較検討</td> <td></td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.4</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>基本設計図書作成</td> <td></td> <td>1.1</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> <td>2.1</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場施設設計(合計)</td> <td>3.7</td> <td>9.1</td> <td>10.0</td> <td>10.2</td> <td>9.6</td> <td>9.8</td> <td>52.4</td> </tr> <tr> <td>配水池・調整池施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5-1-2-1配水池更新設計(基本設計)基本歩掛により積算計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</li> <li>2. 工種別設計歩掛の割合は、第2表による。</li> <li>3. 配水池・調整池施設がある場合については、5-1-2-1 第1表配水池更新実施設計（基本設計）基本歩掛に配水池・調整池施設（場内配管、場内整備を除く）の占める割合（5-1-2-1 第2表）と5-1-3-1 第6表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準（対象）容量は、1,000m<sup>3</sup>当りである。</li> <li>4. ポンプ施設にポンプ井がある場合については、5-1-2-1 第1表配水池更新実施設計（基本設計）基本歩掛に、5-1-2-1 第2表のポンプ井（RC配水池土木として）の土木設計歩掛割合62%と5-1-3-1 第6表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準（対象）容量は、1,000m<sup>3</sup>当りである。</li> <li>5. ポンプ場施設のポンプ施設、自家発電施設及び塩素注入施設の建築設計は合棟を基としており、分棟の場合は建築設計基本歩掛を30/100 増加するものとする。</li> <li>6. 既存資料収集・整理は、更新対象である既設ポンプ場施設の竣工図、完成図書、地下埋設物資料など、ポンプ場施設の更新に必要な資料収集・整理を行う。</li> <li>7. 段階的水運用の検討は、ポンプ場施設の更新において、既存施設の暫定運用方法や配管等の切替手順、仮設備の必要性等を検討するものである。</li> <li>8. 本歩掛は、既存施設を稼働しながらポンプ場更新（配水池・調整池を含む）を行う施設を対象とし、既存施設の稼働に影響がなく、新規に施設を整備する場合は、3-2-2-1第1表ポンプ場実施設計（基本設計）基本歩掛を参考とする。なお、新規に施設を整備する場合で、既設配管との接続や切替、仮設備の設計などの検討が必要となる場合は、3-2-2-1第1表ポンプ場実施設計（基本設計）基本歩掛と合せて、本歩掛の一部を使用して積算するものとする。</li> </ol> <p>第2表 工種別設計歩掛の割合(%)</p> <table border="1" data-bbox="1558 1459 2662 1795"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>土木</th> <th>建築</th> <th>機械</th> <th>電気</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ施設</td> <td></td> <td>21</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>自家発電施設</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>塩素注入施設</td> <td></td> <td>3</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>場内配管</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>場内整備</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19</td> <td>30</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>RC構造 配水池・調整池施設</td> <td>62</td> <td>3</td> <td></td> <td>11</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>PC構造 配水池・調整池施設</td> <td>58</td> <td>3</td> <td></td> <td>13</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>鋼製構造 配水池・調整池施設</td> <td>56</td> <td>3</td> <td></td> <td>13</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	設計協議							表5-2-2-2第3表により積算計上	現地調査							表5-2-2-3第4表により積算計上	既存資料収集・整理							表5-2-2-4第5表により積算計上	基本条件の確認	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0		4.9	維持管理方法の検討	0.8	0.8	1.0	0.6	0.3		3.5	配置計画の検討	1.2	1.3	1.6	1.6	1.6	2.3	9.6	施設計画		1.8	2.0	2.2	2.2	2.8	11.0	段階的水運用の検討		0.8	1.1	1.3	0.9	1.2	5.3	水位関係の検討		0.5	0.4	0.8	0.7		2.4	施工方法比較検討		0.9	1.2	1.0	1.0	1.4	5.5	基本設計図書作成		1.1	1.7	1.7	1.9	2.1	8.5	審査	0.8	0.9					1.7	ポンプ場施設設計(合計)	3.7	9.1	10.0	10.2	9.6	9.8	52.4	配水池・調整池施設							5-1-2-1配水池更新設計(基本設計)基本歩掛により積算計上	種別	土木	建築	機械	電気	計	ポンプ施設		21	14	18	53	自家発電施設		6		8	14	塩素注入施設		3	7	4	14	場内配管	12				12	場内整備	7				7	合計	19	30	21	30	100	RC構造 配水池・調整池施設	62	3		11	76	PC構造 配水池・調整池施設	58	3		13	74	鋼製構造 配水池・調整池施設	56	3		13	72
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																															
設計協議							表5-2-2-2第3表により積算計上																																																																																																																																																																															
現地調査							表5-2-2-3第4表により積算計上																																																																																																																																																																															
既存資料収集・整理							表5-2-2-4第5表により積算計上																																																																																																																																																																															
基本条件の確認	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0		4.9																																																																																																																																																																															
維持管理方法の検討	0.8	0.8	1.0	0.6	0.3		3.5																																																																																																																																																																															
配置計画の検討	1.2	1.3	1.6	1.6	1.6	2.3	9.6																																																																																																																																																																															
施設計画		1.8	2.0	2.2	2.2	2.8	11.0																																																																																																																																																																															
段階的水運用の検討		0.8	1.1	1.3	0.9	1.2	5.3																																																																																																																																																																															
水位関係の検討		0.5	0.4	0.8	0.7		2.4																																																																																																																																																																															
施工方法比較検討		0.9	1.2	1.0	1.0	1.4	5.5																																																																																																																																																																															
基本設計図書作成		1.1	1.7	1.7	1.9	2.1	8.5																																																																																																																																																																															
審査	0.8	0.9					1.7																																																																																																																																																																															
ポンプ場施設設計(合計)	3.7	9.1	10.0	10.2	9.6	9.8	52.4																																																																																																																																																																															
配水池・調整池施設							5-1-2-1配水池更新設計(基本設計)基本歩掛により積算計上																																																																																																																																																																															
種別	土木	建築	機械	電気	計																																																																																																																																																																																	
ポンプ施設		21	14	18	53																																																																																																																																																																																	
自家発電施設		6		8	14																																																																																																																																																																																	
塩素注入施設		3	7	4	14																																																																																																																																																																																	
場内配管	12				12																																																																																																																																																																																	
場内整備	7				7																																																																																																																																																																																	
合計	19	30	21	30	100																																																																																																																																																																																	
RC構造 配水池・調整池施設	62	3		11	76																																																																																																																																																																																	
PC構造 配水池・調整池施設	58	3		13	74																																																																																																																																																																																	
鋼製構造 配水池・調整池施設	56	3		13	72																																																																																																																																																																																	

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																
	(新規)	<p><b>5-2-2-2 設計協議（基本設計）基本歩掛</b></p> <p>第3表 設計協議基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">1業務当り（単位:人）</p> <table border="1" data-bbox="1561 426 2546 531"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回打合せ</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>4.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間打合せ</td> <td></td> <td></td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td></td> <td></td> <td>1回当り</td> </tr> <tr> <td>最終打合せ</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>4.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 一般的な中間打合せは、設計計画、設計図作成、数量計算などの時点において、必要な打合せ回数を計上する。 2. 各打合せの技師(A)、技師(B)の歩掛は、土木、建築、機械、電気に係るものである。 業務に該当する工種がない場合は、それぞれ1工種につき、（歩掛×1/4）を減じる。</p> <p><b>5-2-2-3 現地調査（基本設計）基本歩掛</b></p> <p>第4表 現地調査基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">1業務当り（単位:人）</p> <table border="1" data-bbox="1561 747 2662 806"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地調査</td> <td></td> <td></td> <td>5.5</td> <td>5.5</td> <td></td> <td></td> <td>1回当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本業務は1業務、1回当りの歩掛である。 2. 技師(A)、技師(B)の歩掛は、土木、建築、機械、電気に係るものである。 業務に該当する工種がない場合は、それぞれ1工種につき、（歩掛×1/4）を減じる。</p> <p><b>5-2-2-4 既存資料収集・整理基本歩掛</b></p> <p>第5表 既存資料収集・整理基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">1業務当り（単位:人）</p> <table border="1" data-bbox="1561 1041 2662 1100"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存資料収集・整理</td> <td></td> <td></td> <td>5.2</td> <td>5.2</td> <td></td> <td></td> <td>1回当り</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本業務は1業務、1回当りの歩掛である。 2. 技師(A)、技師(B)の歩掛は、土木、建築、機械、電気に係るものである。 業務に該当する工種がない場合は、それぞれ1工種につき、（歩掛×1/4）を減じる。</p> <p><b>5-2-3 補正</b></p> <p>補正は各補正係数を乗ずるものとする。ただし、配水池・調整池については5-1-3により補正するものとする。</p>	作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考	第1回打合せ		1.0	4.0					中間打合せ			4.0	4.0			1回当り	最終打合せ		1.0	4.0					作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考	現地調査			5.5	5.5			1回当り	作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考	既存資料収集・整理			5.2	5.2			1回当り
作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考																																																											
第1回打合せ		1.0	4.0																																																															
中間打合せ			4.0	4.0			1回当り																																																											
最終打合せ		1.0	4.0																																																															
作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考																																																											
現地調査			5.5	5.5			1回当り																																																											
作業内容	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考																																																											
既存資料収集・整理			5.2	5.2			1回当り																																																											

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																												
	(新規)	<p><b>5-2-3-1 設計対象水量に係る補正</b>                      実施設計（基本設計）設計対象水量に係る補正は配水池・調整池を除く基本歩掛のすべての項目（ただし、設計協議、現地調査及び既存資料収集・整理を除く。）について、第6表の補正係数を適用する。</p> <p>第6表 ポンプ場設計対象水量に係る補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1561 457 2659 1045"> <thead> <tr> <th>設計対象水量 (m<sup>3</sup>/日)</th> <th>補正係数</th> <th>設計対象水量 (m<sup>3</sup>/日)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ 50 以下</td><td>0.412</td><td>6,001 ～ 7,000 迄</td><td>1.779</td></tr> <tr><td>51 ～ 100 迄</td><td>0.506</td><td>7,001 ～ 8,000 "</td><td>1.860</td></tr> <tr><td>101 ～ 200 "</td><td>0.621</td><td>8,001 ～ 9,000 "</td><td>1.918</td></tr> <tr><td>201 ～ 300 "</td><td>0.700</td><td>9,001 ～ 10,000 "</td><td>1.976</td></tr> <tr><td>301 ～ 400 "</td><td>0.762</td><td>10,001 ～ 20,000 "</td><td>2.427</td></tr> <tr><td>401 ～ 500 "</td><td>0.815</td><td>20,001 ～ 30,000 "</td><td>2.737</td></tr> <tr><td>501 ～ 600 "</td><td>0.860</td><td>30,001 ～ 40,000 "</td><td>2.979</td></tr> <tr><td>601 ～ 700 "</td><td>0.899</td><td>40,001 ～ 50,000 "</td><td>3.183</td></tr> <tr><td>701 ～ 800 "</td><td>0.936</td><td>50,001 ～ 60,000 "</td><td>3.360</td></tr> <tr><td>801 ～ 900 "</td><td>0.969</td><td>60,001 ～ 70,000 "</td><td>3.517</td></tr> <tr><td>901 ～ 1,000 "</td><td>1.000</td><td>70,001 ～ 80,000 "</td><td>3.658</td></tr> <tr><td>1,001 ～ 1,500 "</td><td>1.127</td><td>80,001 ～ 90,000 "</td><td>3.788</td></tr> <tr><td>1,501 ～ 2,000 "</td><td>1.228</td><td>90,001 ～ 100,000 "</td><td>3.908</td></tr> <tr><td>2,001 ～ 2,500 "</td><td>1.312</td><td>100,001 ～ 120,000 "</td><td>4.125</td></tr> <tr><td>2,501 ～ 3,000 "</td><td>1.385</td><td>120,001 ～ 140,000 "</td><td>4.318</td></tr> <tr><td>3,001 ～ 4,000 "</td><td>1.507</td><td>140,001 ～ 160,000 "</td><td>4.491</td></tr> <tr><td>4,001 ～ 5,000 "</td><td>1.610</td><td>160,001 ～ 180,000 "</td><td>4.651</td></tr> <tr><td>5,001 ～ 6,000 "</td><td>1.699</td><td>180,001 ～ 200,000 "</td><td>4.798</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 将来の増設計画を含めた基本設計については、増設計画の容量も加えた設計対象容量の補正係数とする。                      2. 更新時の設計対象容量と既存施設の設計対象容量が異なる場合は、更新時の容量を対象に補正係数を設定する。                      3. 配水ポンプ場については、計画時間最大配水量（m<sup>3</sup>/日換算）に該当する設計対象水量の補正係数とする。                      4. 設計対象水量が200,000m<sup>3</sup>/日を超える場合は、別途考慮する。</p>	設計対象水量 (m <sup>3</sup> /日)	補正係数	設計対象水量 (m <sup>3</sup> /日)	補正係数	～ 50 以下	0.412	6,001 ～ 7,000 迄	1.779	51 ～ 100 迄	0.506	7,001 ～ 8,000 "	1.860	101 ～ 200 "	0.621	8,001 ～ 9,000 "	1.918	201 ～ 300 "	0.700	9,001 ～ 10,000 "	1.976	301 ～ 400 "	0.762	10,001 ～ 20,000 "	2.427	401 ～ 500 "	0.815	20,001 ～ 30,000 "	2.737	501 ～ 600 "	0.860	30,001 ～ 40,000 "	2.979	601 ～ 700 "	0.899	40,001 ～ 50,000 "	3.183	701 ～ 800 "	0.936	50,001 ～ 60,000 "	3.360	801 ～ 900 "	0.969	60,001 ～ 70,000 "	3.517	901 ～ 1,000 "	1.000	70,001 ～ 80,000 "	3.658	1,001 ～ 1,500 "	1.127	80,001 ～ 90,000 "	3.788	1,501 ～ 2,000 "	1.228	90,001 ～ 100,000 "	3.908	2,001 ～ 2,500 "	1.312	100,001 ～ 120,000 "	4.125	2,501 ～ 3,000 "	1.385	120,001 ～ 140,000 "	4.318	3,001 ～ 4,000 "	1.507	140,001 ～ 160,000 "	4.491	4,001 ～ 5,000 "	1.610	160,001 ～ 180,000 "	4.651	5,001 ～ 6,000 "	1.699	180,001 ～ 200,000 "	4.798
設計対象水量 (m <sup>3</sup> /日)	補正係数	設計対象水量 (m <sup>3</sup> /日)	補正係数																																																																											
～ 50 以下	0.412	6,001 ～ 7,000 迄	1.779																																																																											
51 ～ 100 迄	0.506	7,001 ～ 8,000 "	1.860																																																																											
101 ～ 200 "	0.621	8,001 ～ 9,000 "	1.918																																																																											
201 ～ 300 "	0.700	9,001 ～ 10,000 "	1.976																																																																											
301 ～ 400 "	0.762	10,001 ～ 20,000 "	2.427																																																																											
401 ～ 500 "	0.815	20,001 ～ 30,000 "	2.737																																																																											
501 ～ 600 "	0.860	30,001 ～ 40,000 "	2.979																																																																											
601 ～ 700 "	0.899	40,001 ～ 50,000 "	3.183																																																																											
701 ～ 800 "	0.936	50,001 ～ 60,000 "	3.360																																																																											
801 ～ 900 "	0.969	60,001 ～ 70,000 "	3.517																																																																											
901 ～ 1,000 "	1.000	70,001 ～ 80,000 "	3.658																																																																											
1,001 ～ 1,500 "	1.127	80,001 ～ 90,000 "	3.788																																																																											
1,501 ～ 2,000 "	1.228	90,001 ～ 100,000 "	3.908																																																																											
2,001 ～ 2,500 "	1.312	100,001 ～ 120,000 "	4.125																																																																											
2,501 ～ 3,000 "	1.385	120,001 ～ 140,000 "	4.318																																																																											
3,001 ～ 4,000 "	1.507	140,001 ～ 160,000 "	4.491																																																																											
4,001 ～ 5,000 "	1.610	160,001 ～ 180,000 "	4.651																																																																											
5,001 ～ 6,000 "	1.699	180,001 ～ 200,000 "	4.798																																																																											

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																										
P299  P300	<p><b>第1節 浄水場更新設計歩掛</b>  <b>5-1-1 適用範囲</b>  <b>5-1-1-1 更新パターン</b></p> <p>本設定歩掛は、「同一敷地内（隣接地に敷地拡張をする場合も含む）において、既存施設を稼働しながら浄水場更新を行う場合」に適用する。</p> <p>更新パターンの内、A・C1は上記条件に合致しないため、既存歩掛を適用するものとし、本歩掛はパターンB及びC2において適用する。</p> <table border="1" data-bbox="341 625 1448 1430"> <thead> <tr> <th>更新パターン</th> <th>内容</th> <th>適用歩掛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>浄水場内の全ての系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の浄水場があり、既存浄水場を全面停止し、更新できる場合であり、3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛を適用する。 ・浄水処理方法が（膜処理施設など）変更する場合は、それぞれの歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象処理水量を適用する。</td> <td rowspan="2">3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛</td> </tr> <tr> <td>浄水場内の一部の系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・浄水場が2系列以上あり、1系列ごとに更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、浄水処理方法、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の浄水処理方法に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。</td> <td rowspan="2">本歩掛</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>隣接地等に施設を整備して更新する場合 隣接地等に全ての系列施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。</td> <td rowspan="2">3-3-2-2実施設計（詳細設計）</td> </tr> <tr> <td>隣接地等に全ての系列施設を段階的に更新もしくは一部の系列施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の浄水処理方法に変更する場合、本来、パターンC1である。既存の着水井や浄水池を利用する場合は、処理施設は既存の歩掛を適用してよいが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらの施設は本歩掛を適用する。</td> <td rowspan="2">本歩掛</td> </tr> </tbody> </table>	更新パターン	内容	適用歩掛	A	浄水場内の全ての系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の浄水場があり、既存浄水場を全面停止し、更新できる場合であり、3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛を適用する。 ・浄水処理方法が（膜処理施設など）変更する場合は、それぞれの歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象処理水量を適用する。	3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛	浄水場内の一部の系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・浄水場が2系列以上あり、1系列ごとに更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、浄水処理方法、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の浄水処理方法に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。	本歩掛	C	隣接地等に施設を整備して更新する場合 隣接地等に全ての系列施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。	3-3-2-2実施設計（詳細設計）	隣接地等に全ての系列施設を段階的に更新もしくは一部の系列施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の浄水処理方法に変更する場合、本来、パターンC1である。既存の着水井や浄水池を利用する場合は、処理施設は既存の歩掛を適用してよいが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらの施設は本歩掛を適用する。	本歩掛	<p><b>第3節 浄水場更新設計歩掛</b>  <b>5-3-1 適用範囲</b>  <b>5-3-1-1 更新パターン</b></p> <p>本設定歩掛は、「同一敷地内（隣接地に敷地拡張をする場合も含む）において、既存施設を稼働しながら浄水場更新を行う場合」に適用する。</p> <p>更新パターンの内、A・C1は上記条件に合致しないため、既存歩掛を適用するものとし、本歩掛はパターンB及びC2において適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1561 625 2668 1413"> <thead> <tr> <th>更新パターン</th> <th>内容</th> <th>適用歩掛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>浄水場内の全ての系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の浄水場があり、既存浄水場を全面停止し、更新できる場合であり、<b>第3節 浄水場設計歩掛3-3-2基本歩掛</b>を適用する。 ・浄水処理方法が（膜処理施設など）変更する場合は、それぞれの歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象処理水量を適用する。</td> <td rowspan="2"><b>第3節 浄水場設計歩掛 3-3-2基本歩掛</b></td> </tr> <tr> <td>浄水場内の一部の系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・浄水場が2系列以上あり、1系列ごとに更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、浄水処理方法、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の浄水処理方法に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。</td> <td rowspan="2">本歩掛</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>隣接地等に施設を整備して更新する場合 隣接地等に全ての系列施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、<b>第3節 浄水場設計歩掛3-3-2基本歩掛</b>を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。</td> <td rowspan="2"><b>第3節 浄水場設計歩掛 3-3-2基本歩掛</b></td> </tr> <tr> <td>隣接地等に全ての系列施設を段階的に更新もしくは一部の系列施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の浄水処理方法に変更する場合、本来、パターンC1である。既存の着水井や浄水池を利用する場合は、処理施設は既存の歩掛を適用してよいが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらの施設は本歩掛を適用する。</td> <td rowspan="2">本歩掛</td> </tr> </tbody> </table>	更新パターン	内容	適用歩掛	A	浄水場内の全ての系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の浄水場があり、既存浄水場を全面停止し、更新できる場合であり、 <b>第3節 浄水場設計歩掛3-3-2基本歩掛</b> を適用する。 ・浄水処理方法が（膜処理施設など）変更する場合は、それぞれの歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象処理水量を適用する。	<b>第3節 浄水場設計歩掛 3-3-2基本歩掛</b>	浄水場内の一部の系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・浄水場が2系列以上あり、1系列ごとに更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、浄水処理方法、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の浄水処理方法に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。	本歩掛	C	隣接地等に施設を整備して更新する場合 隣接地等に全ての系列施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、 <b>第3節 浄水場設計歩掛3-3-2基本歩掛</b> を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。	<b>第3節 浄水場設計歩掛 3-3-2基本歩掛</b>	隣接地等に全ての系列施設を段階的に更新もしくは一部の系列施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の浄水処理方法に変更する場合、本来、パターンC1である。既存の着水井や浄水池を利用する場合は、処理施設は既存の歩掛を適用してよいが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらの施設は本歩掛を適用する。	本歩掛
更新パターン	内容	適用歩掛																										
A	浄水場内の全ての系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の浄水場があり、既存浄水場を全面停止し、更新できる場合であり、3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛を適用する。 ・浄水処理方法が（膜処理施設など）変更する場合は、それぞれの歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象処理水量を適用する。	3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛																										
	浄水場内の一部の系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・浄水場が2系列以上あり、1系列ごとに更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、浄水処理方法、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の浄水処理方法に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。		本歩掛																									
C	隣接地等に施設を整備して更新する場合 隣接地等に全ての系列施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、3-3-2-2実施設計（詳細設計）歩掛を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。	3-3-2-2実施設計（詳細設計）																										
	隣接地等に全ての系列施設を段階的に更新もしくは一部の系列施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の浄水処理方法に変更する場合、本来、パターンC1である。既存の着水井や浄水池を利用する場合は、処理施設は既存の歩掛を適用してよいが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらの施設は本歩掛を適用する。		本歩掛																									
更新パターン	内容	適用歩掛																										
A	浄水場内の全ての系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を撤去して同一敷地内に新規更新 ・複数系統の浄水場があり、既存浄水場を全面停止し、更新できる場合であり、 <b>第3節 浄水場設計歩掛3-3-2基本歩掛</b> を適用する。 ・浄水処理方法が（膜処理施設など）変更する場合は、それぞれの歩掛を適用する。 ・施設のダウンサイジングを行う場合は、新規の対象処理水量を適用する。	<b>第3節 浄水場設計歩掛 3-3-2基本歩掛</b>																										
	浄水場内の一部の系列施設を停止して更新する場合 ⇒既存施設を一部稼働しながら同一敷地内で更新 ・浄水場が2系列以上あり、1系列ごとに更新する場合、本歩掛を適用する。 ・既存施設との水位関連、浄水処理方法、場内配管の連動など制約条件がある中での設計作業となり、また、既設を稼働しながら段階的に切り替える方法も検討を要する。 ・更新施設を別として整備（別の浄水処理方法に変更する場合含む）する場合は、パターンC2となる。		本歩掛																									
C	隣接地等に施設を整備して更新する場合 隣接地等に全ての系列施設を新規更新する場合 ・パターンAと類似であり、 <b>第3節 浄水場設計歩掛3-3-2基本歩掛</b> を適用する。 ・流入管、流出管の接続等は発生するが、場外などで接続する場合を想定している。	<b>第3節 浄水場設計歩掛 3-3-2基本歩掛</b>																										
	隣接地等に全ての系列施設を段階的に更新もしくは一部の系列施設を更新し、場内で既存接続する場合 ・施設を段階的に更新もしくは一部を更新する場合で、本歩掛を適用する。 ・別の浄水処理方法に変更する場合、本来、パターンC1である。既存の着水井や浄水池を利用する場合は、処理施設は既存の歩掛を適用してよいが、水位関連、場内配管の連動があるため、これらの施設は本歩掛を適用する。		本歩掛																									

令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）																																																																																																																																																																																																																																																																
P304	<p>5-1-2 基本歩掛</p> <p>5-1-2-1 実施設計（基本設計）</p> <p>第1表 浄水場更新（基本設計）基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="341 464 1445 972"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計協議</td> <td colspan="7">5-1-2-3第5表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td colspan="7">5-1-2-4第6-1表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>既存資料収集・整理</td> <td colspan="7">5-1-2-5第7表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>浄水場施設</td> <td colspan="7">基準(対象)水量10,000m<sup>3</sup>/日当り</td> </tr> <tr> <td>基本条件の確認</td> <td>7.3</td> <td>8.2</td> <td>8.2</td> <td>9.2</td> <td>9.2</td> <td></td> <td>42.1</td> </tr> <tr> <td>処理フローの検討</td> <td>8.3</td> <td>8.2</td> <td>11.3</td> <td>6.7</td> <td>3.7</td> <td></td> <td>38.2</td> </tr> <tr> <td>維持管理方法の検討</td> <td>6.0</td> <td>5.9</td> <td>8.2</td> <td>4.9</td> <td>2.7</td> <td></td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>配置計画の検討</td> <td>8.7</td> <td>9.8</td> <td>11.1</td> <td>11.1</td> <td>11.1</td> <td>17.9</td> <td>69.7</td> </tr> <tr> <td>施設計画</td> <td></td> <td>12.8</td> <td>14.6</td> <td>15.6</td> <td>15.5</td> <td>20.6</td> <td>79.1</td> </tr> <tr> <td>段階的運用方法の検討</td> <td></td> <td>5.1</td> <td>5.9</td> <td>6.3</td> <td>6.2</td> <td>8.3</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>水理検討</td> <td></td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>5.7</td> <td>4.7</td> <td></td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>施工方法の検討</td> <td></td> <td>6.4</td> <td>7.6</td> <td>7.6</td> <td>7.6</td> <td>9.7</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>基本設計図書の作成</td> <td></td> <td>6.9</td> <td>12.3</td> <td>12.3</td> <td>14.2</td> <td>16.2</td> <td>61.9</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>7.6</td> <td>8.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37.9</td> <td>75.5</td> <td>82.7</td> <td>79.4</td> <td>74.9</td> <td>72.7</td> <td>423.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表のうち、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 工種別設計歩掛の割合は、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3表、第2-4表による。</p> <p>3. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、3-1-2-1第1表配水池実施設計(基本設計)基本歩掛を参考とし、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3表、第2-4表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管・場内整備を除く)と対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。</p> <p>なお、浄水場施設設計歩掛割合については、浄水池の歩掛割合分を減ずる。</p> <p>4. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、3-2-2-1第1表ポンプ場実施設計(基本設計)基本歩掛を参考として、3-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合と第12表の対象容量に係る補正率を乗じて積算計上する。</p> <p>5. 本歩掛における建築設計は、合棟を基としており、浄水場更新の際に分棟とする場合、3-3-2-1第1表浄水場実施設計(基本設計)基本歩掛を参考とする。</p> <p>6. 既存資料収集・整理は、更新対象である既設浄水場の竣工図、完成図書、地下埋設物資料など、浄水場更新に必要な資料収集・整理を行う。</p> <p>7. 段階的運用方法の検討は、浄水場の更新において、既存施設の暫定運用方法や配管等の切替手順、仮設備の必要性等を検討するものである。</p> <p>8. 本歩掛は、既存施設を稼働しながら浄水場更新を行う施設を対象とし、既存施設の稼働に影響がなく、新規に施設を整備する場合は、3-3-2-1第1表浄水場実施設計(基本設計)基本歩掛を参考とする。</p> <p>なお、新規に施設を整備する場合で、既設配管との接合や切替、仮設備の設計などの検討が必要となる場合は、3-3-2-1第1表浄水場実施設計(基本設計)基本歩掛と合せて、本歩掛の一部を使用して積算するものとする。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	設計協議	5-1-2-3第5表により積算計上							現地調査	5-1-2-4第6-1表により積算計上							既存資料収集・整理	5-1-2-5第7表により積算計上							浄水場施設	基準(対象)水量10,000m <sup>3</sup> /日当り							基本条件の確認	7.3	8.2	8.2	9.2	9.2		42.1	処理フローの検討	8.3	8.2	11.3	6.7	3.7		38.2	維持管理方法の検討	6.0	5.9	8.2	4.9	2.7		27.7	配置計画の検討	8.7	9.8	11.1	11.1	11.1	17.9	69.7	施設計画		12.8	14.6	15.6	15.5	20.6	79.1	段階的運用方法の検討		5.1	5.9	6.3	6.2	8.3	31.8	水理検討		3.5	3.5	5.7	4.7		17.4	施工方法の検討		6.4	7.6	7.6	7.6	9.7	38.9	基本設計図書の作成		6.9	12.3	12.3	14.2	16.2	61.9	審査	7.6	8.7					16.3	合計	37.9	75.5	82.7	79.4	74.9	72.7	423.1	<p>5-3-2 基本歩掛</p> <p>5-3-2-1 実施設計（基本設計）</p> <p>第1表 浄水場更新（基本設計）基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1558 464 2662 972"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計協議</td> <td colspan="7">5-3-2-3第5表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>現地調査</td> <td colspan="7">5-3-2-4第6-1表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>既存資料収集・整理</td> <td colspan="7">5-3-2-5第7表により積算計上</td> </tr> <tr> <td>浄水場施設</td> <td colspan="7">基準(対象)水量10,000m<sup>3</sup>/日当り</td> </tr> <tr> <td>基本条件の確認</td> <td>7.3</td> <td>8.2</td> <td>8.2</td> <td>9.2</td> <td>9.2</td> <td></td> <td>42.1</td> </tr> <tr> <td>処理フローの検討</td> <td>8.3</td> <td>8.2</td> <td>11.3</td> <td>6.7</td> <td>3.7</td> <td></td> <td>38.2</td> </tr> <tr> <td>維持管理方法の検討</td> <td>6.0</td> <td>5.9</td> <td>8.2</td> <td>4.9</td> <td>2.7</td> <td></td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>配置計画の検討</td> <td>8.7</td> <td>9.8</td> <td>11.1</td> <td>11.1</td> <td>11.1</td> <td>17.9</td> <td>69.7</td> </tr> <tr> <td>施設計画</td> <td></td> <td>12.8</td> <td>14.6</td> <td>15.6</td> <td>15.5</td> <td>20.6</td> <td>79.1</td> </tr> <tr> <td>段階的運用方法の検討</td> <td></td> <td>5.1</td> <td>5.9</td> <td>6.3</td> <td>6.2</td> <td>8.3</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>水理検討</td> <td></td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>5.7</td> <td>4.7</td> <td></td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>施工方法の検討</td> <td></td> <td>6.4</td> <td>7.6</td> <td>7.6</td> <td>7.6</td> <td>9.7</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>基本設計図書の作成</td> <td></td> <td>6.9</td> <td>12.3</td> <td>12.3</td> <td>14.2</td> <td>16.2</td> <td>61.9</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>7.6</td> <td>8.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37.9</td> <td>75.5</td> <td>82.7</td> <td>79.4</td> <td>74.9</td> <td>72.7</td> <td>423.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本表のうち、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。</p> <p>2. 工種別設計歩掛の割合は、第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3表、第2-4表による。</p> <p>3. 浄水池の代わりに配水池がある場合については、5-1-2-1第1表配水池更新実施設計(基本設計)基本歩掛に、5-1-2-1第2表の工種別設計歩掛のうち該当する配水池・調整池施設(場内配管、場内整備を除く)の占める割合と5-1-3-1第6表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。この場合、工種別設計歩掛(第2-1-1表、第2-1-2表、第2-2表、第2-3表、第2-4表)から浄水池の歩掛割合分を減ずる。</p> <p>4. 送水ポンプ施設にポンプ井がある場合については、5-1-2-1第1表配水池更新実施設計(基本設計)基本歩掛に、5-1-2-1第2表のポンプ井(RC配水池土木として)の土木設計歩掛割合62%と5-1-3-1第6表の設計対象容量に係る補正係数を乗じて積算計上する。基準(対象)容量は1,000m<sup>3</sup>当りである。</p> <p>5. 本歩掛における建築設計は、合棟を基としており、浄水場更新の際に分棟とする場合、3-3-2-1第1表浄水場実施設計(基本設計)基本歩掛を参考とする。</p> <p>6. 既存資料収集・整理は、更新対象である既設浄水場の竣工図、完成図書、地下埋設物資料など、浄水場更新に必要な資料収集・整理を行う。</p> <p>7. 段階的運用方法の検討は、浄水場の更新において、既存施設の暫定運用方法や配管等の切替手順、仮設備の必要性等を検討するものである。</p> <p>8. 本歩掛は、既存施設を稼働しながら浄水場更新を行う施設を対象とし、既存施設の稼働に影響がなく、新規に施設を整備する場合は、3-3-2-1第1表浄水場実施設計(基本設計)基本歩掛を参考とする。</p> <p>なお、新規に施設を整備する場合で、既設配管との接合や切替、仮設備の設計などの検討が必要となる場合は、3-3-2-1第1表浄水場実施設計(基本設計)基本歩掛と合せて、本歩掛の一部を使用して積算するものとする。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	設計協議	5-3-2-3第5表により積算計上							現地調査	5-3-2-4第6-1表により積算計上							既存資料収集・整理	5-3-2-5第7表により積算計上							浄水場施設	基準(対象)水量10,000m <sup>3</sup> /日当り							基本条件の確認	7.3	8.2	8.2	9.2	9.2		42.1	処理フローの検討	8.3	8.2	11.3	6.7	3.7		38.2	維持管理方法の検討	6.0	5.9	8.2	4.9	2.7		27.7	配置計画の検討	8.7	9.8	11.1	11.1	11.1	17.9	69.7	施設計画		12.8	14.6	15.6	15.5	20.6	79.1	段階的運用方法の検討		5.1	5.9	6.3	6.2	8.3	31.8	水理検討		3.5	3.5	5.7	4.7		17.4	施工方法の検討		6.4	7.6	7.6	7.6	9.7	38.9	基本設計図書の作成		6.9	12.3	12.3	14.2	16.2	61.9	審査	7.6	8.7					16.3	合計	37.9	75.5	82.7	79.4	74.9	72.7	423.1
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																																																											
設計協議	5-1-2-3第5表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																	
現地調査	5-1-2-4第6-1表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																	
既存資料収集・整理	5-1-2-5第7表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																	
浄水場施設	基準(対象)水量10,000m <sup>3</sup> /日当り																																																																																																																																																																																																																																																																	
基本条件の確認	7.3	8.2	8.2	9.2	9.2		42.1																																																																																																																																																																																																																																																											
処理フローの検討	8.3	8.2	11.3	6.7	3.7		38.2																																																																																																																																																																																																																																																											
維持管理方法の検討	6.0	5.9	8.2	4.9	2.7		27.7																																																																																																																																																																																																																																																											
配置計画の検討	8.7	9.8	11.1	11.1	11.1	17.9	69.7																																																																																																																																																																																																																																																											
施設計画		12.8	14.6	15.6	15.5	20.6	79.1																																																																																																																																																																																																																																																											
段階的運用方法の検討		5.1	5.9	6.3	6.2	8.3	31.8																																																																																																																																																																																																																																																											
水理検討		3.5	3.5	5.7	4.7		17.4																																																																																																																																																																																																																																																											
施工方法の検討		6.4	7.6	7.6	7.6	9.7	38.9																																																																																																																																																																																																																																																											
基本設計図書の作成		6.9	12.3	12.3	14.2	16.2	61.9																																																																																																																																																																																																																																																											
審査	7.6	8.7					16.3																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	37.9	75.5	82.7	79.4	74.9	72.7	423.1																																																																																																																																																																																																																																																											
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																																																											
設計協議	5-3-2-3第5表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																	
現地調査	5-3-2-4第6-1表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																	
既存資料収集・整理	5-3-2-5第7表により積算計上																																																																																																																																																																																																																																																																	
浄水場施設	基準(対象)水量10,000m <sup>3</sup> /日当り																																																																																																																																																																																																																																																																	
基本条件の確認	7.3	8.2	8.2	9.2	9.2		42.1																																																																																																																																																																																																																																																											
処理フローの検討	8.3	8.2	11.3	6.7	3.7		38.2																																																																																																																																																																																																																																																											
維持管理方法の検討	6.0	5.9	8.2	4.9	2.7		27.7																																																																																																																																																																																																																																																											
配置計画の検討	8.7	9.8	11.1	11.1	11.1	17.9	69.7																																																																																																																																																																																																																																																											
施設計画		12.8	14.6	15.6	15.5	20.6	79.1																																																																																																																																																																																																																																																											
段階的運用方法の検討		5.1	5.9	6.3	6.2	8.3	31.8																																																																																																																																																																																																																																																											
水理検討		3.5	3.5	5.7	4.7		17.4																																																																																																																																																																																																																																																											
施工方法の検討		6.4	7.6	7.6	7.6	9.7	38.9																																																																																																																																																																																																																																																											
基本設計図書の作成		6.9	12.3	12.3	14.2	16.2	61.9																																																																																																																																																																																																																																																											
審査	7.6	8.7					16.3																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	37.9	75.5	82.7	79.4	74.9	72.7	423.1																																																																																																																																																																																																																																																											

## 令和3年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 2年度版 頁番号	現行（令和2年度）	改定（令和3年度）
P307	<p>5-1-2-2 実施設計（詳細設計）</p> <p>浄水場更新設計歩掛実施設計（詳細設計）の歩掛は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）の第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛人工に、第4表の工種別作業補正率を乗じて算定する。</p> <p>ただし、設計協議は5-1-2-3 第5表により、現地調査は5-1-2-4 第6-2表により積算計上するものとする。</p> <p>工種別作業補正率は、各施設、設備の老朽度合、耐震化対策、浄水処理方法の変更など更新状況を踏まえ、第3表において区分する更新レベルにより作業内容ごとに設定する。</p> <p>（略）</p>	<p>5-3-2-2 実施設計（詳細設計）</p> <p>浄水場更新設計歩掛実施設計（詳細設計）の歩掛は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）の第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛人工に、第4表の工種別作業補正率を乗じて算定する。</p> <p>ただし、設計協議は5-3-2-3 第5表により、現地調査は5-3-2-4 第6-2表により積算計上するものとする。</p> <p>工種別作業補正率は、各施設、設備の老朽度合、耐震化対策、浄水処理方法の変更など更新状況を踏まえ、第3表において区分する更新レベルにより作業内容ごとに設定する。</p> <p>（略）</p>
P310	<p>5-1-2-3 設計協議（基本設計及び詳細設計）基本歩掛</p> <p>（略）</p> <p>5-1-2-4 現地調査（基本設計及び詳細設計）基本歩掛</p> <p>（略）</p> <p>5-1-2-5 既存資料収集・整理（基本設計及び詳細設計）基本歩掛</p> <p>（略）</p> <p>5-1-3 補正</p> <p>（略）</p> <p>5-1-3-1 設計対象水量に係る補正</p> <p>（略）</p>	<p>5-3-2-3 設計協議（基本設計及び詳細設計）基本歩掛</p> <p>（略）</p> <p>5-3-2-4 現地調査（基本設計及び詳細設計）基本歩掛</p> <p>（略）</p> <p>5-3-2-5 既存資料収集・整理（基本設計及び詳細設計）基本歩掛</p> <p>（略）</p> <p>5-3-3 補正</p> <p>（略）</p> <p>5-3-3-1 設計対象水量に係る補正</p> <p>（略）</p>
P311	<p>5-1-3-2 掘削深度に係る補正</p> <p>掘削深度が大きい場合(5m以上10m未満)は3-3-2-2 実施設計（詳細設計）に示す、第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表、浄水場実施設計（詳細設計）基本歩掛中、対象施設の土木設計の欄の歩掛を15/100増加、さらに極めて深い場合(10m以上)は30/100増加するものとする。</p>	<p>5-3-3-2 掘削深度に係る補正</p> <p>掘削深度が大きい場合(5m以上10m未満)は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）の第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛内訳の対象施設の土木設計の欄の歩掛を15/100増加、さらに極めて深い場合(10m以上)は30/100増加するものとする。</p>
P312	<p>5-1-3-3 地盤に係る補正</p> <p>（略）</p> <p>5-1-3-4 施設単独に係る補正</p> <p>各浄水施設を個々単独で委託する場合は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）に示す、第4-1表、第4-2表、第4-3表、第4-4表、第4-5表、第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表（詳細設計）基本歩掛中、対象施設の各欄の歩掛を20/100増加するものとする。</p> <p>5-1-3-5 分割発注に係る補正</p> <p>浄水施設の一部を1/2系列あるいは1/4系列で分割発注する場合は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）に示す、第4-1表、第4-2表、第4-3表、第4-4表、第4-5表、第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表（詳細設計）基本歩掛中、対象施設の各欄の歩掛を10/100増加するものとする。</p> <p>5-1-3-6 場内整備に係る補正</p> <p>場内整備の内容が比較的簡易なものになる場合は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）に示す、第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表（詳細設計）基本歩掛のうち、場内整備の項の各欄を30/100の範囲内で減ずるものとする。</p>	<p>5-3-3-3 地盤に係る補正</p> <p>（略）</p> <p>5-3-3-4 施設単独に係る補正</p> <p>各浄水施設を個々単独で委託する場合は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）の第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛内訳の対象施設の各設計歩掛を20/100増加するものとする。</p> <p>5-3-3-5 分割発注に係る補正</p> <p>浄水施設の一部を1/2系列あるいは1/4系列で分割発注する場合は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）の第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛内訳の対象施設の各設計歩掛を10/100増加するものとする。</p> <p>5-3-3-6 場内整備に係る補正</p> <p>場内整備の内容が比較的簡易なものになる場合は、3-3-2-2 実施設計（詳細設計）の第5-1表、第5-2表、第5-3表、第5-4表、第5-5表に示す基本歩掛内訳のうち、場内整備の項の各設計歩掛を30/100の範囲内で減ずるものとする。</p>